令和3年 第4回

南会津町議会定例会会議録

南会津町議会

令和3年第4回南会津町議会定例会会議録目次

第1日 12月10日(金)

◎議事日程
◎本日の会議に付した事件
◎出席議員
◎欠席議員
◎説明のための出席者····································
◎事務局職員出席者····································
◎開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◎開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
◎議事日程の報告
◎会議録署名議員の指名
◎会期の決定
◎諸報告
◎報告第6号から議案第95号まで一括上程、説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◎議員定数と議員報酬に関する特別委員会中間報告9
◎散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2日 12月15日 (水)
◎議事日程
◎本日の会議に付した事件
◎出席議員
◎欠席議員
◎説明のための出席者····································
◎事務局職員出席者
◎開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◎議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 5
◎発言の訂正
◎一般質問⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯ 1 6

湯	田	芳	博	議員	3				
湯	田		哲	議員3 1	1				
室	井	英	雄	議員)				
渡	部	訓	正	議員6 1	1				
JII	島		進	議員75	5				
丸	Щ	陽	子	議員8 2	2				
◎散组	会の宣	[告…	•••••	8 {	9				
	第3	3 日	1 2	月16日(木)					
◎議事	事 日程	ૄ	•••••		1				
◎本日	日の会	議に	こ付し	た事件······9 1	1				
◎出♬	常議員	∮ ·····	•••••	9 1	1				
◎欠♬	常議員	∮ ·····		9 1	1				
◎説明	月のた	こめの)出席	清者	1				
◎事績	务局聙	战員出	出席者	9 2	2				
◎開詞	養の宣	[告…	•••••	9 5	3				
◎議事	事 日程	星の韓	设告…	9 §	3				
◎ 一角	受質問	∄·····	•••••	9 §	3				
楠		正	次	議員95	3				
馬	場		浩	議員102	2				
山	内		政	議員)				
◎散组	会の宣	[告…	•••••		5				
	第 4	日	1 2	月17日(金)					
◎議事	事 日程	⋛⋯⋯	•••••		7				
◎本日	日の会	議に	に付し	た事件····································	7				
◎出♬	諸議員	∮ ·····	•••••		3				
◎欠席議員									
◎説明	月のた	<u>-</u> めの	出席	清者	3				
◎事績	务局聙	战員出	出席者	÷·····································	3				

◎発言の申	出		2 9
◎開議の宣	告		2 9
◎議事日程	の報告	······································	2 9
◎報告第	6号	専決処分の報告についての質疑1	3 0
		専決第17号 工事請負契約の一部変更について(南会津町	
		防災行政無線設備更新事業)	
◎議案第8	2号	南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例の質疑、討論、	
		採決	3 0
◎議案第8	3号	南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例	
		の一部を改正する条例の質疑、討論、採決1	3 1
◎議案第8	4号	福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条	
		例の質疑、討論、採決1	3 2
◎議案第8	5号	みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例の質疑、	
		討論、採決	3 2
◎議案第8	6号	南会津町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正す	
		る条例の質疑、討論、採決1	4 2
◎議案第8	7号	南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例の質疑、討	
		論、採決	4 3
◎議案第8	8号	南会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の質疑、	
		討論、採決	4 4
◎議案第8	9号	工事請負契約の一部変更について(南会津町防災行政無線設	
		備更新工事)の質疑、討論、採決1	4 4
◎議案第 9	0 号	字の区域の変更についての質疑、討論、採決1	4 5
◎議案第 9	1号	字の区域の変更についての質疑、討論、採決1	4 6
◎議案第 9	2号	令和3年度南会津町一般会計補正予算(第6号)の質疑、討	
		論、採決	4 6
◎議案第 9	3号	令和3年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
		の質疑、討論、採決1	6 4
◎議案第 9	4号	令和3年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第2号)の	
		質疑、討論、採決	6 5

◎議案第95号	令和3年度南会津町水道事業会計補正予算(第2号)の質疑、
	討論、採決
◎日程の追加	
◎議案第96号	令和3年度南会津町一般会計補正予算(第7号)の上程、説
	明、質疑、討論、採決
◎議員派遣の件に	こついて
◎閉会中の継続調	周査について
◎町長挨拶	
◎閉会の宣告	
◎署名議員	179

令和3年第4回南会津町議会定例会 第1日

議事日程(第1号)

令和3年12月10日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸報告

日程第 4 報告第6号から議案第95号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 5 議員定数と議員報酬に関する特別委員会中間報告

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

	1番	五十	一嵐	芳	道	議員		2番	馬	場		浩	議員
	3番	Ш	島		進	議員		4番	湯	田	芳	博	議員
	5番	室	井	英	雄	議員		6番	渡	部	訓	正	議員
	7番	丸	Щ	陽	子	議員		8番	湯	田	良	_	議員
	9番	大	桃	英	樹	議員	1	0番	湯	田		哲	議員
1	1番	高	野	精	_	議員	1	2番	Щ	内		政	議員
1	3番	菅	家	幸	弘	議員	1	4番	星		光	久	議員
1	5番	楠		正	次	議員	1	6番	室	井	嘉	吉	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

 大 宅 宗 吉 町
 長 渡 部 正 義 副 町 長

 星 英 雄 教 育 長 小 寺 俊 和 総 務 課 長

星 良 栄 総合政策課長 鈴 木 秀 和 税 務 課 長 渡 部 秀 介 住民生活課長 阿久津 勝 英 健康福祉課長 室 井 利 和 星 博文 農林課長 商工観光課長 月 田 啓 建設 課長 遠藤知樹 環境水道課長 農業委員会 渡 部 さつき 会 計 室 長 菅 家 康 夫 事 務 局 長 学校教育課長 一明 生涯学習課長 橘 廣 野 友一郎 阿久津 正 人 舘岩総合支所長 伊南総合支所長 馬 場 誠 南郷総合支所長 酒 井 浩 哉

事務局職員出席者

星 貴夫 事務局長 星 彰 議事係長

開会 午前10時00分

◎開会の官告
り 開会の <u>単</u> 告
○室井嘉吉議長 おはようございます。
携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。
ただいまから令和3年第4回南会津町議会定例会を開会します。

·
◎開議の宣告
○室井嘉吉議長 これから本日の会議を開きます。
·
◎議事日程の報告
○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
V

◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番、室井英雄君及び14番、星光久 君を指名します。

───

◎会期の決定

○室井嘉吉議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から12月17日までの8日間と

し、明11日から14日まで休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月17日までの8日間とし、明11日から14日まで休会とすることに 決定しました。

◎諸報告

○室井嘉吉議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和3年第3回南会津町議会定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告、文教厚生委員会所管事務調査報告は、お手元に配付のとおりであります。

次に、10月11日に招集された令和3年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会に組合議員が出席し、審議した結果、提案された議案については原案のとおり可決されました。その概要は、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、令和3年度10月分までの例月出納検査の結果及び令和3年度定期監査 の報告書が提出されています。事務局に保管されていますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和3年第3回南会津町議会定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおりであります。

これで諸報告を終わります。

────

◎報告第6号から議案第95号まで一括上程、説明

○室井嘉吉議長 日程第4、報告第6号から議案第95号まで一括上程します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

令和3年第4回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご 多忙のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

これより、今期定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、報告第6号 専決処分の報告についてでありますが、本件は、地方自治法第180条 第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2 項の規定により報告するものであります。

専決第17号 工事請負契約の一部変更についてをご説明申し上げます。

本件は、令和3年5月14日付で株式会社カナデンエンジニアリング東北支店と契約を締結した南会津町防災行政無線設備更新工事について、愛宕中継局蓄電池交換の運搬を人力からヘリコプターへ変更したことや屋外拡声子局の環境色変更などに伴い、工事請負契約金額を224万4,000円を増額し、2億4,424万4,000円とするものであります。変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分したものであります。

次に、議案第82号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。 本案は、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例が施行されたことから、町条例につい て所要の改正を行うものです。

次に、議案第83号 南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改 正する条例をご説明申し上げます。

本案は、福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例が施行されたことから、町条例について所要の改正を行うものです。

なお、ただいまご説明申し上げました議案第82号及び第83号につきましては、次の議案第84号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例におきまして、一部改正部分が適用されるため、新規条例の議案の前に提案するものであります。

次に、議案第84号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例について ご説明申し上げます。

本案は、福島復興再生特別措置法の規定により、提出特定事業活動振興計画に基づく特定事業活動の用に供する特定事業活動施設等を新設等した事業者に対して課する固定資産税の課税 免除の措置を講ずるため、本条例を制定するものです。 本条例の主な内容は、農林水産業や観光事業等への風評被害に対応するための事業を行う者が、それらの活動の用に供するために設備投資した機械及び装置、建物もしくは構築物、建物敷地である土地に対して固定資産税を課すこととなった年度から5か年度分のものに限り、当該固定資産税を免除するものです。

次に、議案第85号 みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例をご説明申し上げます。

本案は、森林及び林業、木材産業関係者の拠点として、森林及び林業に関する情報発信、人 材の確保及び育成並びに木材製品及び森林由来製品の展示・販売機能を持つ施設を建設するこ とに伴い、本条例を制定するものです。

本条例の主な内容は、施設の名称・位置の明示及び指定管理者による管理と業務内容並びに 会議室等の利用料金などを定めるものなどであります。

次に、議案第86号 南会津町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例をご 説明申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法に代わり制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日から施行されたことにより、新法に対応した題名変更及び引用条項の整理を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第87号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。 本案は、出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部を改正する政 令が公布されたことから、町条例に引用する関連条文を改正するものです。

次に、議案第88号 南会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

本案は、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、道路の占用許可に係る施設として自動運転補助施設が追加されたため、町条例について所要の改正を行うものです。

次に、議案第89号 工事請負契約の一部変更についてをご説明申し上げます。

本案は、令和3年5月14日付及び令和3年10月25日付で株式会社カナデンエンジニアリング 東北支店と契約を締結した南会津町防災行政無線設備更新工事について、音達範囲をカバーす る、この音達というのは音が届く範囲ということです、音達範囲をカバーするスピーカー種別 の変更や新たな架空ケーブル更新などの変更に伴い、工事請負契約金額を390万5,000円増額し、 2億4,814万9,000円とするものであります。

次に、議案第90号 字の区域の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、国土調査事業において令和元年度に現地調査をいたしました中荒井第一地区の道の 一部及び5筆について、入り組んでいた字界をより明確にするため、字界の変更を行うもので あります。

次に、議案第91号 字の区域の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、国土調査事業において令和2年度に現地調査をいたしました中荒井第二地区の11筆について、入り組んでいた字界をより明確にするため、字界の変更を行うものであります。

続いて、議案第92号 令和3年度南会津町一般会計補正予算(第6号)をご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ6,031万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ136億9,652万8,000円とするものであります。

補正の主な内容でありますが、歳入予算におきましては、本年度の事業実施に伴い、追加や新たに交付決定となる国・県支出金などの計上のほか、ふるさと納税寄附金の追加計上及び事業費の確定見込みよる町債の減額などの計上であり、歳出予算においては、職員の人事異動等による人件費の補正をはじめ、新型コロナウイルスのワクチン追加接種費用の計上及び各種事業費の確定見込みによる経費補正が主な内容となっております。

なお、今年度の職員給与改定につきましては、人事院勧告のとおり、期末手当の支給月数を 0.15月分引き下げることが決定されたところでありますが、令和3年度の引下げに相当する額 については、国家公務員の取扱いを基本とし、令和4年6月の期末手当から減額することで調 整を行うことといたします。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第1款町税は、税額の確定見込みにより法人町民税が増加となったことから952万7,000円を 追加し、第15款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金の追加交 付及び3回目のワクチン接種費用に対する補助金などで4,578万6,000円を追加いたします。

第16款県支出金は、320万円を減額するもので、市立保育所運営費負担金などの減額が主であります。

第18款寄附金は、ふるさと納税寄附金などの収入実績により1,281万1,000円を追加計上する ものであり、第21款諸収入は、過年度負担金の返還金などで2,078万3,000円を追加し、第22款 町債は、各事業費の確定見込みによる補正で2,050万円を減額いたします。

続いて、歳出について、主なものをご説明申し上げます。

まず、各款にわたる職員の人件費の補正についてでありますが、今回の補正は職員の人事異

動等による補正でありまして、これからの款別の歳出補正予算の説明は、この人件費補正分を 省略して説明させていただきますので、あらかじめご了承願います。

第2款総務費は4,016万4,000円の減額で、その主な内容は、中山峠携帯電話エリア整備事業の工事内容の変更による減額及びふるさと納税寄附金のふるさとづくり基金への積立てを追加するものであります。

第3款民生費は、障害児入所施設の利用者増に伴う扶助費及び新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少したデイサービス事業に対する補助金をそれぞれ追加し、児童福祉関係では、保育所児童の見込み数の減少により保育所等運営委託料を減額する一方、保育体制の充実のための保育対策総合支援事業費補助金を追加し、款全体では665万3,000円の追加であります。

第4款衛生費は、新型コロナウイルスワクチン追加接種体制確保のための費用などの計上により、1,074万7,000円を追加するものであります。

第6款農林水産業費は、主食用米が大幅に下落したことから、稲作の安定経営のための緊急 支援事業補助金を新たに計上したことなどにより、3,782万6,000円を追加するものです。

第7款商工費は、新型コロナウイルス感染症の影響により融資を受けた事業者に対する利子補給補助金が実績見込みにより追加となること及び中止となった観光事業に対する補助金を減額したことなどにより、款全体では50万9,000円を追加いたします。

第8款土木費は、社会資本整備総合交付金事業費などの確定見込みにより373万8,000円を減額し、第9款消防費についても、消防車両格納庫建設事業費の確定見込みにより1,046万を減額いたします。

第10款教育費は、小学生農山漁村交流事業の中止及び前沢集落の保存事業の確定による減額が主でありまして、2,891万9,000円を減額するものです。

第12款公債費は、町債の利率見直しにより償還利子など201万1,000円を追加し、第14款予備費は、歳入との関連で8,731万9,000円を追加するものであります。

なお、既定の地方債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げました。

次に、議案第93号 令和3年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)をご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3,581万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,358万円とするものであります。

その主な内容は、歳入では、一般会計からの人件費繰入金及び前年度繰越金を計上するもので、歳出では、職員の人事異動等による人件費を補正するほか、国・県交付金の過年度精算金を計上いたしました。

次に、議案第94号 令和3年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第2号)をご説明申し 上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,927万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,265万3,000円とするものであります。

その主な内容は、職員の人事異動等による人件費及び各種介護サービス給付費などの利用実績見込みによる歳出の減額補正で、それに伴う国・県支出金、一般会計からの繰入金などの歳入補正をするものであります。

次に、議案第95号 令和3年度南会津町水道事業会計補正予算(第2号)をご説明申し上げます。

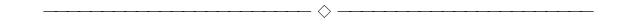
本補正予算は、収益的支出を123万5,000円追加し、支出の予定額を5億3,368万5,000円とするものです。

その主な内容は、職員の人事異動等による人件費の補正であります。

以上、本定例会に提案をいたしました議案14件、報告1件に関する説明とさせていただきます。

つきましては、よろしくご審議を賜り、ご議決いただきますようお願い申し上げまして、提 案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 これで、提案理由の説明を終わります。



◎議員定数と議員報酬に関する特別委員会中間報告

- ○室井嘉吉議長 日程第5、議員定数と議員報酬に関する特別委員会中間報告を行います。 議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員長、橘正次君。 委員長、楠正次君。
- ○15番 楠 正次議員 ただいま議題となりました特別委員会委員長の楠でございます。 これより、議員定数と議員報酬に関する特別委員会の中間報告を行います。

議員定数と議員報酬に関する特別委員会は、令和3年6月定例会で設置され、7月21日、8

月19日、10月19日、12月7日の4回の会議を開催し、調査研究を行ってきました。

定数と報酬は、南会津町議会基本条例で、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、 将来の予測と展望を十分考える、ここがありました。また、改正理由の説明を付して議員が提 案するものとすることとされており、議員自らが議論していくことが義務づけられています。

このことから、特別委員会では、次の改選の1年前、令和4年4月を目途に報告・公表する こととし、以下の項目について調査研究を行いましたので、報告します。

委員氏名、調査日は割愛させていただきます。

調査内容に移ります。

議員定数についてでありますが、視点1として、議員定数が16名になったことの影響。

令和元年5月から議員定数が16名となり、委員会構成は、総務委員会6名、産業建設委員会5名、文教厚生委員会5名となり、5名となった2委員会では議論に多様性が薄れた、意見が偏る傾向があるという意見がありました。

議員研修会で講師をしていただいた山梨学院大学、江藤俊明教授は、議論に適した委員数を 6名から8名としていることからも、常任委員会を2つにしてはという意見も出されましたが、 議会日程や議会構成に影響が出るため、全議員での熟議が必要であると考えております。

一方、令和3年9月定例会より、予算決算委員会を充実させるため、予算決算を決める3月、9月の定例会前に常任委員会を開催するとともに、同定例会における常任委員会の時間配分を長くする取組みが開始されました。この取組みの効果を実感している委員は少なくなく、委員数が減っても、熟議のための努力や工夫の手段はあることを確認しました。

視点2として、町の広い面積であります。

886.47平方キロメートルという面積、中山峠、駒止峠に隔てられる地勢は南会津町の特徴の一つであり、降雪量や生活圏や文化的特色にも違いがあり、議員定数を考える上でも重要な視点の一つと考えます。単純に面積だけの比較ではない議員定数の在り方、4地域の声を行政に届けるための議員定数を検討する必要があります。

視点3としては、人口減少への対応であります。

人口減少が著しく、これに対応した議員定数の在り方を考える必要はないかの疑問がある一方で、議員は人口1,000人に1人という指標もございます。これは、明確な根拠があるわけではありません。実際に郡内の人口1,000人未満の自治体でも、議員定数は8名となっていることからも分かるとおり、議会の役割を果たすために必要な機能、それを遂行するための議員定数を導く必要があります。したがって、人口に合わせた議員定数ではなく、議会機能を果たす

ために必要な議員定数という視点から考えなくてはならないと考えます。

面積と人口という観点から地域別の人口調査を行い、町全体と地域別での人口の推移も確認いたしました。別添として資料を添付してございますので、後ほどご覧いただきたいというふうに思います。

議員定数についてでありますが、視点の1として、前回までの議員活動記録とコロナ禍の活動状況。

これまで南会津町議会では、議員報酬を議員活動の役務の対価として捉え、詳細な活動調査を行った上で議員報酬を定めようと積み重ねてまいりました。これは原価方式ということでありますが、しかし、昨年から新型コロナウイルスの感染が拡大し、町の式典やイベントの多くが中止され、議員派遣等は著しく減少いたしました。このことから、活動量を比較することは困難な状況であり、活動量から議員報酬を導くことはできないと判断いたしました。

視点の2としては、県内自治体議会との比較についてであります。

原価方式での積算が困難な状況下にあっては、県内自治体や類似自治体との比較による算出 方式、比較方式でありますが、これは有効であり、調査を行いました。別添資料もございます。 南会津町議会の議員報酬は、県内町村の中では高い位置にあることを確認しております。

視点3として、住民の状況と理解についてであります。

議会は住民自治の根幹であり、住民の理解なしに考えることはできないという江藤俊明教授の言葉からも明らかなように、住民の理解なしに議員定数と議員報酬を考えることはできないので、前回、前々回の特別委員会では、町民アンケートや住民説明会を実施し、住民の意見を調査しました。

特に前回は、議員報酬月額3万円を増加させる提案に対し、西部地域では理解する声があった一方、東部地域では大変厳しい意見が多くございました。新型コロナウイルスの感染拡大で経済活動や住民生活に大きな影響がある現在、議員報酬を検討する時期に適さないと、現在のところ判断いたしております。

その他の意見としては、若い人や女性が少ない議員構成になっている、若い人や女性が議員になりやすい環境を考える必要があるのではないか。また、全国的に中山間過疎地域において、議員の成り手不足の問題が生じている。物価や社会保障費に対応した議員報酬の在り方の検討が必要ではないか。また、議員報酬を決定するに当たり、第三者機関である特別職報酬等審議会への諮問を行っていますが、審議会委員の皆さんに議会の役割や議員活動の実態について理解を深めていただく説明が必要ではないかなどの意見がございました。

まとめといたしましては、上記のとおり、特別委員会では議員定数と議員報酬に関し調査を 行ってまいりました。定数については、前回の改選から定数が2名減になったことの影響、人 口減少や面積から適切な定数の在り方を検討しております。また、報酬については、コロナ禍 である状況で、以前行った活動調査を行うことが困難であると判断し、県内の自治体との比較 を行い検討してまいりました。

11月には議員アンケート調査を実施し、全議員から多くの率直なご意見を聴取できました。 今後、3月定例会での最終報告に向け、特別委員会ではアンケートの結果を精査し、1月、2 月に議員間討議を行い、議論を重ね、結論を導きたく考えておりますので、議員各位におかれ ましては、ご理解とご協力を切にお願い申し上げまして、中間報告とさせていただきます。

○室井嘉吉議長 それでは、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

質疑は終わります。

これで、議員定数と議員報酬に関する特別委員会中間報告は終わりました。

◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の本会議は12月15日午前10時から開議し、一般質問を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時32分

令和3年第4回南会津町議会定例会 第2日

議事日程(第2号)

令和3年12月15日(水曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問

4番 湯 田 芳 博 議員

10番湯田 哲議員

5番 室 井 英 雄 議員

6番 渡 部 訓 正 議員

3番川島 進議員

7番 丸 山 陽 子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

	1番	五十	上嵐	芳	道	議員	2番	馬	場		浩	議員
	3番	Ш	島		進	議員	4番	湯	田	芳	博	議員
	5番	室	井	英	雄	議員	6番	渡	部	訓	正	議員
	7番	丸	Щ	陽	子	議員	8番	湯	田	良	_	議員
	9番	大	桃	英	樹	議員	10番	湯	田		哲	議員
1	1番	高	野	精	_	議員	12番	Щ	内		政	議員
1	3番	菅	家	幸	弘	議員	14番	星		光	久	議員
1	5番	楠		正	次	議員	16番	室	井	嘉	吉	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅宗吉 町 長 渡部正義 副 町 長

星 英 雄 教 育 長 小 寺 俊 和 総 務 課 長 星 良業 総合政策課長 室井辰也 税務課長補佐 渡 部 秀 介 住民生活課長 阿久津 勝 英 健康福祉課長 室井 利 和 農林課長 博文 商工観光課長 星 啓 建 設 課長 遠藤知樹 環境水道課長 月 田 農業委員会 渡 部 さつき 会 計 室 長 菅 家 康 夫 事 務 局 長 学校教育課長 生涯学習課長 渡 部 浩 明 廣 野 友一郎 阿久津 舘岩総合支所長 馬場 伊南総合支所長 正人 誠 酒 井 浩 哉 南郷総合支所長

事務局職員出席者

星 貴夫 事務局長 星 彰 議事係長

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いいたします。 これから会議を開きます。

◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎発言の訂正

○室井嘉吉議長 ここで副町長より発言したい旨の申入れがありましたので、これを許可します。

副町長。

○渡部正義副町長 皆さん、おはようございます。

令和3年12月10日に開催されました議会全員協議会における稲作経営緊急支援事業の説明に関し、4番、湯田議員から財源に関する質問をいただきました。その際、私の答弁は一般財源で賄うものであり、今後国の交付金の交付があれば、その財源として充当を考えている旨の発言を申し上げたところでございます。正しくは約半分の額について臨交付金を充当し、残りを一般財源で賄うものでありますと答弁すべきでございました。答弁内容に誤りがございましたので、おわび申し上げ、訂正をさせていただきたいと思います。

なお、補正予算書に計上している詳しい数字でございますが、歳出予算にある稲作経営緊急 支援事業補助金は、4,927万9,000円でございます。その財源は2,629万7,000円が新型コロナウ イルス感染症対応地方創生臨時交付金であり、残り2,298万2,000円、これを一般財源で賄うも のでございます。

以上でございます。大変失礼をいたしました。

○室井嘉吉議長 ただいまの説明のとおりでございますので、ご了承願います。

◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書の規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭にお願いをいたします。

----- ♦ *-----*

◇ 湯 田 芳 博 議員

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君の登壇を許します。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 議場にお集まりの皆様、おはようございます。

議席番号4番、湯田芳博であります。

かねてより申し上げてきたところでありますが、本議会は行政の長はもちろん、議員各位に あっても、町民からの信頼を得てここに席を与えられたものであります。したがいまして、本 議会は住民生活の現状に寄り添う施策の実現に向かい、併せて次世代を生きる方々のために、 未来創造へとつながなければなりません。そして、そのつなぐ手だてとして、政策及び制度設 計を決定するとても重要な責任を担うことと認識をしております。ついては、言葉の真意を察 しつつ、町民目線に近い本質的な課題解決向けた深みのある議論展開になるよう切望いたしま して、これから一般質問を行います。

初めに、公約に掲げた政策の実態的成果についてであります。

令和3年9月議会定例会における、私の一般質問、公平、公正な予算編成と選挙公約の実行に対する答弁の中から祇園祭の町をテーマに、にぎわいのあるまちづくりで、中心市街地の活性化に取り組む、一つありました。次に、地元企業を支援し若者定着に向けた雇用対策を推進する、この2つの回答をいただきました。そこで今回これらの回答に対する質問をいたします。

その1つ目、田島中心市街地の活性化の一つであります上町地区の石蔵及び日本家屋の施設整備に関する町の方針や事業者公募に関する実施要領等を取りまとめると、こういうことでございましたが。これらの成果をお示しいただきたい。

2つ目、地元企業である土木建設や建築関係関連事業所などの雇用実態と取組みを進めた政 策的成果についてお示しをいただきたい。

次に、住民が生活の拠点とする集落など、そこで行われる協働力や環境保全政策についてお 尋ねをいたしますが、その1点目、区長(坪長)及び行政連絡員の在り方を見直す考えはある かどうかお尋ねをいたします。

2点目、空き家、空き店舗の利活用推進については、役場内で施策の検討を行っているとの ことでございましたが、この具体的な計画に現在至っているかどうか、これをお示しいただき たい。

3つ目、空き家バンク制度の運用に問題はないか、ご見解を賜ります。

次に、商業地及びその周辺地区を衰退させないための生活環境整備についてであります。国 道121号線沿いに形成された田島商業地の経済活力を呼び込むため、商業地を取り囲む周辺住 宅地の狭小な生活道路を改良する計画はあるか。あるいは、それらの冬除雪対応についてご見 解を求めます。

これらの質問はいずれも町長に答弁を求めるものであります。

以上、壇上での質問要旨とさせていただきますが、与えられた時間内において再質問をさせていただくことといたします。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 おはようございます。

4番、湯田芳博議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、公約に掲げた政策の実態的成果に関する1点目、田島中心市街地の活性化の一つであります上町地区の石蔵及び日本家屋の施設整備に関する町の方針や、事業者公募に関する実施要領等を取りまとめるとの答弁に対する成果を示せとのおただしでありますが、上町地区の石蔵及び日本家屋の施設整備に関する町の方針につきましては、公の施設として管理運営を行うのではなく、当該施設を有効活用したいという業者からの提案を募集し、その提案内容に沿った形で町が直接または選定業者に町が助成する形で整備をしたいと、そのように考えております。

しかしながら、中心市街地のにぎわいづくりは、上町地区の石蔵及び日本家屋の整備、活用

や、行政の力だけでは成し遂げられないと、そのようにも考えております。まちなかに点在する地域資源や沿線事業者、地域住民、来訪者等を有機的につなぎ、取組みを継続させることができるような仕組みづくりが重要であると、そのように考えております。

したがいまして、事業者公募に関する実施要領等につきましては、そうした町の方針等を反映させるため、まちなか再生で実績のあるコンサルタントからアドバイスをいただいたり、南会津建設事務所と道路や歩道の改良等について協議を行っているほか、中心市街地活性化事業検討委員会や町内のまちづくり団体、商工会などと意見交換を行うなど、準備、作業を進めているところであります。正式な話合いの中でなくても、それぞれの個人、あるいは団体等から提案をしていただくような状況にもなりました。しかしながら一方で、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策に傾注している現状、さらには、人との接触機会を極力減らすといった感染症対応等もあって、進捗度合いがなかなか上がっていかないというのも今の現状であることもご理解願いたいと思います。少しずつは前に進んでいると、そのようにも私としては実感しております。

次に2点目であります。地元企業である土木建設や建築関連事業所などの雇用実態と取組を 進めた政策的成果を示せとのおただしでありますが、土木建設や建築関連事業所などの雇用実 態につきましては、求人募集を行ってもなかなか求職者が集まらず、慢性的な人手不足にある ほか、若者の就業が少ない状況にありまして高齢化が年々進んでいると、そのように思ってい ます。

なお、このままでは、若い世代へ技術や技能等の継承が危惧されるほか、有資格者の確保ができなければ、災害時の復旧作業や冬期間の除雪といった町民の生活にも支障を来たすおそれもあることから、町といたしましては、がんばる企業・人材育成事業や若者定住応援プログラム交付金事業等により、資格取得などの人材育成や若者の労働力確保等に対しても支援を行っているところであります。

次に、それらの取組みを進めた政策的成果につきましては、平成30年度から現在までの実績として、がんばる企業・人材育成事業により、冬期間における除雪オペレーター育成のための大型特殊免許等を取得した方が6事業所で13人、そのほか、資格取得等が3事業所で延べ26人となっております。人材育成だけでなく、労働環境の改善や事業者の負担軽減にも寄与しているものと、そのようにも考えています。

また、若者定住応援プログラム交付金事業により、土木建設や建築関連事業所へ就職された 方は7人となっております。新規学卒者やU・Iターン者の人材確保だけでなく、若者の定住 等にもつながっているものと、そのようにも認識しております。

次に、住民が生活の拠点とする集落などの協働力や環境保全政策はに関する1点目、区長、坪長及び行政連絡員の在り方を見直す考えはあるかとのおただしでありますが、町では、町と町民との間の連絡等に関する事務の円滑化を図るために、行政連絡員を担当区域ごとに設置しておりまして、行政連絡員は町規則により原則、区長をもって充てることとしております。町内全95人の区長のうち77人の方は行政連絡員を兼ねている、そのような状況にございます。各地区の定めにより選任されている区長が行政連絡員を兼ねていただくことで、町と町民、地域の連携が円滑に行われることができると、そのようにも考えております。

町ではこれまで各地域の区長、行政連絡員会議及び懇談会の開催を通して、課題と要望事項の把握に努めてまいりましたが、議員おただしの区長、坪長及び行政連絡員の在り方を見直すべきとの意見ではありませんでした。しかしながら、今後も、町と区の円滑な連絡調整のため、区長、行政連絡員と連絡を図りまして、各地域、各地区の実態と課題の把握に努めてまいります。それぞれの高齢化している地域の中で役員の成り手がないということは、どの地域も共通していると思われますので、町としてもその辺も十分考慮した中で、地域の皆さんと話合いを進めていく必要があると、そのように思っています。

次に2点目であります。空き家、空き店舗の利活用推進についての施策の検討や具体的な計画についてのおただしでありますが、空き家等の利活用については南会津町空家等対策計画で基本方針を定め、空き家バンクの運用を行っております。

現在の主な空き家等の施策の検討状況でありますが、移住対策と連動し、南郷トマト生産の 担い手確保の観点から、南郷地域の空き家とトマトの圃場をセットにすることができないか検 討しております。

また、町営住宅についても、近年、空き物件が増えていることから、その利活用について検 討してきたところであります。過日、本町の移住希望者にオンラインで物件の紹介を行いまし たところ、来月から1世帯が入居することになりました。

また、空き店舗の活用につきましては、来年度、商工会と協力をし調査を行う計画となって おり、現在、協議を進めております。

現段階では以上のとおりでありますが、今後も関係各所との検討を進めてまいりますので、 ご理解をお願いしたいと思います。

次に3点目であります。空き家バンク制度の運用に問題はないかとのおただしでありますが、 現在、本町の空き家バンクのニーズが高まりまして、本年は11件の売買契約が進んでいる一方 で、賃貸のニーズも多くなっておりますが、空き家所有者の多くは売却を望んでおります。空き家バンク物件のミスマッチが起きています。今後、これらの課題解消に向け、不動産事業者と連携した取組みを進めたいと考えております。売りたい方といいますか、そういう方に対しては、やはりその物件の価格といいますか、その辺の認識といいますか、実際の動向といいますか、その辺のずれも生じているのかなと、そのようにも考えておりますので、不動産業者と連携した取組みが必要なのかなと、そのようにも考えております。

次に、商業地及びその周辺地区を衰退させないための生活環境整備に関して、国道121号沿いの田島商業地を取り囲む周辺住宅地の狭小な生活道路の改良計画と、除雪対応を示せとのおただしでありますが、田島地域中心部には、幅員4メートル未満の、いわゆる狭隘道路が多くあります。それぞれが生活道路や通学路として町民の生活を支えています。それら狭隘道路の多くは、住宅が密集している場所にあり、地権者も複雑に入り組んでいる場所も多いことから、全体的な改良計画は持ち合わせておりませんが、基本的には行政区を通して地権者などの同意を得た形で改良要望をいただき、財源確保などの諸条件が整い次第、改良事業に着手するようにしております。

また、狭隘道路の除雪に当たりましては、可能な限り大型除雪車による効率的な作業に努めておりますが、幅員的に大型除雪車が入れない道路、これにつきましては雪押し場を確保した上で、除雪ネットワーク事業により小型除雪車などで対応しているのが現状でございます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させます ので、よろしくお願いします。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 まず、祇園祭のまちづくりといいますか、イメージしたにぎわいをつくるとありますが、祇園祭でにぎわうと、いわゆるそこの関係者、あるいは周辺の住民はどのような状況になるか、どのような状況をつくり出すか、まずお聞きしたいと思います。
- ○室井嘉吉議長 商工観光課長。
- ○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

これまで800年以上の伝統と歴史のある田島祇園祭、去年、今年とコロナで規模縮小という 形で実施いたしましたが、やはり、地域住民にとって大切な行事であるということは改めて認 識されたというふうに理解しております。我々にとってそういった大切な行事、こういったも のを一人でも多くの方々に、そういった文化といいますか、そういったものを伝えていきたい と思っておりますし、意見交換した中でもやはり改めてそういうものを再認識して、何かまち づくりに伝えていきたいというようなご意見を伺っているところでございます。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 町民の方々が自分の暮らしに豊かさを感じる、あるいは充実感を見いだすことができる、これにはいろいろあるでしょうけれども、簡単に言いますと、それぞれの商売がよくなるということです、まずは。そして、商売がよくなるとどうなるかということは、収入が増えて家庭をしっかり安定させる、ここのことが見えてくるということです。

だから、祇園祭があって、そのにぎわいがあるというのは、過去の私たちの子供の頃のにぎ わい、覚えていますが、それはずっと前の先代の人たちが城下町として、疫病や様々な生活不 安を何とか、自分たちの手だけでは解決しない問題をそういうものをやることによって共有し、 そして生きていこうと、力を合わせて生きていこう、それが伝統的につながっていって、多く の人たちが町外から、その文化に触れたいということで来るわけです。

そこで、言葉はとても大事です。大事ですが、これらをつなげながらと、有機的につなげていくというお話がありましたが、有機的につながっていくものなんですよ、必然と。こちらに光が見え、こちらに新たな芽が出てくれば、有機的につながるんです。だから、私は、今回、この町のお金で、公的施設として手に入れた石蔵と日本家屋をどういうふうに有機的につなげていくのか教えていただきたい。

- ○室井嘉吉議長 商工観光課長。
- ○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

石蔵と日本家屋の活用につきましては、商工会のほうに中心市街地活性化事業検討委員会というものをつくっていただきまして、その中で検討していただきまして、町のほうに提案をいただいた形とはなっておりますが、ただ、その計画はあくまでその委員の方々からの思いといいますか、そういったもので提案したものでありまして、地域住民ですとか、沿線の事業者、あと町の考えとか、そういったものが入っていない提案になってございます。そういった意味で、町といたしましては、そういった提案いただいた内容を基に、地域の住民の方、さらには沿線の事業者の方々と、あそこの石蔵と日本家屋を整備しただけではやっぱりそういったにぎわいのある中心市街地というのはできませんので、こういったものを活用して、こういったことをやったらいいんじゃないかと、そういったものに我々も協力するよというようなことで、町とか、商工会だけではなくて地域の方々で協力し合って、そういったにぎわいをつくる、まちづくりを行っていけるような、そういったものをつくっていきたいというふうに考えております。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 私の認識では、税金を使って購入するんですよ。税金を使って町の所有物にするわけですよ。だから、その時点でこういうものにしていこう、こういうやり方をしながら有機的に次につなげていこう、考えてから普通は買いませんか。個人的に考えたら、私はあそこの建物を買いたい、そのときに漠然と買うんじゃないでしょう。あそこは、私は料理の腕に自信があるから、あそこだったら料理屋に向いているだろうからといって買うんじゃないですか。これから考えるんですか。今まで考えたこともあるでしょう、買う前に。それを教えてください。
- ○室井嘉吉議長 商工観光課長。
- ○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

これまで平成の時代から、昭和のときのことまではちょっと把握しておりませんが、何回も商工会と町のほうでやり取りをしまして、あそこの石蔵の活用等についていろいろご提案をいただいたり、協議してまいりましたが、具体的に進むというような話になりませんでした。また、所有者の方もあそこについて売却してもいいとか、そういう話にもならないような状況があったものですから、町としては、そういった提案をいただいてもなかなか所有者との交渉がうまくいかなくて、なかなかまちづくりにつなげることができなかったような状況にあります。昨年度、購入した際に、所有者の方々もそういった町のまちづくりとかそういうのに生かしていただけるようなことであれば、売っても構わないと。ただ、高齢ということもありまして、買うか、買わないかについては、近日中に返答していただきたいというようなお話もありました。先ほど申しました商工会に委託して検討していただきました提案の中でも、やはり日本家屋と石造りを使って、中心市街地にぎわいづくりにつなげていくというような提案もありましたので、町としては、第三者、違う方に売られてしまったりとか、あとは相続問題等で購入できなくなっても困ると思いまして、あそこを活用するという考えには変わりがないので、購入させていただいたというような経緯にございます。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 活用するのに変わりはないのでと、当たり前のことじゃないですか。 活用するから買うんでしょう。自分のお金を出すと思って、町のお金を出すにしても、自分から出ていくという認識でやらなかったら納税者は、あるいは国や県を通してくる交付金や補助金や、これ全て国民のお金です。コロナの場合はちょっとそれは認めます。コロナというのはいろいろやりたくてもできないことが制限されていますので、それは認めますが、それでも、

お話いただいたその答弁の中の言葉が非常に抽象的なんです。分からないんです、私。イメージしようにもイメージできない。あそこを使って、西町地区から例えば上中地区まで、こういうふうなものを何とか人の流れをつくりたいとか、あるいは、あそこをつくることによって、あそこにある、いわゆる商店街として入っているコーヒー店だとか、酒屋だとか、そういうものがこういうふうになるだろうとか、そういうことが少しでもあったら、私たちは、ああ進んでいるなと、こういう認識になるんです。有機的だとか、つなぐとか、活用するとか、これは実態が見えてこないんです。

私はここで実態のある成果を求めた。でも、そこまで検討というか、協議が行き届いていないので、次の質問にいかせていただきます。

土木建築、建設、ここの実態、先ほど答弁ありましたが、共通して困っていることは何だというふうに認識していますか。もう一回お答えください。

- ○室井嘉吉議長 建設課長。
- ○月田 啓建設課長 お答えいたします。

建設業、一般的に困っている状況というのはまさに高齢化と、あと人材不足だというふうに 考えております。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 高齢化というのも抽象的ですよね。高齢化、何歳までが高齢化ですか、 その建設業で言うと。
- ○室井嘉吉議長 建設課長。
- ○月田 啓建設課長 お答えいたします。

何歳という定義までは調べておりませんが、全体的に、今いらっしゃる方が1歳ずつ年を取って、なかなか若い人が入っていない。全体的にその年齢が上がっている、そういった状況であるということで、ご認識いただければと思います。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 今の言葉もそうです。一般的にと言ったり、全体的にと。これ全部抽象的です。あのね、私が全ての状況をつかんでいるわけではないです。ないんですが、聞いたら、何とか70歳までは働いてほしいというのが事業者のほうの希望です。ところが、従業員のほう、社員のほうは、体の状態、今は働けるんだけれども、医者に通いながらやっと体にむち打って、会社の意向もあるので勤めていますという人もいます。ですから、高齢者という言葉一つ取っても、イメージできない。執行部側が、先ほど私言ったように、施策を展開する側が

抽象的であっては物事というのは前に進まないんです。つまり、かゆいところに手が届かない んです。

人手不足は30代から40代の、いわゆる無資格者でもいいんだと。先ほど町長から答弁あったように資格を取らせてあげようという制度があるわけですから、無資格者でもいいんです。だけれどもいないんです。こういう実態は認識していましたか。

- ○室井嘉吉議長 建設課長。
- ○月田 啓建設課長 お答えいたします。

建設事業者さんの方と懇談する中でそういった話は聞いておりましたし、あと、ハローワークの求人情報を見ながらもそういった情報、人手不足であるということは感覚としては認識をしておりました。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 人間はまず状況を確認します。情報を入手します。そして、なるほど そうかというふうに認識をします。今、認識したと言いました。認識したら、今度はそれはど こに原因があるのかという分析をするはず。分析はしていますか。
- ○室井嘉吉議長 建設課長。
- ○月田 啓建設課長 お答えいたします。

業界に若い方入らないというのは、今、全体としましては、働き方改革ということで、なかなか土木事業者全体が週休2日制ですとか、若者が入ってみたいという、そういった労働条件になっていないのが一つの原因ではないかなというふうに考えているところでございます。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 もう全体的にと使う言葉はもう体にしみ込んでいるんですね。私はなかなか全体的に捉えられないんです、これだけ生きていても。一人一人が違うんです。一社一社が違うんです。だから私は全体的にという言葉はなかなか使えない。自信を持って使える勇気がないです。

そこで事業者が、今言ったように、週休2日制とか働き方改革とかもありますけれども、給料の面あるんですよ。私が聞いた限りでは、会計帳簿を見たわけじゃないです。これは秘密の事項になるので。ただ、お話を聞いた中で、年収が240万円から250万円、これは全てではないです。ある会社は私のところにうちは300万円以下の人はいませんと言う人がいました。なぜ違うのか。なぜそれだけの開きがあるのか。何か、どういう認識しています、違いがあることに対して。

- ○室井嘉吉議長 建設課長。
- ○月田 啓建設課長 お答えいたします。

なかなかですね、1社ごとにその年収ですとか、待遇を我々がなかなか管理することはできないというふうに感じております。ですので、回答も全体的にという話になってしまうんですが、そういったことで具体的には個別にその待遇を調査しているわけではございませんので、その違いというのは私のところでは理解しておりません。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 何回も言うようですけれども、政策を展開するための施策というのは、 実態が分からなかったら手を打ってみようがないんです。ですから、調査していなかったら、 なぜ調査できないのか、人が足らないのか、時間がないのか、何かまた原因があるのか分かり ませんけれども、調査しようと、そしてこの町の実態を正確に詳しく知ろうと、その上で、知 ったからといってできないこともありますから、そういうことを考えながら、町民の暮らしに、 あるいは事業に近づいていくのが町民目線じゃないですか。

ですから、今やっていることは、私は無駄だとは言いません。やっぱりルールにのっとって やっていると思います。しかし、実態はかなりかけ離れてきているんではないかなということ をもうちょっと認識した上で、町民に寄り添う、そういう施策展開にしていただければ、私は 町民からのありがたい言葉が返ってくるんではないかと、こんなふうに思っております。

それでは、時間も経過してまいりましたので、次の質問に入りますが、区長さん、私は区長と行政連絡員はわざわざ分けた理由があったと思ったんですけれども、何か兼務をしている、 原則的に兼務をさせるということなんですが、そこの原則的に兼務をさせる理由をちょっとも う一回教えてください。

- ○室井嘉吉議長 総務課長。
- ○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

理由といいますか、南会津町行政連絡員規則の中で第3条の中に行政連絡員は区長をもって 町長が行政連絡員を委嘱するというように明記をされておりますので、そのことをもってその ような対応になっているということでございます。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 そうすると、区長には町からの報酬が出しにくいから、行政連絡員という、いわゆる事務作業をさせることによってその報酬を出すという、そういう流れというふうに理解してよろしいんでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 総務課長。
- ○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

各区の区長さんが事務作業をするための方とは認識しておりません。区長さんは区のまとめ 役でありまして、集落の意志を決定したり、そういうものでありますので、事務作業をすると いうことではなくて、町との連絡の事務作業については行政連絡員ということで、そのこと対 する報酬として支払っているということで、別と考えております。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 そうしますと、一部行政連絡員と区長が別々にやっているところもあるようでしたので、そこはどういう理由でなっていますか。
- ○室井嘉吉議長 総務課長。
- ○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

今ほど申し上げました規則のただし書に、事情により区長が行政連絡員となることができないときは、区長が区の役員のうちから推薦する者を委嘱するというただし書がございます。

事情がそれぞれ区によってありますので、例えば行政連絡員としての仕事はできないけれど も、区の仕事は区長としての責任は全うできるという地区もございます。さらに、行政連絡員 という方については、地域が広ければ1人では足りないので、各1つの区に数人いる場合ござ います。そういうような個別の事情をもってそれぞれ別な地区があるというふうに認識をして おります。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 兼務の件は理解をいたしました。

それで、区長というのが大変少子化が続いて、特にいわゆる就業人口が減ってきている。つまりある意味では集落のいろいろな課題、問題に取組みをできる、あるいは行動力が伴う人材がいなくなってきている。場所によっては女性も区長になっているというお話も聞いていますが、この区長さんの業務について、なぜ区長に成り手がない、あるいは役員として区長を補佐する人選がうまくいかない、こういう話については聞いていますか。また、その状況を把握していますか、教えてください。

- ○室井嘉吉議長 総務課長。
- ○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

町長答弁いたしましたように、町と区長との懇談会等を年に開いております。田島地域におきましてもこの秋にも区長さん方にお集まりをいただきまして、2時間程度の懇談会を行って

おります。その中で、各区長さんが成り手がいなくて困っているとか、区長はいやいややっているとか、そういう話題については町のほうには上がってきておりません。多分、それぞれの区の中では、苦労されているんでしょうけれども、今自助努力の中で区長さんが交代でやるとか、そういう分担を、仕事を分ける中で各区で努力をされて存続をされているというふうに認識をしております。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 そうしますと、いわゆる全体会の区長さん方が集まった席上では、成り手がないとか、いわゆる区長がどれほどしんどいかとか、そういったことは上がってきていないと、こういう認識ですね。じゃ、そのように私が知っている方々には伝えます。

その上で、ある区内の問題で、町に何とか改善を求めた結果、区長を通してくださいという ふうに言われたと。これは一人や二人じゃない。区長を通すというのはどういう意味なのか教 えてください。

- ○室井嘉吉議長 総務課長。
- ○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

区というのは、法律上区というものが決まっているわけではございませんが、法律上市町村というものは決まっております。そこを構成するものが慣習法ではないですけれども、区というものがあるというふうに認識をしております。したがいまして、その中に住んでいる方々の意志というのは、区を通して市町村に出していただくということで、政策として実現をしていくと。個人個人の意見を町は取り入れるということはなかなか人材上も、財政上も難しいということがありますので、区の総意として要望していただければ、そこで町としての考え方として対応ができるというような仕組みだというふうに考えております。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 これは、私とは大変大きな認識のずれがあります。先ほど住民目線と言いました。そして、町の総合振興計画の中にも町民目線、そういう言葉があります。町民目線で、いわゆるこういうふうにきちんと組織化されたところのルールとして、その代表を通してものを伝える、区は言ってみれば集落の任意の、しかもそこで生活する人たちが違いを自由に認め合いながらやる場所です。そこで、その住民がこんなことをしてほしい、こんなことで実は今困っているんだ。仮に区長さんに言ったとします。区長さんが取り上げなかったら、それは何にもなかったことになってしまうんです。

確かに限られた職員数で処理するのは困難かもしれません。しかし、知恵を絞りましょうよ。

何でもかんでも役場の職員がやらなくたっていいじゃないですか。そういう意味で、私は今後、この今のある制度が随分前にできた制度なので、今空き家が進み、人口が減り、そして、獣対策が大変なこの時期に在り方をもう少し検討されたらどうかなと、こういう思いを持っております。

それで、次にまいりますが、空き家についてでありますが、いろいろ空き家対策についてしているような言葉がありましたが、2人が住み着いたとか、いろいろありますけれども、空き家がものすごいスピードで進んでいるんです。これは、結果として、見える形でお年寄りになって施設に入ったとか、あるいはそこで、何ていうんですか、生活していた親を引き取ったとか、結果空き家になります。だけれども、空き家の原因て、元をただせば仕事がないからですよ。若い人たちに多様な、今土木人手不足ですから土木に行きなさいと言っても、私は外の仕事無理なんです。事務をやりたいんです。あるいは私は福祉が好きなんです。あるいは保育をしたいんです。いろいろ多様なんです、人の思いというのは。でも、それを選べない町になってしまったんです。ないんです、本当に。

だから、この空き家対策というのは、いろいろな法律をつくって、基本計画つくっていろいろやるのはいいでしょう。でも、もっともっと空き家が出た集落に行って、その近くに住んでいる人たちの意見を聞いてください。実は、子供さえ残ってくれれば、子供さえここにいてくれればよかったんだという人たちが大半です。だから、ここまで遡って、あるいは深く追求して、みんなでやりましょうよ。そうしたら、区長さんも獣で、空き家に獣が住み始まった、こういう悩みもなくなります。

そこで、空き家バンクについてお尋ねをしますが、空き家バンクの、何ていうんですか、この手続というのですか、この中で、南山匠の会というのはどういう位置づけで入ったんでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 総合政策課長。
- ○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

空き家バンクを運営するに当たりまして、課内で協議をしている中で、町内には、ほかの自治体では不動産業界の協会であったりに委託をしてその空き家バンクの仲介をしていただくというようなこともありましたが、本町には幾つかの不動産業者さんがいらっしゃいます。その業者さんにおきましては、全国の協会が2つありまして、そこに加盟しているというようなこともありました。何とかそれを南会津町の一つの協会として位置づけられないのかというようなことも、ちょっと協議をしましたが、なかなかそこは難しいということからNPOの南山匠

の会まちづくり委員のほうも取り組んでいるということから、まず、匠の会さんに相談をさせていただいて、町のほうとしてはそこに加盟している不動産業者さんもいらっしゃいましたので、そこと協議をしまして、町内の不動産業者さんをそこにもっと取り入れていただいて、そこで紹介をしていただけないかというようなことを相談させていただきました。

その匠の会の委員の方たちにとっては、空き家バンクを運用するに当たって、リフォーム等 改修が発生します。そこから収入を得ることも可能ではないかというような相談もさせていた だいた中で合意が取れまして、匠の会さんにお願いしたところでございます。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 いろいろと説明がありましたが、大体私が聞きたい内容は察しているんでしょう。私は経過をとても大事にしますが、組織の論理を聞いているわけではない。もう一度実態を確認し直してほしいから聞いているんですが、いわゆるこの仲介業者というのは宅建を持っている業者ですよね、不動産業者。これは町に何社あるんですか。
- ○室井嘉吉議長 総合政策課長。
- ○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。 私の把握しているところでは4社を把握しております。
- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 そうするとその4社が公平に、これらの空き家バンクに関わっている ことを証明できますか。
- ○室井嘉吉議長 総合政策課長。
- ○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、匠の会さんにその4社さんを取りまとめることができないか というような相談をして合意をいただきましたので、そういった不動産業者さんを取りまとめ もお願いしているところでございます。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 何回も言うんですけれども、お願いしているところでは答えにならないんです。証明できますかと私聞いている。実態としてありますか。それをお願いしたんであれば、お願いのとおりになっているかどうか調べなきゃならないんじゃないですか。
- ○室井嘉吉議長 総合政策課長。
- ○星 良栄総合政策課長 当初、匠の会さんにお願いしたときは、1社のみそこに関わっておりましたが、現在2社ということになっております。もう少し、ほかの2社さんにつきまして

は、うちのほうでまだ現状、実態を把握しておりませんので、確認して対応していきたいとい うふうに考えておりますので、ご理解願います。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 町長は再三再四、公平、公正と言っているんです。なぜ4社あるのに 2社しかそこに関係していないのか。匠の会のほうに問題あるとは思いませんか。
- ○室井嘉吉議長 総合政策課長。
- ○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

まず、その事実関係を確認しておりませんので、ここではお答え申し上げることができません。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 時はただただ経ていくわけじゃないんです。そこには様々な変化が伴い、変化に応じて負担も出てくる。それらをできればやりっ放しじゃなくて、時折私たちがお願いした、私たちが想像したような運営になっているだろうか、ここを確認しながら絶えず検証しながら、工夫を加え、前に進んでいっていただきたい。ぜひ調査をして実態をつかんでください。

次に、いわゆる祇園祭の話もありましたが、田島の商業地域、この商業地域を実は盛り上げてきたという、そういう背景にはそれを取り巻く周辺の住宅地が非常に活発だったんです、活性化していたんです。いわゆる歩いて祇園祭に参加できるところ、これが実は核になっていたんです。つまり城下町ですから、南会津町田島地域は城下町ですから、城下町の形態の中で、その周辺の人たちが実は祇園祭に大いに貢献してきた。

そこで、お聞きいたしますが、この祇園祭を本当ににぎやかに盛り立てていく、そしてそのにぎやかさが商業の発展をもたらし、さらにはその商業活動がそれぞれの家庭や地域を豊かにしていくというシステムを、もしお認めいただけるんであれば、今、これらの周りの周辺地域が全く活力がない。

その原因を調べてみると、いわゆる子供が流出している。なぜですか。こんな町の中心で、 便利のいいところにいてなぜですか。道路が、この道路では、特に冬の除雪では難儀なんです。 子供にここに残ってくださいとなかなか言えない。だから、これは仕事がないというのとも相 まっていますが、そういうことしっかりと調査されて、先ほど町長は全体計画としては持って いないというふうに。全体計画に入れていただいて、特に問題はあるでしょう。確かに住宅を 移転しなきゃならない、様々な問題出てくるのは、これは公共事業の場合には致し方ない。し かし、何年後はここで道路がこのくらいになって、しっかりと除雪が入って、こんな暮らしができますよ、うちだってそうなれば建て直しだってできるじゃない、あるいは新築もできるかもしれない。改造、改良、改築もできるかもしれないということで、夢が広がる。やっぱり夢を広げるのも、私は行政の仕事として大きいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 建設課長。
- ○月田 啓建設課長 お答えいたします。

大変狭隘で暮らしにくい部分もあるかと思います。今現在、全体的な計画を持つには、確か にいろいろ厳しいこともありますので、その辺は今後検討させていただきたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 これから、私、別に生意気なつもりではないんですが、検討させていただくというのは、私たちがうけとるには、検討するということは前向きに進ませるということですから。ところが、いずれの質疑応答を見ても検討しますという言葉が多いんですけれども、検討すると言ったそのときから仕事を始めてください。

以上をもって私の質問は終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、4番、湯田芳博君の一般質問を終わります。

◇ 湯 田 哲 議員

○室井嘉吉議長 次に、10番、湯田哲君の登壇を許します。

10番、湯田哲君。

それでは、湯田哲君、今準備がありますから、若干お待ちください。 それでは始めてください。

○10番 湯田 哲議員 議席番号10番、湯田哲。ただいまより一般質問を開始いたします。 スクリーンを使うので、ちょっと準備に時間がかかりまして、申し訳ありません。それは最 後のときに、3番のときに使いますので、よろしくお願いいたします。

大きく3つあります。

1、米価下落に対応した稲作農家支援事業を。

今年の大幅な米価の下落は、小規模農家から大規模農家まで経営困難な状況に陥り、今後の 農業への期待も夢も打ち砕かれたようなものです。米作りをやめるしかないという声も聞きま す。

昨年12月22日、南会津町農業再生会議会長、大宅宗吉名により稲作農家緊急支援事業のお知らせの通知文が米農家に配付されました。その序文には新型コロナ感染症の影響拡大により、米の需要低迷は、民間在庫量の増加などにより令和2年産米の米価が下落しており、今後の稲作農家の経営に大きな影響が懸念されることから、次期作に向けて緊急支援を講じることとしましたので、お知らせいたしますとありました。今年はその米価下落がさらに現実のものとなり、その下落幅は誰もが予想しなかったほどひどいものでした。稲作農家を守るため、昨年同様、緊急支援策を実施してはと考えますが。

2、危険立木除去事業(仮称)により住民生活の安心安全を。

聞いていると、「りゅうぼく」という読み方と「たちき」という言葉があるんですが、ちょっとどちらも正しいんですが、私は立ち木という意味でこの後を呼びたいと思います。「りゅうぼく」は流れるという字もありますので、この場合は立って、立木で「たちき」と読ませていただきます。

昨年の12月議会で環境整備協力金(仮称)による安心・安全な生活環境実現をの質問で、町長は個人が所有する立ち木は個人の財産であり、第三者に対する被害防除の措置は自己責任で講ずるべきとの答弁だった。独り暮らしの高齢者や年金生活の方々が自費で高額な立ち木の処分料を支払うことは困難です。

- 1、平成26年2月にできた危険空き家等除却事業補助金には住民の良好な景観の保全と住民の安全で安心な暮らしを確保することも目的としてとあります。この主旨に基づき、危険立ち木除却事業(仮称)を創設し、大きくなり過ぎた木、老木化した立ち木の倒木による心配解消、倒木事故防止、冬季の道路凍結解消による通学路の安全、通行車両の安全、地域の日照問題解消などによって良好な景観の保全と住民の安全で安心な暮らしを確保できると考えますが。
- 2、危険立ち木は町内の多くの地域で存在します。一か所のみの危険立木の除却ではなく、 点在する複数の危険立ち木を一括して除却することで、効果的合理的伐採作業とし、まとまっ た量の立ち木売却収入なども考えられます。町民の生活の安心・安全を守るため、この危険立 ち木除却事業を創設、南会津町森林組合や地元の林業事業者などに委託し実施する考えは。
 - 3、本町自慢の美しい星空を守る情報発信を。

星の郷ホテルが営業を開始した。本町のこの美しい星空をホテルのメインコンセプトにした ことは、重要な観光資源としての美しい星空を本町の貴重な自然の財産である認識の表れだと 思います。 本町自慢の美しい星空を守ることは、今を生きる私たち町民の未来への使命です。星空を守るためには、夜間における街灯や照明の光の指向性が問題になります。星空方向を照らすタイプの街灯や照明は、見える星の数は減らすことになります。決して本町の星空を守ることにはなりません。

- 1、最近、御蔵入交流館で何度か星空観望会が実施されました。安心・安全や防犯上のため 町の施設の街灯はもちろん重要です。星空観望会の開催時などにのみ、一時的に1時間から2 時間程度消すことができれば、さらに多くの星空を見ることができるのですが。他の町有施設 を含め一時的に照明を消すことは可能ですか。
- 2、最近、永田に完成したばかりの会社の駐車場の照明は、全ての光が駐車場のみを照らす タイプの照明でした。地上方向だけでなく空の方向も照らす360度の照明もある中で、その街 灯は、星空に優しいタイプのものでした。町は把握していますか。
- 3、今後、新しく建てられる建物、老朽化で更新される街灯、LED化照明による更新、新 しくできる道路の街灯などを、少しでも星空を守るタイプの照明にするような運動、働きかけ などの情報発信をする考えは。

以上です。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 10番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、稲作農家を守るため、昨年同様、緊急支援を実施してはとのおただしでありますが、 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、外食用米を中心に需要が大きく落ち込み、民間在庫量の増加などにより米価の下落があったため、町では昨年度、稲作農家緊急支援事業として10アール当たり5,000円の支援を実施するとともに、農家自らが収入減少に備える収入保険などの加入を促すため、農業保険加入促進事業を実施してまいりました。

今年度についても、米価の動向や米の需給見通しなどを集落座談会などで説明し、稲作農家の皆様に主食用米から飼料用米へ転換をお願いするなど、需要に応じた米の生産に取り組んでまいったところであります。

しかしながら、議員おただしのとおり、令和3年度産米のJA概算金は予想を超える非常に 大幅な下落となりまして、国の統計による福島県産米の生産費と比較しても大きく下回ってい ることから、稲作農家の経営意欲の減退により離農や耕作放棄地の増大、ひいては地域農業の 衰退を招きかねない深刻な状況になっております。非常に危惧しております。

このため、町といたしましては、今年、また稲作農家が今後も経営を継続できるよう、稲作

経営緊急支援事業を実施し、稲作農家の支援を考えております。本事業の内容は、先日も全員協議会の中でご説明させていただきましたけれども、どうしても大規模農家への影響が非常に大きいと、そのようにも感じております。

どこでどういうふうに分類するかということは、非常に難しかったわけでありますけれども、 町としては、一つの考え方として、2町歩以上、2町歩以下の人、それから飯米の分は差し引 いた中で町として支援させていただくという考え方を説明させていただきました。

その内容でありますが、令和3年には米を20アール以上作付した農家に対し、10アール当たり4,000円、これを助成したいと思います。さらに、2~クタール以上作付した農家には、2,000円をこれに加算するものであります。ですから、2~クタール以上は6,000円となります。本12月定例会の補正予算に提案させていただいておりますので、ご理解をお願いします。

次に、議員が立ち木と言われましたんですけれども、立ち木と申し上げますが、次に、危険立ち木除却事業(仮称)により住民生活の安心・安全をに関する1点目、危険空き家等除却事業補助金交付要綱の主旨に基づき、危険立ち木除却事業(仮称)を創設することにより、大きくなり過ぎた木、老木化した立ち木の倒木事故防止、通行車両の安全や地域の日照問題解消を図り、良好な景観の保全と住民の安全で安心な暮らしが確保できると考えるがどうか、2点目、危険立ち木除却事業(仮称)の創設により、危険立ち木の除却を南会津森林組合や地元の林業事業者などに委託し実施する考えはとのおただしでありますが、関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

本町の危険空き家等除却事業補助金は、国の空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、南会津町空き家等対策計画の中で物件の調査を行いまして、危険空き家に分類しております。危険空き家等の除却に伴う附帯工事として、敷地内の立ち木の除却も実施しているところであります。そうでありますが、対象となる立木はあくまでも危険空き家の敷地内にある立ち木に限定されておりまして、居住している民地内にある単独の立ち木とはその性格が異なることから、対象となっておりません。

議員おただしの危険立ち木除却事業(仮称)を創設し、景観保全と住民の安全安心な暮らしを確保することは、前回の環境整備協力金(仮称)のお話と同様、効果的な取組みと、そのようには考えておりますが、基本的には個人が所有する立ち木は個人の財産であり、第三者に対する被害防除の措置は自己責任で講ずるべきであると、そのように町の考えは今のところ思っておりますので、ご理解願いたいと思います。いろいろその危険の判断基準もいろいろあろうかと思いますが、議員どのようにその辺はお考えになっているか、まだ聞いていないので分か

りませんけれども、大きいから危険なのか、本当に倒れそうだ、それは誰もが危険だと分かる んでしょうけれども、いずれにしましても、かなり大きい木はこれだけ面積が広い中で、宅地 のない中ばかりでなくて、いろいろな周りの環境の中にもあろうかと思います。

町としては、それらに対して、日陰で危険だとか、あるいは状況的にとても危険に感じるところは、話合いの中でこれまでもその対策は取らせていただきましたので、そのようなことはしっかりやっていきたいと基本的に思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。そういうことで、町といたしましては、立木など危険を及ぼすおそれのある場合は、所有者に伐採を促したり、あるいは協力を求めることは当然必要であると、そのように考えております。引き続き、道路パトロールや地域、地区、行政区長との連携も図りながら、安心・安全な生活環境づくりを考えていきたいと思います。

危険防止は立ち木ばかりでなくて、その他のいろいろな種々の要件もあると思っています。 それらに対して対応すべきは、町として今後もそれはしっかり対応していくと、そのような考えを基本的には思っておりますので、そういう意味でご理解願いたいと思います。

次に、本町自慢の美しい星空を守る情報発信に関する1点目、星空観望会の開催時などにのみ、一時的に街灯などの照明を消すことが可能かとのおただしでありますが、公共施設に設置している街灯につきましては、議員おただしのとおり、施設を利用される方の安全確保や防犯上必要なため設置しているものでありますので照明は消すことはできないと、そのように考えております。なお、公民館講座等における観望会を実施する際には、針生天文台やスキー場など、明かりが少なく美しい星空を観察できる場所の選定を行い、星空に興味を持っていただくための事業を、引き続き実施してまいります。

また、町内には星空観察に適した場所も多く存在していると、そのように考えておりますので、そのような利用もしていければなと、そのように考えております。

次に2点目であります。永田に完成した会社の駐車場の照明についてとのおただしでありますが、議員おただしの会社の照明につきましては、暖色系の温かみのある光の街灯でガス灯の暖かさをイメージして整備したと伺っております。

次に3点目であります。星空を守るタイプの照明にするよう運動、働きかけなどの情報発信をする考えはとのおただしでありますが、議員おただしの星空を守るタイプの照明については、特定の場所における観光資源の活用として有効であると考えますが、町民の安全・安心を第一とした場合、夜間通行や防犯、維持管理の面などから、現状で設置されている照明が、その場所に適していると考えております。

以上を踏まえまして、町がこの件についての働きかけや情報発信することは、現在のところ考えておりません。しかし、照明のその意味といいますか、役割というものは夜間の照明であったり、あるいは防犯上非常に必要なものと思います。まだまだ設置が必要な場所もあると、そのようにも考えておりますが、そのことにつきましても、地域の皆さんや状況を踏まえた中で、町として対応していければなと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させます ので、どうぞよろしくお願いいたします。

- ○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。
- ○10番 湯田 哲議員 それでは、1番から再問させていただきます。

これは質問上、質問上というのはおかしい、一般質問に提出したらこの支援事業の分が、昨年同様出ていたので、まず、ほっとしたということです。全員協議会で説明、我々議員は受けていますけれども、ぜひ、ここで中継していますので、その詳細についてもう少し詳しくというか、簡潔に分かりやすく説明したほうがいいと思いますので、ぜひ、その辺をお願いいたします。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

まず、先ほど町長答弁にありましたとおり、今年度の作付なんでございますが、平成元年度米の生産費につきましては、約10万円というふうに県のほうの指標から算出をしてございます。そこに、今年度米の金額を掛けますと、南会津町については平均反収が9俵ということで、こちらも県の指標を算定して計算をしてございますが、そちらを掛けますと10アール当たり7万3,800円というところで、約2万7,000円の下落幅になっているというところでございます。そういった観点から、そこにセーフティーネットということで、収入保険、さらにはナラシ対策ということに加入している場合もございます。そちらのことを考慮して差し引きますと約8,000円程度の下落があるというところで、今年度につきましては、その8,000円程度の下落の半分ということで2分の1ということで、4,000円の支援をするというところでございます。さらには加算の2,000円でございますが、2,000円の加算につきましては、今年度全体の作付面積が約8万9,675アールでございまして、その中の2ヘクタール以上の農家が耕作をしている面積につきましては、こちらの75%程度が2ヘクタール以上の農家が耕作しているという実態もございます。そういったことを考慮して、先ほど加算の2,000円というものを計算をさせて

いただきまして、2~クタール以下の農家に対しましては4,000円、2~クタール以上の農家に対しましては6,000円の支援を交付したというふうに考えてございます。

- ○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。
- ○10番 湯田 哲議員 詳細のほうはありがとうございます。

もう一つ聞きたかったのは、再問として、その20アール、2 反歩というその線引き、町長答弁のほうにも線引きがどこでどうなのかという部分も苦労したということで、2 反歩以下は自家用米だとか、必ずどこかには線引きがないとその補助というか、何かは必ず付き物なんです。例えば19.5アールとか、残念ながらあと3 畝でも2 畝でも足りない人はもらえないということが起きるんです。僕はこれを政策を見たときに、必ずそういう人たちは自家用だから問題ないだろうと言うけれども、彼らは必ず機械代でほとんどの人がもうコンバインだ、田植からも苗も買っています。

そもそも反というのは4,000円ぐらいなわけだから、一律2反以下だったら、じゃ4,000円だというのを種代ぐらいやったらという部分の、素人的というか、一般的というか、農家の部分で言えば、その一律、全農家に少なくても、多くてもやってもいいんじゃないか。金額がたかが4,000とかは思わないです。それは4,000円は種代にもなりますから、そういう話は出なかったでしょうか、その辺の考えはどうでしょうか、線引きについてです。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これいろいろ、コロナ対策といいますか、これは価格の下落対策、コロナも大いに関係ある んですが、そういう中で、どのように対応するかということは非常に、そのどこを基準にする かによってかなり考え方も変わってくるのかなと考えざるを得ないと、そのように思っていま す。

今回も実際この間の全協議会の中でも説明させていただきましたけれども、この米の下落を全体的には、一般的には下落していますけれども、販売している農家の形態によっては、全く収入が減少しない農家もあるわけですけれども、でも、町はそれを一々調べ切って、この農家には支援する、この農家には支援しなくてもいいということは正直言ってあまり現実的でない。そういうことを踏まえると、本当に皆さんにそれぞれの今のようなお話の中で、しっかり手当、全てできているかといえば、そうもできているとも、そういう考えもございません。申し訳ないですけれども。でも、今の現状を踏まえた中で、比較的、平均的な考え方の中でこのような対策ということで、対応させていただきました。

これもまたご理解願いたいと思うんですが、いずれにしましても、町だけのこの減収補填といいますか、その応援、赤字の補填ではありません。ですから、そういう意味で皆さん方が何とか頑張れるような、今回は非常に大幅ですのでなかなか大変だと、それは正直思っていますけれども、できる限りの支援ということで、いろいろなその自治体で支援はされていますけれども、南会津町としての考え方として、このような支援を提案させていただきました。

確かにその自家用米で種もみをまかないと発芽しませんから、収穫できませんから、そういう考え方もあるとは思いますが、やはりあくまで経営の支援ですので、いずれ皆さん方が米を作っている、作っていないにかかわらず、米は自分で調達するということもありますから、その辺は自己責任の中対応していただきたいなと、そのように考えています。

また、県のほうも種もみに関しては、何か支援策があると、具体的なことまではよく分かっていませんが、そのような方向性も検討されておりますので、いろいろな中で、またそのほかの対応も考えられるのかなと思います。ですから、ほかのことを期待しているわけではございませんけれども、そういう考えが基本的にあって、今回のその支援の対策を考えたと。対応したいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。
- ○10番 湯田 哲議員 考えを述べさせてもらったということで、その答弁で了解します。 今回、こういうのを秋口、9月、下落の数字が出てきて、立ち話で、昨年あんなの出るかな

という不安もあって、じゃ、質問してみるかということで、今回こういうふうに出させてもらいましたけれども、私としてみれば、この誠意というか、その下落幅の深刻さとか、その20アール以下のその深刻さももちろん分かるという、その行政の理解です。我々議員もそれは理解しているわけですから、その意味では、この数字については僕は高く評価するし、それはもう補助金ではなく、支援する部分のこれがどういう数字の部分は、人それぞれ判断が違うと思いますけれども、僕は高く評価しています。

それでは、2番の質問に移りたいと思います。

危険立ち木についてですが、これ前回、ちょうど1年前の12月に環境整備協力金という形で質問させていただきましたが、今回も予想はしていなかったです。少し半歩ぐらい前に出るのかなと思ったら、やはり個人所有のものは個人財産であり、個人が除去するべきだと。危険であれば町が、行政が指導していくというような答弁だったので、そこについて、やはり不思議に思うのは、実はこれに関しては、僕はインターネットやりますけれども、そんなに調整もしていなかったんですが、これで自治体の例なんかをちょっと調べたという経緯ありますか。答

弁書を作る部分で、どうでしょうか。その実質例は。

- ○室井嘉吉議長 住民生活課長。
- ○渡部秀介住民生活課長 お答えいたします。

私もネット上の検索ということで、こうした取組の事例を検索しました。中には森林環境譲与税を活用した家屋等の危険木伐採に係る補助金を交付している自治体がありますが、やはりそこは交付条件として森林法による地域森林計画の対象森林であったり、さらに当然地目が山林であったり、保安林であったり、あと裏山が急傾斜で危険を及ぼすなど、条件が限定されております。

議員のイメージします住宅地の危険立ち木は、宅地内に植林されているものがほとんどではないかなというふうに判断します。この制度を活用するのは、大変困難だなというふうに判断しております。また、一般的な宅地内の危険立ち木除去事業を行っている、やはり自治体もございます。そちらに関しましては聞き取りますと、やはり財源が一般財源を活用されているというところです。やはり、余裕のない中でそういった捻出するのは大変厳しいのかなというふうには判断をしているところです。

それで中身、内容等を調査しますと、さらに立ち木所有者の承諾を得たとしても、これは補助金という性質ですから、当然、自己負担もあるわけでございまして、他人の所有物の撤去に申請した隣の住人に負担が生じることがどうなのかという課題もあります。当然、所有者が自ら申請すれば別ですが、いずれにしましても、自己負担は発生するわけで、どちらが負担するのかなどを、明確なやはり定義的なものが定めがないと後々のトラブルに発展するおそれもありますので、今後、制度的なものも含めまして、調査を継続していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解ください。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 前回、似たような財源不足、一般財源を使うのはどうかという答弁 も前回も含んでいましたけれども、先日13日に田村市の大越町の長源寺の大イチョウが倒れる というニュースがありました。お昼過ぎであって、38メーターの6.5メーターの幅の大イチョ ウが倒れて撤去するビデオを、僕はちょっと見なかった、録画で見させていただきましたけれ ども。そういう意味では明日は我が身という部分で、僕はこの質問をしているのは、個人だと か森林法に管轄外で個人の宅地の中の木だろうと言いますけれども、それは個人の問題という よりも地域の問題で、風が吹けばその38メーターが、今回はないでしょうが、ある町内の近く の、宅地近くの日陰をつくっている部分なんかは20メーター前後だと思いますけれども、それ が倒れればやはり風が吹けば心配で眠れないなんて、それはあなたが植えたんだと。30年前、40年前、50前、あなたのひいじいちゃんが植えたんだから、あなたが払ったり、あなたが心配するのは当たり前でしょうみたいな部分ではなくて、やはり周りの人たちがはらはらしながらあれが倒れるのはいつなのかしらと。今回アメリカでもミズーリ州、ケンタッキー州の6州で100人以上の、あんなのがあったらもう全部飛んで行っちゃうのでしょうけれども、そういう意味では災害というのはこれから起きるということは、誰しもが、最近なんです。これは最近の問題のことなので、聞いているんです。これは十、二十年前にはこの問題も上がらなかったし、木も低かったから日照もあったし。

だから、その意味では、今、我々が生きている段階で20メーターを超えて日陰が作られる、 冬は凍結でほとんど日が当たらない、ずっと朝から晩まで凍結が、3月の上旬まで続くという ことに対して、我々住民が心配しないのかということです。想像力の問題です。そこに住む人 たち、そこの一帯に住む20軒か、10軒か、あるいは2軒かもしれないです。当事者もあれば通 行する人たち。子供たちもいるわけですから。僕の作文どおりというか、一般質問のとおりで す。

この部分について、行政が財源不足という、その財源に関しては僕は不思議でならない。例 えばこれ見積もったときに、森林組合なり、一般林業者にしても莫大な金じゃないです。本当 にそれこそ僕はこういうふうにまとめた。一括除去していけば、クレーンをリースすれば、そ れで今日はじゃ、普通1本で来ますから、だから30万円、40万円、これ当たり前にかかり ます、リース料を考えれば。だけれども、業者、あるいは森林組合が自分たちの、大変だとは 思います簡単なことではないです。で、やっていけば、今日はじゃ3本という、その地区ごと にやっていけば、その量も、立米数も増えますし、その分で2番のほうと一緒に質問させてい ただくんですが、この解消にその財源不足を引き出すのは、僕は信じられない。これ1,000万 円の事業じゃないんです。1地区だったら数十万円の部分で可能だろうし、1地区だったら数 百万円、この数百万円が高いと思うのか、その風で倒れる心配だったり、地域の日照が当たる ことというのはとてつもなく、いや、今まで、20年前と同じく日が差しているなと、こんな幸 せというか、町民の、何だろう、実感できる、解決される目の前の対策を財源不足なんて問題 じゃなくて解消してあげたら、例えばそれから30メートル離れた人が、それを妬みますか。あ そこのやぶが消えたらこんなにみんな安心して、そこを走っていたりするわけだから、僕の想 像するエリアはそういう場所なんです。1本の木ばかりもあるかもしれないけれども、観音寺 とかあの部分というのは、人工林がすごい近いですから、12月議会の広報にはそこの写真を写 させていただきましたけれども、載せさせていただきましたけれども、そういう意味では、その財源不足という、その理由がちょっと分からないんですが、それに関してもう少し林業の立場もあるだろうし、それは個人宅の木だから全然、我々の管轄じゃないからお金は出せないとか、その辺はどうなんですか。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

この問題、そもそもの話が一番大事だと私は思います。誰が責任を持つのか、危険防止をしなければならないということは分かります。じゃ、行政がどこまでやらなきゃならないのか。全て行政がやるということは、私は不可能だと思います。そういう意味でやれることはやっています。ですから、駒止峠のお話を前回もしましたけれども、スキー場の手前ですけれども、日陰になって凍結するんでスリップ事故だったり、途中で登れなくなって止まっている、それによって事故が発生する。そういうことは私は県のほうにお願いして、あそこの対応をしていただきました。

ですから、そういうふうに明確なものがあれば、町としても対応できると思います。しかし、一般的に、あの木が危険だからとか、それだけの理由で全て対応できるかというと、私はそれはちょっと無理があるんじゃないかなと、思います。そういう意味で、あくまで行政がやらなければならない役割、日照権の話もされましたけれども、日照権は決して危険とか、そういうこととはまたちょっと違う話だと、私は思いますが、日照権は必ず保障しなければなりません。立木によって日陰になるから、隣のうちを保障しなさいということはちょっと私は法律上分かりませんが、例えば、新しいビルを建てた、日陰になります。それは必ず日照権として保障しなければならない。ですから、時と場合、ケースバイケースです。私はそう思っているんです。

今回の議員の考えといいますか、その意見を、この課題を聞きますと、私はどうしてもその個人の責任で対応していただくのが一番現実的だと、私はそのように考えています。ですから、木はいきなり大きくなるわけじゃないし、だんだん大きくなっていくうちにだんだん管理ができなくなって、大きくなっちゃって始末に負えなくなって、自分ができないから行政でやってくださいというのは、やっぱりちょっと。それはちょっと話が違うと思うんです。ですから、先ほど申し上げましたように、公共的にどうしてもあそこは、どうやっても本当に危険だという場合には、町もお願いしたり、町としてもそれを地域の皆さんと話をしたりして、その対策をすることは、これは何もこうものも何もないんですが、個人個人のものを一々危険だからとかという判断の中でそれを処分することに対して、町がそれを、何といいますか、負担すると

いうことはちょっといかがなものかなと、私はそう思います。

ですから、あくまで行政の役割と個人の責任と、どこで区切りをつけて、どういうふうに判断してやるかということは、非常に微妙なものが私はございますから、基本的にそういう個人の宅地の中のものであれば、やはり個人の責任でやっていただくのが一番いいと、私は思います。どうしても、やはり行政に相談して、何とか処分したいというふうになれば、それはいろいろ町として相談に乗ったり、そういうことはできると思いますが、一つの条例を決めて、そしてそれに対してそれに対応しますというやり方は現実的じゃないと。個人の責任もうやむやになってしまうということでございますので、ぜひご理解願いたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

町のほうの事業については、こういった里山の整備という形の事業はございませんが、県の事業におきまして、里山林整備事業というのがございます。こちらにつきましては、里山林内の枯損木、いわゆる枯れた木等につきまして、切ったり、さらには景観整備であったり、獣害対策をするということで、ある程度の面積がありますと、1へクタール当たり40万円の交付単価がある事業もございます。そういったものを活用しながらであれば、町のほうに地区のほうでも実際実施している地区も、今年度においては21地区程度ございますので、そういった事業を活用するのも一つかなというふうに考えてございます。

ただ、住宅周りの1本、2本、3本程度の数本の立木については、こちら該当しないという ことだけご理解をお願いいたします。

- ○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。
- ○10番 湯田 哲議員 12月の再現のような感じもしないでもないですが、ただ、ちょっと 私も市町村も調べてみました。京都市、南房総市、つくば市、もっとあるんですけども、ここの中での条文とかできたところを見ると、割と最近なんです。つくばだと春だったかな。京都でその前が1年ぐらい前。古木の名前が過少過ぎて、皆さんに実感していませんけれども、危険木伐採支援事業、そこの自治体の部分では、どの自治体も大体、危険木伐採支援事業という名称になっています。他の市町村でこれができ始まったのは、やはりどこの市町村も問題が起きてきたからだと思うんです。この強大化する台風があったりするからだから、これは今に起きている話で、例えばこれを我々が見過ごしたら、この課題はさらにそれが5年、10年になればさらに大きくなって、ああ、古木になって倒れるのは仕方がないよねと。多分失礼ですけれども、その高齢者の方20年、八十、九十歳の人たちのイメージで僕は話していますけれども、

その人たちはひ孫でも孫でも、個人の責任だからあなたが悪いでしょう。この論理は立たないし、じゃ、こういうのはどうでしょうか。先ほどの4番議員の部分でもでました。町長の答弁の中では個人でどうしても処理できないから、行政に対してSOSをしてきたら、何とか応えるという形でしたけれども、農林課長のほうからは里山のまとまった部分とか、鳥獣害対策のための里山整備なんかは、もちろん、対象にはなっているけれどもということで、個人はできないと言いましたけれども、先ほど言った行政の中で、やはり個人は泣きつくと言ったらおかしいけれども、SOS出せば区長に言って、区長様から区長がその木を、もちろんいつもそこで住んでいますから、周りに凍結するところというのは分かります、具体的に。地元の人たちが一番分かります。その中で所有者ばかりじゃなくて、やはりあそこは日が当たらないし、凍っているんだ。お昼になっても日は当たらない、当たったのが30分程度で凍らずのままで夕方、次の日を迎えるんです。

その分でやっぱり行政のツウガクでも不完全ならば、そういう行政の中の一つの声として区長がその取りまとめ、これに関しては行政が実はこういう方向で危険木伐採支援事業、この他の市町村の名前を借りれば、こういうのができて、区の中でぜひそういう場所があったら、子供たち安全のために、通行車両の安全のためにこういう事業ができたから行政のほうでやるらしいよといったときに、取りまとめて、1本ばかりじゃなくて、やっぱりこれはちょっと違うなと、これはまだ全然低いじゃないかとか、そういう部分で区のほうで取りまとめしながらその総意として、みんな、多分住民はそこの部分に対して妬みもしないだろうし、僕は環境改善のためにはいいと思うんですが、そういう流れとしてはどうでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

誤解されないようにお話ししておきますけれども、町は個人のことは一切受け付けないなど とは全く思っておりません。個人は個人の考え方の中で、それぞれの担当の中でも相談してい ただいておりますし、私もいろいろな皆さん方のお話も伺っております。

そういう中で、先ほどの話、本当は先ほど答弁すべきだったのかもしれませんけれども、区としての対応をしなければならない場合は、区を通してやってくださいということなんです。個人の悩みは、どうぞそれぞれの担当であったり、私でも結構です。それぞれ相談していただいて結構ですし、これまでもそれは真摯に受け止めながら、町としての対応はしっかりやっているつもりです。

ですから、今回は個人個人のものということになれば、やはり原則、それはこういう危険木

除去伐採事業とか、そういうことをやっている自治体も、最近あるというお話ですけれども、 それはそれでその地域のご事情もあるでしょう。私としては今現在の町の状況を見ますと、それは危険はどこにでもございますし、危険な立ち木もあると思います。それはあると思いますが、そういう意味ではやはり原則として、その個人が処分されるのがいいんじゃないか。条例とかそういうものを設けなくても、そこはそういう判断をしていただきたいと、私は思っています。ですから、本当にそれがお困りの場合は、町に相談していただいて、条例はつくらないと言っていますけれども、その相談の中でどういうふうにしたらいいとか、そういうことは町としてできることは支援もできると思いますので、そういう意味で、全部はねつけているわけじゃないんで、断っているわけじゃないんでご理解願いたいと思います。

ですから、これをやらないから一切この問題に関しては、町はノータッチだということじゃなくて、その相談とか、そういうことの困り事といいますか、そういうことに対しては町としてしっかり対応していきたいと考えております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 僕そういうふうに言ったつもりなんです。町長は個人でどうしても あれだったら我々だって対応するというふうには言っていましたので、その辺は理解していま した。

ぜひ、これを聞いている方でもそういう声とか、どうしたって問題は問題でお金は大変なわけです。その分では声を上げるべきだし、条例はほかの市町村ででき始めている様子を見ると、やはりこの危険木伐採支援事業というのは、名前が仮称で申し訳ないですけれども、そういうほかの自治体の名前を借りれば、やはりあるべきあっても、この山の中にある、90%以上が山林であれば隣接している場所もあるわけだから、京都なんかもそういう歴史的なものがあるので、そういうのがいち早く、というか最近そういうふうにつくったんだと思いますけれども、条例のほうは期待はしませんけれども、声を上げれば行政は対応するということで町長が答弁しましたので、その辺はぜひ、そのときには対応してあげて凍結を解消して、スリップを解消して事故も減ってきますでしょうし、光も差すでしょうから。日照権というつもりはないです。光が当たれば、前は当たっていたところが悪くなっているわけだから、その意味では安全になるという、やはり雪国ならではの問題です。これは雪が降らないところだったら、僕もこれは立ち上げない、言わなかったかもしれないですけれども、ここは冬がありますので。2番については終わりたいと思います。

じゃ、次、お願いいたします。ちょっと星空教室っぽくなりますけれども、ぜひ皆さん、ち

ょっと星の写真を撮ってきましたので、見てください。

3番について、最後にです。17分ありますのでちょっとしゃべらせてください。

田島天文同好会の一員でもありますので、写真のほうも今朝のふたご座流星群は見ましたか。 2時間ほど起きてまた眠りしたけれども、見てきました。結構晴れましたのでよく見えました。

お待ちください。ちょっとごめんなさい、スリープしちゃった。少々お待ちください。長く はかかりませんので。関連のスライドスクリーンなので。

今映ります。そんな大したスライドじゃないんですけれども。じゃ、いきます。

これは公民館行事です。公民館行事で御蔵入交流館でやったときの30人ぐらいで、家族連れで来ました。これは1番の問題の分なんですけれども、観望会をする場合は、先ほど町長答弁では暗いところに行って、針生に行って見ればいいだとか、高杖に行って見ればいいだとか、これは確かに当たっているので、強く言えないです。ただ、私がここで言った1番については、安心・安全のための駄目だというか、消さないというんですけれども、例えば、これは針生の星空です。これは大分前に撮っています。あの脱着場の明かり、想像つきますね。真ん中の、あれじゃ駄目なんだね。あそこの中央の部分は魚眼レンズを使っていますので、国道が登坂車線になっていますけれども、スキー場に行く、南郷方面に向かう部分と、向こうの薄明るいのは二岐方面というか、田島の明かりなんです。星は昨日もそうでしたけれども、すばらしく星が見えます。これも同じ角度から撮っています。冬です。12月でした。これも針生から見た、同じ場所から、上のほうです。スキー場の方向、高瀬方面を見ています。天の川も本当にここはきれいに見えます。信じられないぐらい見えますので。

これは先週の提出日の出たレナードすい星です。意地で撮りました。あまりに話題なので撮 らせていただきました。間もなく西の空に移りますけれども、レナードすい星、もう戻ってこ ないそうです。太陽に近づいて遠くに行くので、ぜひこんなのが撮れます。

あの写真の後ろの部分は細かい星ですけれども、これはやはり星なんです。ごみじゃないんです。しっかり見えます。これは東京では撮れないんです。針生で撮りましたけれども、針生だから撮れるんです、レナードすい星。今もう太陽に近づき過ぎていますけれども、1月から夕方の空に見えますから、通勤の帰りにでかいのが見えますので、ぜひ見てください。

これは舘岩です。たかつえスキー場です。この写真右横にあるのは、教育長これ、子供たちの教育読本の中に、この町はこんな財産があるんだよというところの写真で、これ、高杖の、 僕が行ったちょうど帰り道です。HOSHINAJOがちょっとどんなふうにやっているのか なと様子見に行ったときに、帰り道ちょっと撮ってきたものです。とてつもないです。明かりも若干あるんですけれども、これは田舎の街灯は街灯でもこれだけ星がやっぱりあるのは、光があるから見える。高杖のあれです。これはHOSHINAJOのカントリークラブの前で、明かりが何だと言われるかもしれませんけれども、ここで星空教室をしていて、帰り道を照らすために多分つけたんでしょう。僕は驚いたんですけれども、それでもおおぐま座が向こうに、北斗七星とありますが。

これでひとつ、このスライドでぜひ皆さんに質問したかったのは、先ほどの1番の部分なんです。これアストリアホテルです。駐車場からアストリア方面、東方面写していますけれども、あの明かり、駐車場を照らす安心・安全のための当たり前の話なんですが、どこでもあります。今回の星の郷ホテルもあると思います。しかし、これまで明るい必要はないと思うんです。アストリアホテルはやはり駐車場がばかでかいので、多分こちら方向に向けている、駐車場方向に対する明かりがあるのだと思います。これを消したら、消したらとは思いません。ただ、アストリアもやはり1,000メーターの標高ですから、先ほどのこの星空を見えるチャンスの場所にありながらも、このぐらいの駐車場の明かり、子供たちの教育旅行を受けているというなら、これも消せたほうがいいんだろうけれども、多分消せないと言うと思うんです。でも、ここで星空教室も僕手伝って、子供たちにプレゼンしたことあるんですけれども、それでも見えました。向こう側の、ゲレンデ側のほうに出てみんなでやったんですけれども、そんな意味では、こういう光を消せたらさらに星は見えるだろうということですが、町長答弁の中では、町答弁の中には、これはできないということなので、

[「交流館」と言う者あり]

○10番 湯田 哲議員 交流館もそうです。交流館の部分もタイマーか何かで消せないという話もあったので、それは納得というか、ぜひ、そういうのも考えて、星を売るならこのスイッチで消えるよというような仕組みをつくってほしいなというメッセージで、それは、再問ではありません。ぜひ、交流館でやっているんじゃないよじゃなくて、交流館だとみんな集まれるじゃないですか。地理的には家族連れで本当に弟や妹の未就学児の子供たちも来て星を見るわけですから、そういう意味では、そういう会では消せたら星も見えるわけだからということです。

あと、これ実は今回金井沢の、あえて金井沢まで下りて、農道できました、幅員 5 メーターの。あの農道の真ん中で針生方面と田島方面の比較をするために、これ12月の頭、この質問のために撮影してきましたけれども、これで知ってほしいのは、針生方面は龍神橋の辺りで明か

りがぽっと見えていますから、決して暗いとは言えないけれども、金井沢、標高600メートルぐらいですけれども、写真のこの分なんかは天の川なわけで、やはり星はあるんです。こんな感じで見えるから、このスクリーンの考え方的には田島方面、こんなに明るいからがっかりしなくてもいいんです。この中に行って、御蔵入交流館で見ても先日の月食、僕はちょっと参加できませんでしたけれども、9月、先日の月食に関してなんかも観望会しましたけれども、やはり見えたし、木星、土星がぎんぎらぎんだったらしくて、携帯で最近撮りますので、コリメート法といって、のぞくところにつけるんですけれども、すごく拡散するんだ、多分ね。だから、携帯で拡散するから、この後また、こういう催しがしたら集まれるような機会があるから、なおさら星を楽しむ機会がみんな増えていくんだと、僕思います、一般住民でも。

ですから、何か星空教室になっちゃったことはちょっと謝りたいと思います。ぜひ、質問に入りたいと思います。

1番に関しては無理ですけれども、工夫する考えはどうでしょうか。その辺だけちょっと聞きたいです。無理は無理だよ、そんなことしないよ。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私、小さい頃、それこそあまり街灯もなかった頃、星は天の川もきれいに見えましたし、だけれども今の状況は街灯はつけてくれとか、町を明るくしろとか、いろいろあります。また、一方で、省エネとか、そういうこともございます。ただ、私たちのこの地域は、本当に環境に優しい地域、それをどうして皆さんに感じてもらえるようなまちづくりをするかということも大きなその宿命といいますか、そういうものもあると思います。ですから、考えようによっては全町、全部消灯というような、ノーライトデーみたいな、それをやれたらばいいのかもしれませんけれども、でも現実的にいろいろな世の中の状況を考えれば、今の現状ではもう無理だと私は思います。

ですから、先ほども答弁申し上げましたけれども、そういう意味では星空の観賞に適したエリアがありますから、その辺の活用もしていただくということが一番かなと、まず第一には。

アストリアのあのエリアのことも出てきましたけれども、あそこは不特定多数というよりも、 あそこの利用者に対してそこの利用の部分だけはいろいろ相談に乗っては、消すことができる 可能性としてはあるのかなとも思いますが、ただ、交流館のような場所の場合は不特定多数の 人が来られる。そして、周りにも商売をやれている場所もある。そういうことで果たしてそこ だけ消して、それだけの効果が、消しただけのことはあるかもしれませんけれども、それ以上 に、もうちょっと工夫したら、もっともっと効果のある対応ができるんじゃないかなということで、あのような答弁をさせていただきました。

ですから、そういう意味で、いろんな工夫はそれぞれあろうかと思いますが、その辺も含めた中で、星空というのは、私たちのこの地域、一番自然を感じていただける、宇宙を感じていただける大空間であると、それは宝物だと思っていますので、そんなことも含めた中で、皆さん方とそういう話を進める中で、この活用をできたらいいなと。皆さん方に協力していただけるものは協力していただいた中で、この活用を図っていけたらと、そのようには考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 今、町長、宝物と言いましたけれども、その認識は本当に大切だと 思います。ぜひ、意識あるか、ないかで全然違います。気持ちがちょっと照明つけたいと思う んだけれども、ちょっと下を照らすようにしようかという部分、今回、興林さんのほうの、永 田のやつは、先ほどガス灯といいましたけれども、確かにそんな、社長とちょっと電話したら ばそういうコンセプトで、別に星空を、優しいのを選んだわけじゃないんだと。横浜をイメー ジして何かそういうのをやりたかったということで、でも本人は、ええ、そんなことある、そ んな感じで反応していたというか、しゃべりましたけれども、そういう意味では、本当に傘の ようなした向けのもあれば、天井向けのもありますので、ただ、今町長言われたとおりで、そ ういう時は全町なんていうアイデアも町長がひらめくんであるならば、気持ちがあることはも う理解しましたので、ぜひそういうのもやっている町は、観光によってはこの日は全町消灯と かいう、外国の話です。そんな話も聞きますから、そんなアイデアも、気持ちがあるか、ない かで全然違うと思うので、ぜひその辺は意識を持ってということと、あと、アストリアの部分 は、本当に教育旅行来るわけだから、あの辺なんかは1時間じゃない、30分消しましょうねと いうメッセージでいいわけで、消えます。そういう部分でぜひそんな、情報発信です。そんな ことをやれたらといったら、子供たち喜ぶと思いますので、ぜひ、1番に関しては、そういう 取組をぜひしてほしいなと思います。

2番については、そういう民間企業もあるので、我々町民も意識していたらどうだということでございます。

あと、ここの分では以上なんですけれども、ぜひ、星が意識して慣れるまでの時間がかかる、 光に、今日星出ていないんじゃないですから、ぜひ、少し、しばらくそこにいると星も見える ようになってきますし、僕はあえて針生という、ただ一つだけ皆さんに情報発信しますけれど も、針生天文台はなくなりました。残念ながら諸事情があったんですが、中の器具自体は今生きていますので、そのためにここに、交流館に行ったりして大きな重い望遠鏡を持って行って開催していますので、今までになくすごい優秀な望遠鏡で見ていますから、もう木星もぎらぎら見えています。交流館で見えます。だから、そんな教室も我々議員としてもあるし、天文同好会の一員としてそんなものを発信しながら、この町の今、町長の言葉を借りれば宝物を、ぜひ我々が次世代に守っていく一つの大きなものですので、林業も、自然も含めてです。ぜひやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 答えいたします。

実は私、星空のゴルフ場カントリークラブの星座の名刺でPRもしています。皆さん本当に 興味、大体持たれるんです。ですから、こういうきれいなところが南会津町では星空が見えま すよと。皆さん興味持たれる方多いです。ですから、そういうことも自分としても意識しなが ら、PR活動もしておりますので、ぜひ議員もこのようなきれいな写真はあれば議員の名刺に もされたらどうですか。

また、町のパンフレットに利用したいときには、活用させていただければありがたいんですけれども、よろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 あえて10番議員に申し上げておきますが、このプロジェクターの使い方、これは議運の中でも確認しているように、質問の趣旨を理解させるがための活用ということですから、これは若干、今ほどの話はこの学習会的な、講演会的なところに踏み込んだような利用の仕方だなと、こんなふうに私自身思いますので、以後、十分注意をしてください。途中でおかしくなれば、説明を中止させる場合等もございますので、そのことも踏まえて、今後臨んでいただきたいと思います。

以上をもちまして、10番、湯田哲君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は午後1時といたします。よろしくお願いします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開き、一般質問を行います。

<u>-----</u> ♦ -----

◇ 室 井 英 雄 議員

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君の登壇を許します。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 議席番号5番、室井英雄でございます。ただいまより一般質問を行います。

私からは、新型コロナウイルスワクチン3回目についての質問でございます。

今回、この質問書を作成したのが、日本でオミクロン株が最初に確認された11月30日以前で したので、オミクロン株に対する対策には触れていませんが、当時の厚生労働省の公表した情報を基に質問いたします。

新型コロナワクチンの3回目となる接種が12月から実施されます。情報によりますと、医療機関は昨日、12月14日から接種が開始されたというふうに伺っております。発症予防などの効果を持続するために行われ、対象者は、コロナワクチンの2回目接種完了から原則8か月以上経過した18歳以上の希望者全員とされています。高齢者や持病のある人など重症化リスクが高い人や、職業上の理由で感染リスクが高い医療従事者らは、特に推奨されています。

この点を踏まえ、以下、質問いたします。

- ①予約はこれまでと同様の内容で行われるのか。
- ②今回、交互接種が可能になるが、町の考えは。あわせて、予約時にワクチン、ファイザー 社製かモデルナ社製かを選択できるようになるとされているが、町の対応は。
- ③自治体の判断で例外的に6か月でも接種可能とされているが、前倒しで実施する考えはあるか。
- ④接種状況では高い接種率が報告されていますが、副反応に関してどのような事例があった のかお伺いいたします。
 - ⑤今後、新たに接種、1回目ですね、希望者が現れた場合、並行して取り扱うのか。 以上、壇上での質問を終わります。
- ○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 5番、室井英雄議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルスワクチン3回目接種についてに関する1点目であります。

予約はこれまでと同様の内容で行われるのかとのおただしでありますが、3回目となる追加接種の対象者は、現時点におきましては、2回目接種完了から原則8か月以上経過した方とされております。

このことから、接種対象者に対しましては、接種時期が近づきましたら順次、接種券等の案内を送付させていただく予定でおります。町といたしましては、1回目、2回目の予約時と同様に、希望日時、希望場所を電話またはインターネットで予約していただく、そのような考えでございます。

次に、2点目、今回、交互接種が可能になるが、町の考えは。あわせて、予約時にワクチン、ファイザー社製かモデルナ社製かを選択できるようになるとされているが、町の対応はとのおただしでありますが、国からは、3回目の追加接種に使用するワクチンは、1回目、2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社製またはモデルナ社製のワクチンを用いることが適当であると、そのように示されています。

日本では、現在のところ、ファイザー社製のワクチンのみが追加接種に係る薬事承認がなされていることを踏まえますと、本町においても、当面の間はファイザー社製ワクチンを追加接種で使用することになると、そのように思われます。

現在、3回目接種に向けて薬事承認審査中のモデルナ社製ワクチンは、今後、承認されますと国から順次供給が開始されますが、ワクチンの供給時期によって接種できるワクチンが異なるため、希望に沿えない場合や接種をお待ちいただく場合などがあると、そのように考えています。町といたしましては、町民の皆様に安心して接種いただけるよう、交互接種の安全性などを町のお知らせやホームページなどを活用いたしまして周知してまいりたいと考えております。

次に、3点目であります。

自治体の判断で例外的に6か月でも接種可能とされているが、前倒しで実施する考えはあるかとのおただしでありますが、国からは、現時点におきまして、3回目の追加接種は原則として2回目の接種完了から8か月以上経過した方とすることが示されております。ただし、高齢者施設等でクラスターが発生した場合などに限って、例外的に6か月に短縮することが認められています。

また、国では、新たな変異株の出現等により、接種間隔の前倒しの対象を拡大する検討がな

されているようであります。町といたしましては、配分されるワクチン供給量も不透明である ことから、今後の国・県の動向を注視して判断してまいりたいと考えております。

今、テレビ等で予算審議やっていますけれども、その中で、もっと縮めてはどうだと、期間 を短縮したらどうだというような話もされておりますが、いろいろ薬事法も関係しているよう でございますが、今後の推移を見ながら町としても対応していきたいと思います。

次に、4点目であります。

接種状況では高い接種率が報告されていますが、副反応に関してどのような事例があったのかとのおただしでありますが、予防接種法に基づく副反応による健康被害に認定された事例はありませんでしたが、接種部位の痛みや頭痛、発熱、倦怠感、発疹などをはじめとした様々な症状のご相談はいただいております。

新型コロナウイルスワクチンにおきましては、高い効果が認められている一方で、接種後に 一定程度の割合で症状が出現することが確認されていることから、今後も個別に相談を受け付 けるとともに、専門機関につなぐなど対応してまいりたいと思います。

次に、5点目、今後、新たな接種者といいますか、1回目の希望者が現れた場合、並行して取り扱うのかとのおただしでありますが、町では、10月末までに接種を希望する12歳以上の方へのワクチン接種を完了したところでありますが、何らかの事情により10月末までに接種することができなかった方や10月以降に12歳の誕生日を迎える方には、これまで町内医療機関と調整を図りまして、個別に接種枠を確保してきたところであります。

今後も3回目の追加接種と並行しながら、新たに接種を希望される方に対しまして対応して まいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させます ので、よろしくお願いいたします。

- ○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。
- ○5番 室井英雄議員 では、①について若干再質問させていただきます。

前回、1回目予約時に、電話がかかりにくい、インターネットにつながりにくいという、私 個人にも問合せがありまして、それに関して課長のほうよりこの議場で説明されたと思います が、当時どのような問合せ、苦情が来たのか、また改めてここでお聞かせください。

- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

電話がつながりにくいというご指摘が、予約開始日、そして2日目ほどまでは参っておりま

した。確かに電話の対応をする人数が6人ということで受けております。ですので、そういった状況になったのは致し方ないかと思っております。

ただし、今回、特に高齢者のほうですけれども、75歳以上の高齢者の予約のウェブ予約と電話予約の割合を見てみましたところ、ウェブ予約、インターネットによる予約が80%、そして電話予約のほうが20%というふうに、大変高い割合でインターネットによる予約をしていただいたというふうに理解しております。こちらについては、高齢者の方ご自身というよりも、ご家族の方、ご親戚の方、ご近所の方、そういった方がご協力いただいたものと感じております。

3回目の接種につきましても、先ほど町長答弁でもありましたように、インターネットと電話予約の方法によりまして行う予定でございます。特にインターネットでのご予約を推奨させていただきたいと考えております。

- ○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。
- ○5番 室井英雄議員 75歳以上の方がネットでの予約というのは、やっぱりこれは子供たちとかお孫さんに頼んでされたのだろうと想像はつきますが、こんな高い数字だとは驚きました。 インターネットにつながりにくいということはなかったんでしょうか。
- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

私どもの課のほうには、インターネットにつながりにくいというご相談については、お受け しておりません。

ただ、何らかの影響だとは思うんですが、スマートフォンのほうが動かなくなったというような話はありましたが、それがウェブサーバー、うちのほうの予約サーバーのほうの問題ではなくて、端末それぞれの関係で起こった事象だというふうに理解しております。

- ○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。
- ○5番 室井英雄議員 聞いてみますと、前回6人の職員が電話応対をしたということで、今回も同じ人数で対応されるのかどうかお伺いいたします。
- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

前回の予約の際は、まず75歳以上の方三千数百人、そして65歳から74歳までの方二千数百人、そういった形で、さらにその後、64歳以下の方というふうに分けた形で予約をお取りいたしました。今回については、8か月を経過するであろう方、そういった方に順次接種券をお送りして、予約を受け付ける方法を取ります。そうしますと、1回当たりの送付部数、送付人数が三

千人弱を想定しておりまして、前回よりも電話のほうはかかりやすくなると想定しております。 そういったところから、まだ人数については、正確な数字までは出しておりませんけれども、 電話対応する職員については、少し減らして対応するような検討をしているところです。

- ○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。
- ○5番 室井英雄議員 答弁で、接種時期が近づいたら順次案内を送付するということなんで、 そうなれば時間差もできるんで、混み合うことは避けられるのかなと、人数を減らしても避け られるのかなというふうには思います。

スムーズな予約ができるよう、今後も対応をよろしくお願いしまして、1点目につきまして は、以上で終わります。

2点目の交互接種に関してなんですが、まずは交互接種に関してなんですが、南会津町町民は、全てファイザー社のワクチンで接種されたと思うんですが、中には特例な方はいないんでしょ。こちらに転入してきた人が違うワクチンを受けたなんていう事例はありますか。ちょっと言っていること分かります。4月に転入してきて、その方がファイザー社じゃなかったというのは。そういう事例はあるかないか、ちょっとお伺い。

- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

議員のおただしのことの前に、メーカー別の町内の接種比率、メーカー別で申し上げます。 ファイザー社が98.5%の方が打たれた。モデルナ社製が1.5%の方が打たれました。アストラ ゼネカ社はゼロということになっております。

モデルナ社の1.5%でありますけれども、町民の方ということでございまして、町民の住民登録されている方が、例えば自衛隊の大規模集団接種センターもしくは職域接種、各企業等で行っている職域接種で受けられた方がいらっしゃって、それが合計で1.5%いらっしゃるということだと思いますので、私どものカウントは、全て住民登録のある方に対してしておりますので、こういったことでご理解願います。

- ○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。
- ○5番 室井英雄議員 すみません、モデルナ社1.5%いる方、この方たちは、町内住民登録 されているんですよね。いいです、分かりました。

今回、こういう方たちも、今後一般接種という形で扱われるんですか。

- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

私どものカウントは、先ほども申しましたように、住民登録のある方に対して接種券をお出しして、その方が、大半の方は町内で医療機関でお受けになったり、集団接種会場で受けることになると思うんですけれども、中には、住民登録があるんですが、実際には東京に住んでいらっしゃる方もいらっしゃいます。県内の自治体に住んでいらっしゃる方もいらっしゃいます。そういった方は、お近くで受けられる場合もあって、そういった方については、町から発送された接種券を持って、その市町村もしくは集団接種の会場でお受けになるという流れになります。

- ○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。
- ○5番 室井英雄議員 その内容、よく分かりました。

今後、たしか当面の間はファイザー社のワクチンで対応するということなんですが、これ、 今は、一般質問でもお話ししましたが、医療関係が始まったと。その次に、順番から言えば前 回と同じように75歳以上の高齢者、あと持病を持っている方ということなんですが、その方々 はいつ頃から接種できるのか、その方々のワクチンは担保されているのかお伺いいたします。

- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

今回、議会の一般行政報告のほうの3番にも記載させていただきましたけれども、基本的には、高齢者の方が2月の下旬頃から受けていただけるかと感じております。それに向けて準備をしております。さらに、64歳以下の方については、5月上旬頃から受けられるように準備を進めておるところでございます。

- ○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。
- ○5番 室井英雄議員 今ほど申したように、2月下旬から順次接種が開始されると。当面はファイザー社のワクチンで対応していくと。分かりませんよ、予定どおり、スケジュールどおりにファイザー社のワクチンが入ってこないとなると、おのずとモデルナ社の、そこら辺の仕組みがよく分からないんですよね。だから、もううちの町はファイザー社のワクチンしか要らないとか、そういう希望は出せるのか。もし国からおまえの自治体は今回からはモデルナ社のワクチンを使いなさいと、そういう指示とか、そこはどのような感じなんですか。こちらの希望するワクチンが供給されるのかどうか、その点ちょっとお伺いしたいんですが。
- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

まず、希望するワクチンが届けられるのかという質問に対しましては、残念ながら希望はか

ないません。今、国のほうで準備をしているワクチンは、基本的にファイザーとモデルナのこの2社でございますが、ファイザーが6、モデルナが4の割合で配送されるというふうにアナウンスがありました。

先ほど言いましたように、ほぼ本町の場合は、98.5%がファイザーのワクチンを打ったということになります。そうしますと、同じワクチンを打ちたいという思いの方も相当数いらっしゃると思いますが、先ほど言いましたように6、4の割合でモデルナのほうが4、半数近く来るということになりますと、その分だけ町民の方もモデルナ製ワクチンを接種していただくことになると考えられます。

ただし、この交互接種の効用といいますか、いい点ということで、国のほうからも示されているデータがありますけれども、1回目、2回目とファイザーのワクチンを打って、3回目もファイザーのワクチンを打った場合は、抗体量が20.0倍になる。それに対して、1回目、2回目ファイザーで3回目がモデルナを打った場合は、31.7倍に上がるというふうなデータが示されておりますので、そういったところも勘案しながらワクチンを選んでいただければというふうに思います。

予約の際には、ファイザーなのかモデルナなのか、そちらの指定というよりも、この期間は モデルナを使うという、そういった形になると思うんですが、そういった表明して受付をさせ ていただきたいというふうに考えております。

- ○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。
- ○5番 室井英雄議員 あながち1回目、2回目と接種されるワクチンが違っても、今、課長が数字で示したように、抗体量が上がっていくと。そういうことも踏まえても、早めの周知が必要ではないのかなという気はしますので、どうかそこら辺は臨機応変にやっていただきたいなと思います。

以上で2点目については質問を終わらせていただきまして、3点目の質問に移りたいと思います。

単刀直入に言って、今後、国や県の動向を見て判断していくということでありますので、当面、町から手を挙げて、前倒しで6か月で接種をするという考えはないと今思っておりますが、ただ、なぜこの前倒し、いろんな自治体でも、本当にクラスターが起こっていない自治体でも、もう前倒しで接種を望んでいる自治体が多くあります。それはなぜかというと、やっぱり時間がたつにつれて抗体量が低下していくということで、これはアメリカの数字なんですが、ファイザー社のワクチンでアメリカの研究で発表されたのが、接種後1か月以内ですと、抗体量が

88%だったのが、やっぱり5か月、6か月過ぎると47%までに下がったということ。そういう 意味でも、早く3回目を接種して抗体量を上げるように、そういう発表があったもんですから、 これはもう9月頃からそういうふうに騒がれております。

ここで1つ確認したいんですが、私の理解不足なんだかもしれませんけれども、高齢者施設でクラスターが発生した場合に限って6か月を認めると、これはもう国で公表していることなんですが、これは、こういう高齢者が今現在クラスターになってからの話なんですか。過去にクラスターが起きたから優先的に接種をさせようという、そういう趣旨の内容じゃないのか、どちらなんでしょうか。ちょっとお聞きいたします。

- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

クラスターが過去に起こった施設という理解で間違いないと思います。さらに、その周辺の 高齢者施設についても、同じように対象に含めるというふうになっております。

- ○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。
- ○5番 室井英雄議員 よかったです、同じ解釈というか、でも、失礼ですが、不幸にしてクラスターが起こった高齢者施設に問い合わせたところ、そういう話は一切ないと、前倒しで接種するという話はないというふうに、実際どういうふうに取り扱うのか、そういう例外的な施設もあるんで、そこはどう取り扱うのかちょっとお伺いいたします。
- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

まず、現在、県のほうからワクチンの配給が来ているものが、国からですね、についてご説明を申し上げます。

まず、11月22日に12月から打てる方の分、というのは、特に県立南会津病院の職員の方々、そういった方々向けに500弱の分のワクチンが届きました。さらに、今月21日にもまた2箱、2,340人分届く予定なんですが、これについては、2月接種分以降ということで、今現在、高齢者分というふうな形で考えているものでございます。

ですので、12月21日以降になりますと、ワクチンが手元に十分にあることになりますので、 先に接種をされた高齢者施設の入所者の方々については、接種を進めていく予定でございます。 こちらについては、各施設ごとに嘱託医の先生がいらっしゃいますので、嘱託医の先生方の 日程等もございますので、そういったところで調整をさせていただいて、早い段階で、恐らく 1月中になるとは思うんですが、接種を行えると考えております。

- ○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。
- ○5番 室井英雄議員 分かりました。高齢者施設においても、1月中旬からの接種ということですね。はい、分かりました。じゃ、この3番目に関しては、以上で終わらせていただきます。

4点目のどのような報告がなされているかということの答弁の中で、件数的にはそんなに多くなかったんでしょうか。どうでしょうか。数字的には把握していないですか。

- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

こういった副反応につきましては、人それぞれ重い、軽い状況がございます。ちょっとくらっとした程度の方から熱が出て寝込んでしまった、もしくは、次の日病院に行くほど熱が出た、そういったそれぞれの状況がありまして、その都度そういった副反応の状況をこちらに報告するような仕組みになってございませんでしたので、数字については、把握はしてございません。ただし、いわゆるアナフィラキシーショックにつきましては、基本的には短時間で、15分程度でショックが出るということになりますので、接種後の待機時間の中では、大きなアナフィラキシーショックと呼ばれるものに至った方はいらっしゃいませんでした。ただ、具合が悪くなって、準備されていたベッドに数十分お休みいただいてお帰りいただいた方などは、もちろんその会場ごとに、1日当たり多いときで2人、3人程度いらっしゃったと思います。

- ○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。
- ○5番 室井英雄議員 そういう報告が義務づけられているわけではないので、数字は把握していないということなんですが、2回目接種して3回目接種する、副反応は2回目のときと同等の副反応が起こり得るという、報道でもそう言われていますが、今、ちょうど二、三日前、20代の子供、子供たちと言ったら変ですけれども、町民の方に聞いたんですけれども、中には本当にひどい人が、39度も熱出して、本当に全身だるくて、腕は痛くて、いろんなこと言っていたんですが、受けたくないと、もうこういう思いするならば、もう3日目のワクチンなんか受けたくないという若者もいるんですよ、実際に。

でも、こんこんと説いて、リスク面を考えて、だったらウイルスに感染してもいいのかなと、 そういう言い方までしてしまったんですが、こういう副反応についての周知とかというのは、 なされる予定はあるんですか。

- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

接種券をお送りする際に、中にそういった副反応の可能性についても記したものを同封して お送りしております。

副反応について、そういったご意見の方もいらっしゃると思いますが、やはり、逆にワクチンを打ったことによる効果の部分、そちらもご理解いただいた上でご判断をいただければというふうに考えております。

- ○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。
- ○5番 室井英雄議員 分かりました。そういうふうに周知の徹底を図っていただいて、1人でも多くワクチン接種が受けられるように、ご配慮というんですか、努めていただきたいと思います。

最後の5点目の質問に移りますが、12歳以上は、満12歳以上にならないと接種できないと。 今まで受けた分は、10月末日で全て完了したと。今後、来年度の3月生まれの方も出てきます よね、接種希望が。現時点で、それはもう人数的には把握されていますよね。そういう方から の申込み状況というか、希望状況というのはどうなっていますか。

- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

10月末でうちの町の希望者の方への接種は、一旦終了させていただいたんですが、実際には、 10月の中頃以降に12歳の誕生日を迎えられる方については、ちょっと今、数字は持ち合わせて おりませんけれども、数十名いらっしゃいました。

その方については、その時点で、10月以降に、11月以降といいますか、どういった形で接種ができるのかというふうな通知をお出しして、順次お電話で調整をさせていただくということで、ご案内をさせていただいております。

実際のところ、10月末で一旦全体の接種は終了ということでありましたけれども、11月、先 月の段階で、既に数名のお子さんが誕生日を迎えられた方がいらっしゃいました。一桁台であ ったと覚えております。

さらに、それ以外に、何らかの事情によりまして今まで打てなかったんですが、11月だったら打てるという方が、また数十名いらっしゃいまして、合計で約50名ぐらいの方が11月中に接種をお受けいただいております。

さらに、今も順次お受けしておりまして、実は昨日も1人、今からでも受けられますかというようなお電話がありまして、今後調整をさせていただきますということで、お電話をお待ちくださいというご返答をさせていただいております。

- ○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。
- ○5番 室井英雄議員 今、課長のお話ですと、やっぱり12歳以上で18歳未満の方々の全員の接種が可能だということで、そういう理解でよろしいですね。

これを、今は医療機関ですけれども、1月中旬からは、75歳以上の高齢者から順次接種が始まると。それと並行して子供たちもということですね。並行して行うということは、子供たちも各自医療機関に行って、高齢者も医療機関に行って、まさか接種券というか、何と言いましたっけ、一番最初に配付された予約券と言いますか、あれってまさか同じではないですよね、子供たちと70歳以上の高齢者といいますか、我々も含めてなんですが、紫というか、青紫というか、帯が紫っぽいでしたよね、我々は。子供たちもそうなんですか。あれな質問で申し訳ないですが、そこをちょっと確認したいです。

- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

大変申し訳ございません。まだそこまで色とか内容が違うかどうかについては、まだ私ども のほうまで印刷を委託する業者のほうから来ておりません。

- ○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。
- ○5番 室井英雄議員 これからの仕事といいますか、内容的にはこれからのことだということなんですが、なぜこんなことを聞くかといいますと、こんなことを言うと失礼ですが、8月 29日ありましたよね、150名受けて6名の方が薄いワクチンを受けてしまったということ。終わったら赤いラベルでしたっけ、貼るという形で、本当に単純なことなんですよね。そういうところからミスが発生するということなんで、本当に、封筒を変えたからミスが起きないかなと、そういうことじゃなくて、気持ち的といいますか、やっぱりそういう緊張感で仕事に当たらなくてはいけないという思いから今の質問をするんですが、あれやりました150名に連絡して、その6名は特定されたんでしょうか。
- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

実際のところ、6名ぴったりになったわけではなくて、今回、抗体値の量を調べさせていただいた抗体検査を実施させていただきました。そうしますと、一番少ない方ですと1,000程度から、一番高い方ですと7万とかそういう数字の方もいらっしゃいました。

私どものほうでは、ある一定の数値以下の方については、抗体値が低い方ということでご本 人に、抗体値が低いので、もしかすると薄いワクチンを打ったかもしれませんし、もしくは何 らかの要件でうまく体に抗体がついていない状態なのかもしれないんですが、ある一定の数値 に満たっていないということでお知らせをして、ご希望を取らせていただきました。それで、 数名の方が再度の接種を行ったということになっております。

- ○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。
- ○5番 室井英雄議員 抗体量の数値にそれだけ差があれば、どこで線引きしていいか微妙で すし、今、課長が数名と言いましたが、やはり6人は超えたという解釈でよろしいですね。

そのような本当に単純な作業からそういうミスが起こるんで、今後も本当にそういうところには十分配慮といいますか、注意されて業務に当たっていただけるようご指導のほどお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、5番、室井英雄君の一般質問を終わります。

◇ 渡 部 訓 正 議員

- ○室井嘉吉議長 次に、6番、渡部訓正君の登壇を許します。
 - 6番、渡部訓正君。
- ○6番 渡部訓正議員 議席番号6番、渡部訓正でございます。これから一般質問をさせていただきます。

まず、1点は、大きな1番でございますが、まちなか活性化に向けてでございます。

「南会津町公共施設等総合管理計画 個別施設計画 第1期」の策定に当たり、住民意見公募の結果、唯一祇園会館の活用について次の4点の意見が出されました。1点目、文化育成事業としての活用。2点目、町の観光案内人の窓口としての活用。3点目、会津田島祇園祭行事としての活用。4点目、南会津の伝統や文化、景観画像情報の発信。

この公募意見に対する町対応は、当初の素案では「令和3年度で廃止します」を5年間延長 し、「令和8年度で廃止します」とし、出された意見は、施設管理課を中心に財政状況も考慮 しながら中期的に検討を加えていきますとしました。

①祇園会館の廃止は、祇園祭に関わる重要な問題と考えます。この問題については、祇園祭を守り運営している多くの関係者を交えて、公募で出された意見の方向性について議論を深めていくことが必要と考えますが、町の考えは。また、中期的に検討を加えるとしていますが、検討状況は。

②国道289号バイパス沿線には、御蔵入交流館をはじめ木の町コミュニティ館の新設、これ議案が出ていますが、その前の提案でしたので、この名前で一応今回は呼ばせていただきます。まちの駅南会津ふるさと物産館、田出宇賀・熊野両神社、祇園公園、そして祇園会館があります。このように多くの各種施設が集中しているのは、本町ではほかにはありません。バイパス沿線にある各種施設が連携しながらPR活動を行うことにより、訪れる方が関心を持って立ち寄っていただけると思いますが、今後のPR方法はどのように行っていくのか。

次に、大きな2点でございます。高齢者講習会受講料の補助を。

高齢者の運転操作ミスと思われる痛ましい交通事故死などが報道されています。免許返納制度がある中で、交通事故が起こった都度、対応策について議論がされています。本町も含め地方では、免許返納することにより日常生活に支障が生じ、生活できないなどの議論がされているものの、現状では有効な手だてがないのが実態と思います。

そんな中、70歳以上の方は高齢者講習を受けることが義務化され、免許更新時には高齢者講習修了証明書が必要となっています。

今回、講習該当者の方から、講習会通知が誕生日の5か月前に公安委員会から届いた。講習は受けるが1人5,100円の講習料がかかる。もっと安くならないかと要望がありました。また、講習会の有効期限は半年ではなく1年間とできないか。冬期間は峠を越えての運転はできるだけ避けたいのでとのことでした。

講習会有効期限について県公安委員会に問い合わせましたが、半年間の有効期限として余裕を持って対応している。誕生日1か月前から免許更新ができ、その前段に講習会を終了できるようにしているので理解願いたい。あわせて、講習料も県全体で決定しているので理解を願いたいとのことでした。

高齢者の方が講習を受けやすくするために、そして元気で頑張って過ごしていただくため、 町で受講料を助成してはどうか。

以上、壇上からの質問内容については終わらせていただきます。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 議席番号6番、渡部訓正議員の質問にお答えをいたします。

初めに、まちなか活性化に向けてに関する1点目、祇園会館の廃止の問題については、祇園祭を守り運営している多くの関係者を交えて、公募で出された意見の方向性について議論を深めていくことが必要と考えるが、町の考えは。また、中期的に検討を加えるとしていますが、検討状況はとのおただしでありますが、会津田島祇園会館を令和8年度で廃止するという方向

性につきましては、令和元年11月29日に開催した祇園祭関係者の方々との懇談会の際に説明させていただきましたが、特に反対意見等はございませんでした。町といたしましては、施設の廃止については一定の理解が得られたものと、そのように認識しております。

しかしながら、懇談会の際に意見として出された廃止後の資料館としての活用や、議員おただしのパブリックコメントで出された4つの意見に対する中期的な検討につきましては、現在のところ、着手するまでには至っておりません。

公募で出された意見に対する中期的な検討としては、国道沿いにある4つの、今現在の121 号線ですが、4つの屋台格納施設の活用と上町地区にある石蔵及び日本家屋を活用した中心市 街地の活性化策の検討により、会津田島祇園祭という文化をまちづくりにどのように生かして いくのかということについて、関係者の方々と協議し、議員おただしのように議論を深めてい く必要があるものと、そのように考えております。

次に、2点目であります。

バイパス沿線にある各種施設が連携しながらPR活動を行うことにより、訪れる方が関心を持って立ち寄っていただけると思いますが、今後のPR方法はどのように行っていくのかとのおただしでありますが、議員おただしのように、田島バイパス沿線には多くの施設が集中しており、中心市街地まで徒歩圏内という位置関係にもあることから、田島バイパス沿線の周遊プランを紹介したり、中心市街地にも足を運んでいただけるような仕掛けづくりが重要であると、そのように考えております。

また、それらのPR方法は、それぞれの施設が個別に情報を発信するのではなくて、関係機関等が連携してパンフレットやマップ等を作成したり、ホームページやSNS、テレビや新聞、雑誌等を活用した情報発信が効果的であると、そのようにも考えております。

このようなことから、町といたしましては、関係団体にそうした呼びかけを行い、多くの 方々に立ち寄っていただけるような魅力あるエリアとなるよう、情報発信に努めてまいりたい と考えております。

次に、高齢者講習会の方が講習を受けやすくするために、そして元気で頑張って過ごしていただくため、町で受講料を助成してはどうかとのおただしでありますが、現在、運転免許証更新時の高齢者講習受講料は、70歳から74歳までの方が5,100円、75歳以上の方で認知機能が低下しているおそれがない方が5,850円、それから認知機能が低下しているおそれがある方及び認知症のおそれがある方が8,700円と、そのようになっております。

運転免許証の更新及び高齢者講習の受講については、免許保有者の意思で行われるものであ

り、交通事故発生の危険性も伴う自動車を運転する上で自覚と責任が伴うものと、そのように 認識しております。議員おただしの高齢者講習への受講料補助につきましては、本町としては、 高齢者の運転免許証自主返納支援事業を進めていることもありまして、補助を行う考えは現在 のところありません。しかし、いまだに高齢者の運転操作ミスと思われる痛ましい交通事故が 全国で発生している現状も踏まえまして、高齢者の事故防止に資する安全運転装置設置等の国 の支援制度や交通事故防止に関する周知活動に努めてまいりたいと、そのように考えておりま す。

非常に実際に高齢化率も上がっていまして、非常に広域な我々の町、車なしでは生活が不自由ということは重々承知でございますけれども、やはり高齢者の事故を防止するという観点がもっともっと大事かなと思います。そういう意味で、当然運転免許を更新するに当たっては、高齢者の場合、そのような法律の中でやっていただいているわけであります。そういうことも重々ご本人にもご理解いただく必要もあると思いますし、周りでもそれらに対してのフォローは必要になると思いますが、現在のところ、そういうことで、この受講料に対しての補助は、町として行う考えは現在のところ持っていません。

その代わり、安全に運転できるような、それに対しての支援は、いろんなことがあろうかと 思いますので、これに対してはいろいろ検討していく必要があるのかなと考えておりますので、 ご理解願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

- ○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。
- ○6番 渡部訓正議員 じゃ、再質問をさせていただきます。

最初に、祇園会館の廃止について伺います。

先ほど来、令和元年11月29日に会議を持って、そして廃止後というか、廃止についての特段 の反対意見はなかったというような形での答弁だったやに思います。

私は、ただ、先ほど言った個別施設計画の第1の段階で、令和3年度で廃止をします、それがやっぱり唯一この祇園会館の問題について意見が出されたということ、公募意見が唯一1件だけあって、そして4つの意見の提案がなされて、やっぱりそれらについて本当に議論が今までされてこなかったというところに、やっぱりそのことが町民に広がって、なぜ廃止されるのという声が私のところにも結構多く出されています。

先ほどの質問の中でも、一応、唯一祇園会館のそれらの4つの意見というか、公募で出され

た意見等の議論を深めるということが大事だというふうに答弁がありましたから、多分私がこれから質問する中身について、これまでは、コロナ禍の中で、多分商工観光課が担当課という形だろうと思いますが、議論がやっぱりしていないと、本当に不信感だけが残ってしまうんではないのかなというふうに、私はそれを一番危惧をします。

もう既に現時点では、今日は12月ですから、来年の1月からというふうに考えても、廃止の 令和8年3月に指定管理の期間を廃止するというような形であっても、もう当然そこの議論が されていかないと、やっぱり不信感が残ってしまうんではないのかな。それをすごく私は危惧 します。

そういう意味で、ぜひ今回は、コロナ禍の中でなかなか議論をできなかったというのは、多 分担当課でもそれらに苦慮してやってきたかと思うんですが、今後、精力的に議論展開を進め ていくということが必要ではないかというふうに考えますが、どうですか。

- ○室井嘉吉議長 商工観光課長。
- ○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

祇園会館の廃止の件につきましては、先ほど町長答弁にもありましたように、祇園祭の関係 団体の方々及び田島地区の地域協議会等にも廃止等の経緯についてご説明してきた経過がござ います。

大きく言いますと3つほどございまして、通常の維持管理経費が年間1,400万程度かかっているというような問題と、老朽化が進んで今後の修繕費がその当時で5,100万円程度見込まれること、あと、4つの屋台格納庫が整備いたしまして、本物の屋台が年間を通して見ることができるということで、当初の目的が達成されたというような理由を説明させていただきまして、先ほどの答弁のように、特に反対という意見も出されなかったことから、町といたしましては、一定の了解が得られたというような判断をさせていただいたところであります。

当然パブリックコメントで出された4つの意見、あと、その懇談会の際に、廃止については特に異論は出なかったんですが、廃止した後、せっかくのあれだけの建物があるので、資料館とかそういうのに使ったらどうかとか、そういった意見が出されましたので、その点につきましては、廃止後のあの建物をどうするかとか、そういった面につきましては、議員おただしのように、祇園祭の関係者の方々に今後集まっていただきまして、町のほうとしても、どういうような利活用、または取壊しをするとか、そういうことについて決定してまいりたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ただ、ここだけはちょっと、私自身、この前、前回この問題について話をした際にも、今、答弁の中でありましたように、4つの屋台格納庫を整備して本物の屋台が年間を通して見ることができることで、祇園会館の当初の目的が達成されたというふうに、これが基本的な町長答弁でもこういうふうな言い方をされてきました。

ただ、本当に屋台格納庫ができたことだけで、目的が達成されたというふうに言えますか。 ほとんどの格納庫は、日常は閉じられているんではないですか。屋台格納庫に例えば案内人、 祇園祭を説明できる人が常駐して対応できれば、やはり目的が一定程度は達成されるかもしれ ませんが、現状のままでは目的が達成されたというふうには言えないのではないでしょうか。 そこのところは、どのように認識をされていますか。

- ○室井嘉吉議長 商工観光課長。
- ○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

議員おただしのとおり、4つの屋台収納庫につきましては、通常はシャッターが下りている 状況になってございます。観光客の方が来て見るというふうになりましても、やはりそこを開 けて説明していただける方とかそういうのがないと、1年間の流れですとか、そういったお党 屋制度についての概要とかそういったものが、ただ見ただけでは理解できないという部分もご ざいますので、どこかに例えば集合場所のようなものを、例えば集まっていただいて、資料等 をお配りして説明をしてから、町なかのほうにそういう誘導をして、事前に指定管理者のほう に連絡をして、シャッターを開けておいてくださいというようなお願いをして、例えば案内を して、終わったらまたシャッターを閉めていただく等のそういったことについて、今後指定管 理者の方々ですとか、どこを拠点にするとか、そういった案内の受付をどこで担うのかとか、 そういった部分については、同時進行で協議のほうをしていきたいというふうに考えておりま す。

- ○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。
- ○6番 渡部訓正議員 私はやはり祇園会館を、たしか先ほど廃止をするというところでは、大きな異議なりそういうものは、関係者と集まったときに、ないというような形なんですが、ただ、先ほどから、じゃ、この祇園会館がなくなってというか、その建物自体がやはりなくなるというのは、ちょうどこれからこの後質問をします289号バイパス沿線の1つの主要な建物だというふうに認識するんですよ。そういうのを活用も含めて考えないと、これからメインの通りというのはそちらのほうに移っていくわけですから、そういうところも含めて、そして意見公募の中で出されている4つの意見を、やっぱりちゃんともう少し議論を深めていかないと、

このままではちょっと本当に十分に認識をというか、その理解がされないというか、そういう 不信感が残ってしまうんではないかなと。やっぱりそういうことはないように努めていくべき じゃないかというふうに捉えていますが、再度、どうでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

祇園祭、祇園会館、当時としては、建設当時いろいろ話があったことは、私も聞いております。そうした中で、一定の効果もあったと思いますし、そういう意味では重要な役割も果たしたものと、そのようにも認識しております。

ただ、いろいろ状況を聞きますと、本当はあそこに祇園祭の屋台を格納してやりたいという ことだったらしいんですが、鉄道があって電化されて通れないと、そのようなこともあった中 で、町の中に格納庫を造って本物の屋台を常時展示しようという話に移ってきたんですね。

それで今度、まちなかの活性化の中で、先ほども申し上げましたけれども、やはり祇園祭を活用したまちづくりをやっていく中で、またそのような、今まで祇園会館が果たしてきたことをもっと効率的、もっと皆さんに密着した形、そして地域に密着した形で、施設として、案内にしても活用にしてもできる、そのようなことも考えられると、そのように、まだまだ方向性も骨組みもしっかりはしておりませんけれども、そのようなことの中で考慮できると、私はそのように考えておりますし、そのような提案も、一つはいろいろな中で話もさせていただいています。

ただ、石蔵の家及び日本家屋に関しましては、これからどのような活用を考えるかということは、主にそのような方向性は、ほぼほぼ皆さん一致しているんですが、具体的な話は実際に至っていません。これは事実です。そのようなことを含めまして、祇園会館に代わるといいますか、むしろそれより以上の役割を果たせるようなエリアでそのような対応を、今後、町としてできたらなと、そのように考えています。

ただ、何回も申し上げますが、これらを実際に運営する母体となる組織とかその辺も決まっておりませんので、まだその関係者にやってもらいますというわけにはいかないんですが、ただ、町としての考えを、そういうようなことを提案しながら、今後の対応をしていければなと、そういうふうに思っています。

ですから、まちづくり、これは向こうのバイパス沿線はバイパス沿線、もちろん連携した中でやるということは大事です。ですから、あとまた町なか、町の活性化をどうするかということも大事です。いずれにしましても、建物やそればかりじゃなくて、やはり中でどのようにそ

れを活用するか、どのような組織をつくるか、これが大事なことでありますので、そのようなことも含めて、今後検討していきたいと考えておりますので、ぜひご理解願いたいと思います。 建物、造ったものは有限でございますし、そういう中で維持管理、あるいはそのようなことも考えれば、改築とかそういうこともしようがないことなのかなとも考えておりますので、ぜひそれに対するもっともっと効率的なといいますか、皆様方に理解してもらえるようなソフト面での事業の進め方も町としては考えていきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。 〇室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 まだ具体的には決まっていないということなんですが、1つだけちょっと私も不安に思っているのは、祇園会館については、廃止しますという形だけが今歩っているんですよ。じゃ、廃止後はその建物はどうするのかとか、今ほど町長が言われたような、そして、先ほどの答弁の中でもありましたように、博物館とかそういう活用もその意見の中ではあったというには、私もざっくばらんに言って、今回この祇園会館の廃止の問題なり、あとはこの289号バイパス沿線のところの活用というか、やっぱりまちなか活性化のためには、そこのところがすごく大事じゃないかということで、いろいろ祇園祭の関係者の方にお話を聞いてきました。

その中で、廃止、これは取り壊したほうがいいんだなんていう人は誰もいませんよ。やっぱりそこのところをぜひ、どうしても廃止しますということだけ、令和8年度に廃止しますというのが、もう今1つ計画で、そしてそれはもう決まりなんだみたいな形での独り歩きで、その後どうするんだとかそういった議論がないんですよ。それでは、やっぱりどうしても、先ほども言いましたように、不信感が残ってしまうんじゃないですかというのが私は考えていますが、例えば、その後の廃止をした後、この祇園会館の活用なんていうのは、何か考えてはおられますか。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほど課長の答弁にありましたように、祇園会館、非常に経費がかかってまいりました。それで修繕しなければならない箇所がいっぱいになりまして、やはりそれらを行うに当たって非常にお金がかかるということ。ですから、これに見合った今後の活用というのをどのようにやるだろうかということは、当然検討しなければなりませんけれども、議員のところにはそのようなことで取り壊さないほうがいいという意見が多いと言いますけれども、私のところには別にそういう、特別なそういう固定したような意見はございませんが、やはりそのようなことも

やむを得ないんじゃないかという意見はあります、正直。ですから、これは両方だと思います、 正直。

そんなことも含めまして、やはりそこのところはしっかり説明をしながら理解していただくしかないんですが、やはり先ほども話をさせていただきましたけれども、そうした中で、あそこでなければ祇園のものができないとかそういうことではないと、あまり固定的なものではないと、私はそう思いますので、その後をどうするかということも、今、現時点で、かなりいろいろな面でずっと経費がかかるような施設になっています。ですから、その辺も含めて、これはぜひ皆さん方に本当にご理解願いたいんですが、やはり公共施設のいろんな利活用といいますか、そのようなことを維持管理を考えていったときに、一つ一つそういうふうな話になると、何も改善できないというようなことにもなりかねないので、私としては、やはりある程度町としても方向性を出した中で皆さん方に説明をさせていただいて、ここはこうなりますけれども、このようなことはできますとか、そのようなことも提案させていただきながらやっていく必要があると、そういうこともあると、私はそのように思っています。

ですから、いろいろな考え方があることも、それは承知しておりますが、総体的な判断の中でそのような話を今しているわけでございますので、ぜひご理解願いたいと思います。それを全くやめてしまうという意味じゃなくて、それに代わるものをどこかでやるということは、これは大事なことなんで、でも、それ以上のことをやれるようないろんな事業をやっていければなと、もっと効果的な事業をやっていければなと思います。そのようなことで考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。
- ○6番 渡部訓正議員 ぜひそこのところ、これから、先ほどもお話ししましたように、4年 ちょっとしかございませんから、やっぱり議論展開に当たって、十分にもっとやっぱり議論を 出し尽くす、お互いやっぱり言っていくという形で、納得した中で進めるようにお願いをした いと思います。

1つだけ申し上げたいと思いますが、あの建物、実は私、産業建設委員会に入っていまして、今、会下住宅のこの前改修した部屋を見せてもらって、改修していない。そして、あれももう40年たっているそうなんですよ。それだけれども、改修後、あと最低でも30年は使えると。そして、祇園会館も、考えてみると25年なんですよね。だからもう1年足されるから26年かな。

ただ、本当に今これ、そこで廃止とか取り壊すなんていったら、大変な逆に言えば損失とい うのもあり得るのかなというふうに思いますので、ここのところは、ちょっと議論どうのこう のというのは、あまり私も今日そういう議論をしようと思ったもんではないもんですから、一 応以上で次の質問に移りますが、何か、大丈夫ですよね、そういう形で移らせてもらっても。 そこのところ、私の意見なんていうことは入っていないと思いますので、ご理解願いたいと思 います。

それで、次に1番の②について再質問をいたします。

本町を通過する方は、私は電車よりも圧倒的に自家用車とか、バスはなかなか今少なく、このコロナ禍になってからまだまだ少ないんですけれども、そういう方が多いと思います。現在工事が進められている松下地区の跨線橋工事が大分広く、もう少しで、来年3月頃に完成するのかなと、そのくらいなってまいりました。そうしますと、今後、田島地域の本通りというのは、駅裏の国道289号線バイパス道路になるんではないかと。

そのため、289号バイパス道路を通過する方々に、やはりバイパス沿線に興味を持っていただいて、そして沿線に車を止めて立ち寄っていただくことがないと、単なる通過点となってしまうんではないかというふうに思っています。現在の本通りである国道121号線の沿線にも足を延ばしていただくためにも、まず、国道289号バイパス沿線に駐車していただいて、そこを起点として町内観光につなげることが重要ではないのかなというふうに、私自身は考えています。

冒頭の質問でも述べたように、バイパス沿線には多くの施設があります。そして、各施設が、やはり一番それは大きなことだなと思うんですが、駐車場がそれぞれ広く持っているんですよね。祇園会館にしろ、この後できる林業施設にしろ、まちの駅にしろ、そして祇園会館もちろんですし、そういうような形で、やっぱり車社会に合った条件もそろっているんではないか。そこに止まらない限りは、ただ単に通過点になってしまうんじゃないかというのを、私は危惧するものですし、ぜひ、先ほどちょっとPR活動については、町長のほうからも統一した形でやっていくというような話がございましたが、観光案内など統一した看板設置なんかも検討してはというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かに今度、木の町コミュニティ館、仮称ですけれども今のところ、それも建てて、そしているんな機能のある施設がまた1つできます。そうした中で、駐車場もなかなか、交流館だけのイベントがあっても、駐車場が確保できなかったこともありまして、前のダイユーエイトさんにもご協力いただいて、いろいろ本当にお世話になっていますけれども、そうした意味で、

より多くの観光客といいますか、利用者の受入れができるようなエリアになってまいりました。ですから、もともと、そもそもは、連携はもちろん大事です。ですから、先ほど申し上げましたけれども、一つ一つの役割というのか、それらをインターネットとかSNSとかそういうものでしっかり、そもそもPRをして、そして皆さん方にその情報を発信するということ。そして、それらを基に、まずはそこに寄っていただくということ。それから、もう一つは、やはりあそこはどうしても車で来られる方が当然多いわけでありまして、その人たちが中に立ち寄っていただいた中で、また今度、町なかに対して興味を持っていただくような、そのような案内も含めて、この周遊できるような、一体の関連性のあるPRといいますか、情報の提供が当然必要になってくると思いますので、その辺も含めまして、しっかり、いろいろな関係者もございますので、そのような方々と協議を進めた中で、町としては今後、周遊ができたり町全体が活性化できるような、そのような情報発信と活動を関係者の皆さん方と協議して、実際に実行していきたいと、そのように考えております。

これは一朝一夕になるもんじゃないと、そのようにも思っていますので、時間が必要ではありますけれども、でもやっぱりそのようなことが非常に重要になってくると思いますので、そのように考えております。

松下、1年延期の開通の見込みなんですが、今、無散水、融水の工事やっているもんですから、道路の。ですからそんなこともあって、より安全な通行ができるような道路ができるということ。両側はまだこれから工事が当然必要になりますけれども、安全対策の話合いも県のほうとも進めております。

そうした中で、安全に通行にできて、そして皆さん方にそこを利用していただくような、し やすいような対応を町としてもしていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思いま す。

- ○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。
- ○6番 渡部訓正議員 今ほど言ったように、国道289号線のバイパス沿線というのは、もう施設が集中している。その1つ、各種施設の中で、祇園公園についてお伺いをいたします。

以前、私は、祇園公園が建設、公園整備後20年以上、もう二十数年経過しているから、リフレッシュ工事をやらないと、あの中が薄暗いんですよ。やっぱり動線上から考えると、御蔵入交流館、今回の林業施設、そしてまちの駅、そして田出宇賀、熊野、そしてそこからちょっとこっち側に、国道沿いに民間のアパートもありますから、あそこからやっぱり裏へ入れる、そして祇園公園、そして祇園会館という1つの大きな動線ができてくるんですよ。

だから、そのために、ぜひ祇園公園のリフレッシュ工事、やはりちゃんとやったほうが、あれだけ杉も大分でかくなってきて、そこのところ、ちょっとなかなか整備をしないと、あのままじゃもったいないなというふうに私も思っています。

ぜひこれから訪れる準備、迎える準備をやっぱりちゃんとやろうじゃないかというような形で、早急にリフレッシュ工事を行うというようなことで、どうでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

環境整備、非常に大事だと思いますし、やっぱり皆さん方に本当に通過していただく中で、 目につくようなことも大事なんで、その辺のところは、もちろん利用される方、この安全性だったり、本当に皆さんに感動していただけるような施設が必要なんで、田出宇賀神社、熊野神社ございますし、そういうことも含めて、町として関係者の皆さんと協議して、そういう整備をしていけたらと思いますので、これから皆さん方と話合いを進めさせていただきたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。
- ○6番 渡部訓正議員 じゃ、私、最後にこのがなで終わりたいと思いますが、まちなか活性 化というのは、本当に今、コロナ禍で大変厳しい状況にあるというふうに見ています。

ただ、これらの、この後、やはり打開する道というのも、このままでは終われないというふうに私自身思っていますし、そういう意味では、本町には恵まれた自然と、先ほど来から話出まして、前段のがなでも出ました、800年の歴史を有する祇園祭というのは、これは大いに誇れるんではないかというふうに思います。

そして、先ほど言った御蔵入交流館から祇園公園にかけた大きなやっぱり動線、これはもう本当にほかにはないものだなと、やっぱりこれを活用しない術というのは、そこに止まらない限りは、やはり国道121号線の先ほど言った石蔵とか、あとはその上の愛宕山とか山城ですね、鴫山城等々のほうには、なかなか行けないなというふうに、やっぱりそこのところをぜひ、ちょっと一番主たる視点として考えていってほしいなと。

ぜひ方向性を今後徹底をするということも町長の答弁の中でございましたので、ぜひ丁寧な 議論展開をお願いをして、私の質問1については終わらせていただきたいと思います。

これは、特に答弁があればお受けしたいと。多分、今まで町長が言われてきた内容で、私も 十分理解をするところでございますので、よろしくお願いします。

引き続き、高齢者講習会の受講料の補助ということで、これは、実は何か申込みをすると、

高齢者講習会を、そうすると、もう何かいっぱい人がいて、そしてぎりぎり誕生月とか、そこまでなって、やはり誕生月がちょうど2月、私も2月生まれなんですけれども、そのときに、やっぱり冬場だと西部からなかなか来るの大変なんだと。だから、もう申込みで、一応若松と白河のほうに当たったら白河のほうが空いていたから、そっちのほうで11月に講習を受けるようにしたんだと。何とかそういった受講料の補助を、全額でなくとも何とかならないかななんていうような相談がございました。

つまり、それだけプラスアルファの、こちらがあまりにも混んでいるもんですから、そうい うのもあるんですよ。だから、少しでも検討はできないのかなというふうに考えますが、やっ ぱり無理でしょうか。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

基本的には地元を利用してほしいんですが、そのような事情だと何か利用しにくいというようなことで、もう一つは、やはり高齢者の運転の継続といいますか、私もあと二、三年でこれが対象になってくるんですが、人ごとではないと思っていますが、でも、いろいろ話を聞きますと、本当に危ない例もございますので、その辺も、町としては、あんまり無理して更新してほしくないなと、そういうような思いもございます。

実際に運転免許証を返納された方には、今のところ、町としては5年間、年1万5,000円という支援をやっておりますけれども、これも実際に、私もちょっとどういう方法がいいのか、なかなか名案がなくて、実際どうしたらいいだろうと思っているんですが、田島地区の人たちは、買物にしても病院に行くにしても1万5,000円で何回か利用できるかもしれませんけれども、西部地区の人は、例えば病院まで来たときに、駒止峠のてっぺんまでとか中山峠のてっぺんまでぐらいまでしか戻れないんですよね。

ですから、そういうようなことを考えると、もう少し免許証を、安全に運転していただくための対応というのは、なかなかいろんな方法あるにしても、やはり公共交通のある一定の利便性といいますか、そこら辺を確立していかないと、なかなか厳しいのかなとは思っています。ようやくデマンド交通ということでなっているんですが、これも含める話なんで、ですから正直言って、どうやったら一体いいのか、これはやっぱり皆さん方といろいろ議論していく必要も、一つはあるのかなとも思います。

ただ、現状は、そのようなことで町としての対応はやらせてもらっていますが、万全でない ということも重々承知です。 そうした中で、講習のことに関しても、やはり地元に自動車学校ありますし、そういう意味では、いろいろ地産地消してくださいというような町の基本的な考え方もございますので、少し状況調査をさせてください。できるだけこっちで受けられるような体制づくりをまずやるということが一番かなとも思いましたので、そのようなことで、今の段階では、どうします、こうしますは、私としては言えない状況で申し訳ないですが、そんなことでちょっと調査をさせてください。よろしくお願いします。

- ○室井嘉吉議長 住民生活課長。
- ○渡部秀介住民生活課長 私のほうから付け加えて説明をさせていただきますが、町長答弁でもありましたとおり、高齢者の運転操作ミスによる重大な交通事故が、今、全国的に多発をしているところは、ご承知のとおりだと思います。

こうした中で、高齢者の先ほど言いました運転免許証の自主返納制度は効果的な取組で、これまで町の施策として取り組んできております。先ほども町長からもありましたとおり、他町村にはない5年間の支援があるということになります。これに伴いまして、公共交通の充実を図るための様々な取組も行ってまいりました。

こうした自主返納制度は、やはり何よりも安心できるのは家族なんですね。家族が安心できるというのが一番だと考えております。当然、運転免許証がなければ、移動手段が制限されてしまいます。やはり本人にとってはかなりの抵抗があると思います。私の父親も経験ありましたし、そういう部分では、本当に本人には申し訳なく思っているところであります。

こうした中で、免許証更新時の先ほどありました手数料の支援を行うこととなれば、政策的 に逆行する形にもなってまいりますし、さらに、逆に家族の心配事がさらに増えてしまうとい うことにもなってしまいますので、その辺はご理解をお願いしたいなというところです。よろ しくお願いします。

- ○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。
- ○6番 渡部訓正議員 私のほうに相談あった方は、舘岩の方なんです、実は。そして、やは り旦那様が確かに高齢者に該当して、本人も、奥さんのほうも該当しているというような形で、 大分ないとやっぱり不便だというのが、すごく一番現実的にはネックなんですよね。

今ほどお話あった内容については、私も中身については十分に理解をするところなんですが、 やっぱりなかなかそこが、実態論として、ちょっとこれだけ離れた結構広い南会津町ですから、 なかなか大変だというのがありますので、ぜひ今後もこれらのいろんな、どういう在り方がい いのか、あとは、そういう車の暴走しないような、そういった形のがなも、これからはいろい ろ自動運転なんかも出てくるのかなというふうにも思いますので、ぜひ、いち早く情報もつかんでいただきながら対応していただくことをお願いをして、私の発言については以上で、ちょっと時間は余っていますが、終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○室井嘉吉議長 以上で、6番、渡部訓正君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。午後2時45分まで休憩します。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時45分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇ 川 島 進 議員

- ○室井嘉吉議長 次に、3番、川島進君の登壇を許します。 3番、川島進君。
- ○3番 川島 進議員 議席番号3番、川島進です。これより一般質問を行います。

米価下落による稲作農家への助成をということで、新型コロナウイルスの感染拡大で業務用 米の需要が低迷し、令和3年産米の価格が下落しました。

南会津町の令和3年産米のJAへの出荷数量は、11月4日現在、4万2,256俵となっています。この数に概算金の下落平均額2,660円を乗じると、およそ1億1,000万円の減収となり、大きな金額となります。

稲作農家に対して、思い切った助成をしてはいかがでしょうかということで、これだけでは ちょっと分かりにくいと思うので、これから1億1,000万の根拠を申し上げてみたいと思いま す。今も述べましたように、これはあくまでもJAへの出荷した米ということでお話をします が、このほかにも業者さんが集荷業者さんがありますが、そちらの数字はちょっと把握してい ませんので、ご了承いただきたいと思います。

まず、1億1,000万の根拠ですが、令和2年産米と比較しますと、主要銘柄のコシヒカリが

2,600円安く9,300円、これ概算金です。それから、ひとめぼれが3,200円安く8,200円、県の奨励品種でもあります里山のつぶ、これは西部地区のほうで多く作られているわけですが、3,200円安く7,500円であります。その他、酒米、モチ米、あきたこまち、天のつぶ等々ございますが、これは全て、全ての品種で下落をしております。

令和3年産米の最終的な手取りはどのぐらいになるかというと、この下落した9,300円、8,200円、7,500円、この主要銘柄は、あと令和5年の1月中旬にならないと、きちんとした精算金が振り込まれません。当然コロナ禍の影響がございますので、どのぐらいで売れるやに、あと1年以上あるわけですが、ちょっと想像もつかないわけです。

令和元年産の精算金が今年の1月14日に振り込まれたわけですが、コシヒカリで1,700円、ひとめぼれで1,300円、それから、里山のつぶで1,100円、おおよそです。――ぐらい。これは、令和元年産はコロナの影響を受けた年ではありませんので、比較的高く販売されたと。ただ、これからの1年間はどのぐらいのものになるか、ちょっと分からないんですが、令和元年産と同じぐらい精算金がついたとして、コシヒカリで1万1,000円、ひとめぼれで9,400円、里山のつぶで8,600円ぐらいかと思われます。

それで、ちなみに生産者と消費者間で、直接相対で売買されている米の価格はどのぐらいかというと、若干1人の調査による数字なんですが、1俵1万5,000円から1万6,000円で取引されております。当然今申し上げてきたJAに出荷した金額のほぼ極端に言うと2倍、倍半分の開きになっております。1俵当たりコシヒカリでは五、六千円なんですが、里山のつぶになりますと7,400円ぐらいの開きになっていた。

この差が埋まるくらいの助成を望むということで、質問を終わります。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 3番、川島進議員のご質問にお答えいたします。

米価下落による稲作農家への助成ということで、この説明は全員協議会、それから先ほど午 前中でありますけれども、湯田哲議員のご質問にもお答えをさせていただきました。

稲作農家に対して思い切った助成措置をしてはとのおただしでありますが、議員おただしのとおり、本年の米価下落により、町全体の米の収入は、JA出荷分だけでも1億円以上の減収となっており、その他商系業者への出荷分も合わせますと、その減収額はさらに増加し、稲作農家の経営ばかりか地域経済にも大きな影響があると認識しております。

具体的な例を申し上げますと、ひとめぼれの場合、今ほど議員からおっしゃられましたけれども、1俵60キロ当たり、昨年のJA概算金が1万1,400円であったのに対して、本年は8,200

円と3,200円の減少となり、仮に10ヘクタール作付した場合、反収を9俵540キロと想定すると、288万円の減収となります。

そういうことで、非常に厳しい状況は分かっておりますけれども、そのような中で町として は判断しましたので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

いろいろ、何ていいますか、今、米の販売も自由にできるものですから個々の販売の価格は、 町としては現在把握しておりませんけれども、いろいろな値段の設定があると思います。特に、 ただ福島県は、原発の事故以来、どうしてもやっぱり一般消費がしにくかった。消費者が受け 入れてもらえなかった。これは私も実感しております。

そうした中で、コロナ禍の中で事業者が営業を停止したということ。ですから、必然的に福島県の米が事業の利用率が高かったということで、今回またまた原発の事故、それからダブルでコロナの休業による影響がありまして、特に大きな影響があったと、そのようにも認識しております。

いずれにしましても、そのような中で町がやれる精いっぱいのことを提案させていただきました。また、今後の推移を見ながら、いろいろ対応もしなければならないかと思いますが、酒米の件も、そういう意味ではやはり農家の支援にもなりますし、地域経済への活性化にもつながっていくものと、そのようにも考えています。

ですから、これからのまた利用の中で、いろいろなことで米の支援であったり、皆さん方に 呼びかけながら、それらに対しての対応も考えていきたいと、そのように考えております。

本当にあとは大きな役割として、特に大規模な農家の人は、この間も申し上げましたが、どうしても地域の、何ていいますか、農業をやめた人の受皿になっているわけでありまして、本当に経営というよりも、ある意味地域を守る、そういう使命感の中でやっている方もいらっしゃいます。そういう組織もあります。

そんなことも重々踏まえた中で、米の直接的な支援、それからまたそれらに関わる支援と、いろいろな形の中で合わせたような支援をできればなと、そのようにも考えておりますので、ぜひその状況等、それからまたいろいろ状況を教えていただいてご提案いただければ、町としてもぜひ検討していきたいなと、そのように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させます ので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 過日説明を受けました稲作経営緊急支援事業、これはこれで農林課長等から係長等から説明がありまして、非常に内容はちゃんと要を得ているものと思われますが、これですと、10アール当たり、例えば1 町歩の方だと1 反歩足切りで、4,000円掛けますから、四九、3 万6,000円という補助になります。

同じ1町歩、1へクタールの人が、里山のつぶ、これ実例です――を作付しました。自家保有米とか、縁故米、大体10俵、20袋を自分のうちに置いて、この方ちょうど取れて、反収10俵あって90俵をJAに出荷しました。概算金が里山のつぶで7,500円ですから、90俵掛けると67万5,000円という前渡しです。

昨年も同じような収量があって、昨年の概算金は1万600円ということで、90掛けると95万4,000円となります。その差が27万9,000円ということで、もうこれではとても来年の農業をどうしようかというような話をいただきました。

どうしても、町のこういう緊急支援事業等々、それから、この方は収入保険とかそういった ものに加入されている人なんですが、全てこの差は埋まらないということなんですが、この辺 いかがでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回の稲作緊急支援事業でございますが、稲作、今回の下落幅ということで、先ほどご説明 ありましたように3,000円ぐらいの、平均的にしますと3,000円ちょっとぐらいの下落という大 きな下落になっているのは事実でございます。

しかしながら、今回全体的な支援というところで支援をするものではございますが、今回の 支援につきましては、全体の価格の補償ではないというところで、あくまでも支援という形を 取らせていただいてございます。

その中で全体の支援というふうになりますと、なかなかこれは難しいところもございますので、あくまでも緊急的な支援というふうにご理解をいただきたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 3番、川島進君。
- ○3番 川島 進議員 2つ目、これは例です。

ひとめぼれを同じく1~クタール作付しました。100俵、反10俵取れて100俵収穫があって、10俵は自家保有米、縁故米に置いて、JAに90俵出荷したとしますと、今年の概算金は8,200円なので、73万8,000円と。

中には、このぐらいの規模の方で、全量個人売買をされている生産者農家の方もいらっしゃ

います。そういう農家の方は、自分なりに販売先、販路を見つけ、当然努力はされていると思うので、その部分云々言うわけではないですが、実際の価格が 1 俵で、今1 万6,000円で取引されております。ちょっと知り合いだと 1 万5,000円、袋で500円安いとか、1 万5,000円から 1 万6,000円なんですが、1 俵 1 万6,000円ですと、90 俵掛けると144 万円ということで、1 A に出荷した場合、73 万8,000円、その差が70 万2,000円、かなり大きな金額です。

これも先ほどの里山のつぶの実例と同じように、分かりやすく1へクタールということで申し上げているんですが、さっきは約28万、里山のつぶ、これは実際に売買するとどのぐらいのものなのかはちょっと調べてはいないんですが、ひとめとか、コシは1俵1万6,000円ぐらいで相対取引されていますから、結構な差が、極端に言ったら倍半分ですね。里山のつぶは7,500円だから、精算金がついたにしても、袋で4,000円ぐらいしかならないです。

この精算金というのは、先ほどちょっと本質でも言いましたが、1年以上かかるんです。今、 集荷した業者、JAさんなりほかの業者さんなりも、鋭意いろいろ努力をしてより高く売ろう として、売り先を見つけているんですが、このような情勢なものですから、買う方も安く買い たいと、多少たたきます。そんなに高く売れません。

繰り返しになるけれども、コシヒカリで1,700円、ひとめで1,300円、里山のつぶで1,100円 ぐらいにしかならないんです。だから、来年……令和3年だから……令和5年の1月中旬です、 入るのは。令和元年産米が今年の1月14日に精算されました。だから、令和2年産米は令和4 年の1月中旬、もう十数、2か月、3か月ぐらいかかって初めて精算ということになります。 この中からもう集荷手数料だ何だかんだと取られますから、引かれちゃうので。

JAは、それでも米が当初見込んだ、もくろんだ数字よりも集まらなくて、先月、チラシを まいて、まだ縁故米とか保有米ちょっと多く取り過ぎなんじゃないか、まだ出してくださいと いうようなPRもしております。

今、ちょっとそういったわけですが、この144万、ひとめを1へクタール作付した場合の例を取りますと、単純ですが、全部個人相対で売買した場合の144万、それからJAさんに出荷した73万8,000円で70万2,000円と、これ結構大きな開きなんですが、答えは前の質問と同じような答えとなろうかと思うんですが、この辺に関してもちょっとお聞きしたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いろいろ話も例も出して話しいただきまして、ありがとうございます。

実際には、人それぞれの価格を設定した中で、個人の努力の中でも販売されていると思いま

す。一方で、やはり面積を多く作っている人は自分の努力だけではなかなかできないから、大量に、何ていいますか、契約した中で販売せざるを得ないような状況もあると思います。

特に農産物の中で、これらがこのように支援したりなんだりするのは、やっぱり米だからかなと思います。ほかの作物の場合は、収入保険とかそういうもの共済とかに入っていなかったら、なかなかこれに対する収入、何ていうのかな、補塡とかあるいは補償みたいなのは、なかなかやりにくい状況になっています。

ですから、米だからこそこのような対応ができるわけでありますので、だからといって全て 実際の経費は、1反歩10万程度かかる、あるいは人によってはもっとかかるかもしれないし、 かけないかもしれないし、平均的にそのくらいだとなったときに、このくらいの赤字を生むと いうことは、それは当然分かっていますけれども、ある程度計算はできますけれども、ただ、 いろいろなものを考えたときに、やはり米だから、どこの自治体もそのような対応を多くても 少なくてもやっぱりやっているのかなと、そのように思います。

それは、本当に主食としての、何ていいますか、生産の絶対的な量が必要だから、これは維持していかないと駄目だということだと思います。一番の根本の理由は。

いずれにしましても、いろいろな付加価値、栽培が稲作農家の恩恵にあやかれる最大限のい ろんなことを配慮しても、今、町としては、今のような現状の中で対応させていただくのが一 番正直言って、少ないかもしれませんけれども、適切なのかなと、そのような判断もしている ところでございます。

ですから、作物の中では出来不出来はあって、やっぱり収入が去年より落ち込んだ作物といいますか、そういう人もございますし、コロナ禍の中で、やはり自分の事業が思うように進まなくていろいろ困っていらっしゃる方も周りにはいらっしゃいますし、ですから、そういうことも鑑みた中で、米の支援というものは去年もやりましたけれども、去年もやらせてもらいましたけれども、今年は、このような対応の中で大規模農家の方々をちょっとウエイトを重くして、そのような対応をしたということでございますので、いろんな考え方はあると思いますが、今回の稲作農家に対しての支援は、そういうことで判断しましたので、ご理解願いたいと思います。

なお、また来年からの作付に関して、いろんな状況の変化もあろうかと思います。そうした中で、どうしても大変な事情が特別に出てくれば、これは町としても、また対応をせざるを得ない部分も出てくるかもしれません。これにしても、いずれにしても、社会全体の状況も見ながら、そこら辺も考慮しながら判断しなければならないということも、一方であるということ

をご理解願いたいと思います。

できるだけ皆さん方が本当に安心して食糧の確保をして、そして、私たちの地域が安定するような、そのような施策をやるということが自治体の役割だと思っています。ですけれども、100%はできないかもしれませんけれども、できる限りのことはやるということで考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 3番、川島進君。
- ○3番 川島 進議員 町長のお話は理解いたしました。

稲作経営緊急支援事業、これが提出されるということが分かっていずに、こういう質問を私、 出したわけですが、答えを先にこの前の10日に聞いたからというようなことで、理解はいたし ました。

でも、この支援事業は、先達ての説明だと、1反歩10アール当たり4,000円と、9俵取れて 経費が10万で、掛けるどうのこうので4,000円という数字になったんだよというようなことで、 これは理解しました。

これ以上いろいろ申し上げても、今の答弁にあったとおり、今年度は、今年度というか今年は、農家への支援はここで収まるのかなというふうに思うんですが、でも、あえて述べさせていただきますと、JA及び生産者が集荷業者へ出荷した農家の概算金の下落が少しでも埋まるように、例えば1俵当たり1,000円とか1,500円とか、具体的なそういったものでの助成というのは、私ここで質問しても、回答は一緒かなと思うんですが、あえて伺いますが、そういう数量に対してのお考えは。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

数量に対して支援したところもあるみたいですが、私としては、やはり数量よりもやはり経営する面積、これはいろいろ地力とかそういうこともいろいろあろうかと思いますし、栽培の仕方もあろうかと思いますが、ただ一般的に10俵取ろうが、9俵になろうが8俵になろうが、ほぼほぼ同じような、出荷経費に対しては別ですけれども、栽培管理に関してはほぼほぼ同じような経費がかかるんじゃないかなというようなことの中で、町としては判断したつもりです。ですから、そういう考え方もあろうかと思いますけれども、町としての基準点な基本的な考え方はそのような考え方の中で、面積当たりということにしましたものですから、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 幾つか例を出して申し上げましたが、取りあえず、取りあえずという か農家はこれだけ困窮しております。もう極端な数字になっておりまして、去年は令和2年産 は令和元年産から比べると、主要銘柄が600円、700円ぐらいずつ下がったと。今年はもう 2,600円、三千何百円というふうに、おととしから比べたら元年産と比べると三千五、六百円、中には4,000円近く前渡金が下落している銘柄もあります。

今、私が申し上げたコシヒカリ、ひとめぼれ、それから里山のつぶ、これだけで約75%の作付量であります。そのほかにはその他の米として、酒米、それからミルキークイーン、あきたこまち、里山のつぶ、JAあたりでは、これその他の米ということで一つにくくっているわけですが、そういったものが25から6%、大体集荷数量の中の1万1,000俵、あえて主要3銘柄でお話をさせていただきましたが、農家の大変な窮状をご理解いただいて、稲作経営緊急支援事業、確かにこれだと5,000万近い補助が出るわけですけれども、農家が苦しんでおられるということを考慮していただき、この辺も今後いろいろとあろうかと思いますけれども、農家がちょっとでも救われるような政策をお願いするということにして、これで質問を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 以上で、3番、川島進君の一般質問を終わります。

◇ 丸 山 陽 子 議員

- ○室井嘉吉議長 次に、7番、丸山陽子君の登壇を許します。 7番、丸山陽子君。
- ○7番 丸山陽子議員 議席番号7番、丸山陽子です。通告に従い一般質問をいたします。 遺族への負担軽減について伺います。

ご家族の大事な方を失った悲しみの中にあっても、ご遺族は死亡や相続に関する手続を進めなければなりません。ご遺族にとって、死亡や相続に関する手続は生涯の中で何度も繰り返し発生するものではないため、慣れていません。そのため手続の漏れや必要書類の不備によって、手続を何度も繰り返さなければならないという負担が生じているのではと感じます。精神的・経済的に支えを失ったご家族が、安心して手続ができるよう支援が必要と考えます。

そこで伺います。

①死亡・相続に関するご遺族の行う手続の負担を減らすため、「おくやみ支援コーナー」を

設置してはと考えます。

②亡くなられた方の死亡・相続に関わる必要な手続をまとめた「おくやみガイドブック」を 作成してはと考えます。

以上で、壇上での質問を終わります。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 7番、丸山陽子議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、遺族負担の軽減をに関する1点目、「おくやみ支援コーナー」(仮称)を設置して はどうかとのおただしでありますが、手続は、葬儀前に行う死亡届と葬儀後に行う各種事務手 続があります。

葬儀後の各種事務手続は、住民生活課の窓口において、おいでになった方に対し、健康保険、 年金の手続をご案内しながら、各課などと連携し、なるべく席を移動することなく各手続がで きるように心がけているところであります。

議員おただしの「おくやみ支援コーナー」(仮称)の設置につきましては、今の状況ですと、 すぐにやりますと言いたいんですが、やれるような状況をいろいろ考えながらやるしかないと 思っていますが、そういう意味でコロナ禍の中の緊急性の高い課題をまた優先しているところ もございます。

そういうことの現状の中で、どのようにしたらできるのか検討をしてみたいとは思いますが、 一つ、やはりもう一つは、基本的に役場に来られて、町民の皆さんといいますか、用事のある 方々がスムーズに、何ていいますか、自分の用事を足せるようなそのようなやり方を職員全体 で考えていきたいなと思います。いろいろ職員の提案もあります。こうやったらどうだ、ああ やったらどうだということもございますので、職員からも提案はございますので、その辺も含 めた中で、町としては、このことに限らずの部分もありますけれども、やれるものはやってい きたいと思います。

ただ、今も申し上げましたように、現状でのすぐの設置は、なかなか今の現状ですと当分の間ですけれども、このことに関しては厳しいのかなと、そのように考えておりますが、皆さん方の利便性、そしてそのようなご不自由を与えないような対策は行政サービスとしてぜひ必要だと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、2点目、「おくやみガイドブック」(仮称)を作成してはどうかとのおただしでありますが、現在、死亡届の際に各種届出に必要な書類のご案内と、後日必要となる事務手続の一覧表をお渡ししております。

役場内の手続をはじめ、保険の請求や相続など、様々な分野を網羅する冊子型のものを想定されているものと思われます。作成している自治体も増えてきていると認識しておりますが、内容が多く細かくなれば、また逆に理解してもらえる部分も理解しにくくなるのかなと思いますが、まずは、町がしっかり説明するということ。これらのガイドブックも、そんなようなことで少し研究していければなと思います。

いずれにしましても、皆さん方に利用しやすい、そして、しっかりした親切な対応ができるような役場の窓口としていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

おくやみガイドブックの作成につきましても、これから検討を加えていきたいと、そのよう に考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させます ので、よろしくお願いいたします。

- ○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。
- ○7番 丸山陽子議員 窓口の皆さんは、本当に丁寧に対応してくださっていることは、私も 承知しておりますが、ご遺族の皆さんより、相続とか手続をどうしたらいいのか分からない。 また、どの窓口に一番最初に行ったらいいか分からないというような声を最近特に多く聞くこ とがありました。

また、高齢の方から、ご主人を亡くされて何年かたってしまって、相続をまだやっていなかったんだ。それをどうしたらいいか分からないという声もお聞きし、司法書士の方を何件か回らせていただいて、お願いをした経緯がございます。そういう意味でその高齢者の方も、ご主人が高齢で自分も高齢だったということもあり、何か手続がなかなかできなかったという声も聞いております。そういう中で、窓口が一つにあって、それでいろんなことを説明してくださっていれば、何かもっと早く手続ができたのかなというふうに考えました。

本当にそういう意味では、一つのところで、あなたにとってはここと、ここと、ここと、ここと、こが必要ですよとか、そういうアドバイスをしていただける窓口一本化でできるのであれば、本当に必要ではないかなというふうに感じますけれども、その点についてはいかがでしょうか。 〇室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから答弁させていただきます。

実は、9月26日の福島民友に、会津若松市でおくやみ支援窓口を設置するという記事が出ていました。ちょっと気になる情報として、抜いておきました。

実は、私も5月に父親を亡くしまして葬儀をやったわけですが、手続、本当大変ですね。死亡の手続、そのほか国民健康保険、後期高齢であれば後期高齢、それから年金、世帯主の変更になりますと、水道料の名義変更、それからNHKの受信料の変更、それから口座の変更等々、本当に多種多彩でございまして、さらにそこに相続登記も絡んでくるということで、本当に大変な思いをした経験を持っておりますので、そういったものを一つの冊子としてまとめられれば、住民の方にご活用いただけるのかなと、このように考えておりますので、今後前向きに進めさせていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 本当にただいま副町長から答弁いただきましたけれども、本当に死亡届、また相続の関することをご遺族の方が悲しみの中で、何か自分の心の悲しさとかつらさを出すこともなく、様々な手続をしなければならないというのは、本当に大変なのかなというふうに思います。私も父を亡くして、本当に何からどういうふうに手をつけていいか分からない状況でもありました。

そういう意味では、高齢者の、特に今後、配偶者の高齢化とか、家族構成の変化によって、 親族が遠方だったり、疎遠になっていたりするケースも増えて、ご遺族が行う手続というのは、 さらに一層増加するのかな大変さが増すのかなというふうにも想定されます。

これらの課題に対して、おくやみコーナーがあるということは、本当に大事なことというか、特に安心できるのではないかなというふうに思います。役場というのは、本当に町民の皆さんが不安になったり、生活で不安だったり、健康のことだったり、そういうのを一番最初に相談できる、本当に一番安心、セーフティーの場所なのかなというふうにも思っております。

なので、役場の皆さんの対応は、一人一人確かに丁寧に行っていただいておりますけれども、 ぜひそういう意味で一つのところでいろいろお聞きしながら、その方々を誘導できるという体 制もやっぱりすごく必要ではないかなというふうに思っております。

先ほどもそういう意味で、考えながら進めていきたいという答弁もございましたので、そこは、ぜひ進めていっていただきたいなというふうに思っております。

本当に今回、会津若松で窓口を開設するということがあったのは、ちょっと私も最近だったんですけれども、ハンドブックもこうやってつくられております。そういう意味では、本当に会津若松市も、そういう意味で本当に高齢化が進む中でも対応できるような窓口と、おくやみハンドブックはセットで何か考えているのかなというふうに思いました。

南会津町としても、やっぱりご遺族の方が、本当に安心して行けるようにしていただきたい

というふうに思っております。

おくやみコーナーを設置して、手続に関わる効果が出たということで、いろんなこの窓口を 設置したところの状況を調べさせていただきました。その中で、ご遺族の方は、関係ない担当 のところまで行ってしまう場合もあります。本当は、こことここだけで済むのに、違う窓口に 行かなければならないというのは、行った場合、本当に時間のロスにもなります。また、ご遺 族が必要な手続そのものにかかる時間も多くなってしまったと。でも、今までと違って、その 窓口を設置したことで、担当課を回る時間、余計なところを回らないで済んだということと、 あとそれから時間が短縮されたという声がありました。

そういう中で、受付する担当者の方も、一元に受付をしてくださるので、本当に自分のところには同じことを聞かなくても済むので、スムーズにいったという声も担当者の中にもありましたし、そういう削減の、ご遺族の方の削減にもなりますけれども、窓口の一人一人の対応の削減にも時間短縮にもなるというふうに結果が出ているんですけれども、そういう意味で、町として検証をしていっていただきたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。〇室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答え申し上げます。

町長答弁でもありましたとおり、現在、葬儀前に行う死亡届の届出という部分では、残念ながら今、葬祭の事業者さんが委託を、委託といいますか、依頼されて窓口に来られるケースが多々ございます。そういった部分で、死亡された方の各種手続の必要な書類のご案内ということでA4判サイズの、先ほども答弁ありましたA4判サイズの案内はしているところなんですが、その業者さんも丁寧には遺族の方には説明していると思います。

ただ、やっぱり遺族の方も、それ以上にいろんな精神的なものもございまして、そういう部分でちょっと時間を要して役場の窓口に来てしまうという部分もございますので、そうした会津若松市さんまでの、何ていうんですか、もう20ページ以上もあるような細かな冊子という部分では、南会津町にはなかなか見合う部分はございませんので、そこは行政手続をしなければいけない項目、チェック項目を入れながら、そしてさらに副町長からもありましたとおり、民間での手続も当然あるわけで、NHK受信料ですとか、相続手続ですとか、やっぱりそういう手続の機関が違うところ、東北電力もそうですし、そういう部分の案内もきちんとチェック項目でできるように、さらにそれがその手続をするには何が必要なのか、そういうのも丁寧に網羅させながら、そして、例えば新庁舎できましたので、例えば1階からきちんと番号順に手続ができるような形にしたいなというふうには思っております。

いきなり2階から始まって、また1階に戻って、また2階に戻るような、そういったいわゆる便利性に欠ける部分ではなくて、そういった施設をきちんと番号順に回って手続ができる方法と、その1か所で住民生活課の戸籍住民係では、先ほど言いました必要な書類のご案内をさせておりますので、高齢者が来た場合は、各担当と連携をきちんと図りながら、ワンストップサービスではありませんが、できるだけ担当者に窓口に出向いていただいて、手続を簡単にできるような形で対応させていただきたいなというふうに思っておりますので、ご理解ください。○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 高齢者の方、先ほど死亡されたときに、窓口に死亡届来られた方に必要書類を渡して、1枚のA4でしたね、渡していただいているようですけれども、そういう中にあって、私もいただいていたのが分からなくて、いただいてきた方は組のやっぱり仕切ってくださった方がいただいてきたんですけれども、私がそれを見逃してしまったために、やることがちょっと抜けてしまったという自分の実体験もあります。

そういう中にあって、先ほど冊子というか、これを若松市のほうでは渡していただいて、その届出に来た方に渡していただいて、そしてご家族の、ご遺族の方にしっかりと伝えてくださいということをやられるというふうに聞いております。

そういう意味では、1ペーパーよりは冊子、本当に薄くてもいいと思うんです。そういう中で、南会津町として必要と思われるものをしっかりと入れていただいて、それを冊子にして渡していただければ、すごくご遺族の方にとっても安心できるものなのかなというふうに思っております。

おくやみコーナーを設置して、本当に様々な声が寄せられておりました。そういう中で、本 当に必要な手続を一度で丁寧に教えていただいて、本当に案内までしていただいて助かったと か、大変多くの手続が必要になり面倒だと聞いていたけれども、本当に町の方がしっかりやっ て役場の方がやっていただいたので本当に助かったとか、生きることも、ご主人を亡くされて、 新聞にも載ったみたいなんですけれども、もう死んでしまおうかなと思ったときに、本当に役 場の方に1か所で本当に丁寧に教えていただいたおかげで、何か生きる喜びにもなったという ような体験も、新聞の声の欄に載っておりました。

そういう意味では、南会津町として、今後つくっていただける方向で何か進めていただける のであれば、そういう町民の方に寄り添ったものをつくっていただきたいというふうに思って おります。

本当に課題はたくさんあるかと思うんですけれども、各担当課と連携を取らなければならな

いとか、そういうことでとても大変もう何ていうんですか、重厚になってしまうかもしれませんけれども、町民の皆さんにとって、もう安心できる利用できるものと考えますけれども、そういう点については、また再度伺いますけれども、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今は、おくやみコーナーということでいろいろ質問いただいているわけでありますけれども、 役場に届出をする用事というものは、いろんな関係のものがあると思います。いわゆる冊子で も必要だと思いますが、冊子でこれをもらってくださいというよりも、来られたときにチェッ クシートみたいので、あなたの場合は、こういうことが必要ですよというようなことを理解し ていただくような、そういうチェックシートの中で、ここはいいですとか、ここは必ずやって くださいとか、期限はいつまでですとか、そういう確認できるようなことのほうがむしろ分か りやすいかなと思って、今、私の私だけの考えですよ。

ですから、それぞれの担当の課がありますから、その辺も踏まえた中で、南会津町として窓口の住民サービスの一環としてそのようなことを検討できればと。できることからやっていきたいと思いますが、それには、まずいろいろな状況の把握も必要ですので、通常やってそこら辺までやっているとは思うんですが、でも、もう一回確認の意味でそういうことをしっかり検討した中で、皆さん方のサービスが充実できるように、町として努力してまいりたいと考えておりますので、今日はそういう意味でおくやみコーナーですけれども、いろいろな手続がございますので、そんなことも含めて関連した中で、何ていいますか、一回で済むような時間的なこともあるでしょうし、ですから、そんなことを町のサービスとして検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

- ○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。
- ○7番 丸山陽子議員 ぜひ高齢者だけではなく、やっぱりご遺族の皆さんのもう大切な方を 亡くされた悲しみに寄り添っていただける窓口の体制をつくっていただきたいというふうに希 望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。
- ○室井嘉吉議長 以上で、7番、丸山陽子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、全て終了をいたしました。本日はこれにて散会といたします。

明16日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時31分

んな要望活動は聞いたことありますけれども、議会としての考え方が見えてこない。ですから、私としては、南会津議会として、全員賛同かどうか分かりませんけれども、やはりその辺の活動も必要ではないのかなと私は感じます。ですから、私も当然一緒になって、先頭に立ってやりたいと思いますが、そんなようなことで考えています。

県のほうの考え方は、依然として、高等学校の理想的な教育は1学年4学級から6学級だと。 それに満たないところは特別対応として、1学級でも認めるというのがなっていますけれども、 その1学級を特別として認めるものの中にも、南会津高等学校が入っていないと。ですから、 そのようなことで、南会津高等学校が今、会津管内にも大沼高校、それから坂下高校と、それ から耶麻農高と会津農林と統合の計画はありますけれども、私どものこれだけ広いエリアの中 で、何で南会津高等学校と田島高等学校が統合されるのかということが意味不明です。

ですから、その辺も含めて、県のほうは一定の中で、子供が減るからというようなことが前面には立っていますが、私としては、やはり1町2校が一つの大きな県の判断になったのかなと。

その検討委員会の内容も、何でそういうふうに判断したのかということが全く明らかにされていない。ですから、その辺が物すごく不透明なんですね。それらも含めて言っているんですけれども、回答につきましては、これまでも皆さん方に報告しているように、それ以上の説明はできませんし、我々もそれに問いかけても、それ以上の返事が、回答がないという状況にあります。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 今、町長から、議会のほうでも積極的にやっていただきたいという答 弁がありました。以前、私が4番議員と一緒に議長に、議会でもすべきじゃないか、やるべき じゃないかといったときに、議長はやっているというふうに言われました。だけど、町長の認 識では、まだ足りないというふうに私、感じましたので、ぜひこれからも、私は議会に進言し ていきたいと思います。

それでは、次の質問の再質問をさせていただきます。

まず、備蓄計画について、いろいろお答えがありましたが、災害時に一番必要なものというのは、どうしてもトイレットペーパーや生理用品、そういうものが必要になってくると思うんですよ。確かに食料もすごい大事です。水も大事です。そういうものに対しての計画というのはどういうふうになっているでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○2番 馬場 浩議員 分かりました。

では、次、町内の治山施設ですね、砂防ダム、治山ダム、この現状はどうなっているでしょうか。というのは、南会津町国土強靭化計画の中には、大分劣化していると、こういうふうにうたっています。すみません、これ議員の皆さん、この存在、知っていますよね。特に産経委員の方々は見ているはずですね。そうでないと、分からないと、ちょっと私の質問が分からないと思いますんで。その中で、劣化しているというふうになっている。

じゃ、現在、県とどのように進めているのか、具体的にお聞かせください。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 現場での詳しい話は、今、課長のほうから答弁させますが、私は県の砂防協会の会長として、今、その任をやらせてもらっています。そうした中で、これまでも説明させていただきましたけれども、災害が各地で起こっています。そういう中で、砂防ダムがあってよかったというようなことがいろいろ聞こえてまいります。

そういう中で、今、劣化とか、そういうことの心配がございましたもんですから、私も新潟・福島豪雨災害から、ずっと県のほうにもそういう話をしまして、あるごとに、再検査してくださいと、そういうことを言っています。そういう結果、一つ、伊南地域でありますけれども、内川の糸沢ダムに亀裂が入っていたということで、かさ上げと補強工事をやっていただきました。

もう一つは、砂防ダムはほぼほぼ、みんな満砂になっていると。その件も含めて、土砂の撤去をして、また元に復旧して、そしてやっていただくようなことを県のほうにもやってもらっているんですが、県のほうは災害がずっと続いていて、取りあえずの対策ということに追われているというような状況を聞いています。ですから、なかなかそこの撤去、土砂の撤去まではいっていませんが、そのようなことは認識の中でやっているものと、私はそのように考えています。

町としても、新しく砂防ダムを造っていただいていますし、そのような活動は、町としても やっていきたいと思います。ですから、あと治山ダムとか、そういうあるわけでありますけれ ども、砂防ダムの役割、治山ダムの役割、それを踏まえた中で、県のほうに町としても話をし ていっていますので、ご理解願いたいと思います。

あとは、課長のほうから、現場での話をさせていただきたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

令和3年第4回南会津町議会定例会 第3日

議事日程(第3号)

令和3年12月16日(木曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問

15番 楠 正 次 議員

2番馬場浩議員

12番 山 内 政 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番	五十嵐	芳	道	議員	2	2番	馬	場		浩	議員
3番	川島		進	議員	4	1番	湯	田	芳	博	議員
5番	室井	英	雄	議員	6	番	渡	部	訓	正	議員
7番	丸 山	陽	子	議員	8	3番	湯	田	良	_	議員
9番	大 桃	英	樹	議員	1 0)番	湯	田		哲	議員
11番	高 野	精	_	議員	1 2	2番	Щ	内		政	議員
13番	菅 家	幸	弘	議員	1 4	1番	星		光	久	議員
15番	楠	正	次	議員	1 6	3番	室	井	嘉	吉	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大	宅	宗	吉	町		長	渡 部		正	義副		町		長
星		英	雄	教	育	長	小	寺	俊	和	総	務	課	長
星		良	栄	総合	政策課	長	鈴	木	秀	和	税	務	課	長
渡	部	秀	介	住民	生活課	長	阿ク	(津	勝	英	健原	表 福	祉 課	長

室 井 利 和 農林課長 星 博文 商工観光課長 月 田 啓 建設 課長 遠 藤 知 樹 環境水道課長 農業委員会 渡 部 さつき 会 計 室 長 菅 家 康 夫 事 務 局 長 渡 部 浩 明 学校教育課長 生涯学習課長 廣 野 友一郎 阿久津 正 人 舘岩総合支所長 馬 場 誠 伊南総合支所長

酒 井 浩 哉 南郷総合支所長

事務局職員出席者

星 貴夫 事務局長 星 彰 議事係長

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をよろしくお願いします。 これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

----- ♦ *-----*

◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 楠 正 次 議員

- ○室井嘉吉議長 15番、楠正次君の登壇を許します。 15番、楠正次君。
- ○15番 楠 正次議員 皆さん、おはようございます。

議席番号15、楠正次です。これより、2事項について質問いたします。

1点目は、灯油高騰対策であります。

11月18日には、灯油13年ぶりの高値と新聞報道がありました。経済産業省が、11月15日時点の灯油18リットルの全国平均価格が2008年10月以来の高値と発表しています。12月8日の報道によりますと、ガソリンは横ばいだが、灯油価格は値上がり傾向とありました。

12月10日、輸入原油40年ぶりの高値水準、また、同日の県内新聞では、県議会で生活困窮者世帯に灯油購入費を助成する市町村に財政支援を講じる方向で検討に入ったと、内堀知事が答

弁されました。一昨日の14日の新聞では、福島県が検討していた住民税非課税世帯の65歳以上 の高齢者、障害者、ひとり親世帯等に灯油購入費を助成という見出しがありました。

町は、12月1日時点で住民基本台帳に登録されている方に生活応援商品券の給付をします。 昨日夕方6時に、私のところには、私もLINEで登録しているんですけれども、南会津町役 場商工観光課からのLINEが届きました。本日から生活応援商品券がゆうパックで配達開始 とありました。昨日から始まったんだというふうに理解しております。

この給付に加えて、所得割住民税非課税世帯、ここに「等」と入れさせていただきたいと思います。というのは、これよりも低い所得の均等割世帯もございますので、それらの方には支援が必要というふうに考えております。

1つ目でありますが、所得割住民税非課税世帯数をお示しいただきたいと思います。

2つ目として、所得割住民税非課税世帯に、私としては1万円、福祉灯油という形で補助が 必要というふうに考えますが、町の考えをお聞きしたいというふうに思います。

2つ目の質問に移ります。

国道352号中山峠携帯電話基地局整備事業について伺います。

令和3年度当初予算に、6,829万3,000円の事業予算及び事業目的と内容が示されました。地域住民はもとより、観光客等は、中山峠不感地帯、約8キロメートルが携帯電話通話エリアになると期待するとともに、希望を持っておりました。

ドコモの例で示しますと、トンネル側から滝原集落方向に移動している場合、以前営業されていた滝原砥石工場のちょっと先の辺りまでが不感地帯となってしまうのですが、滝原集落方向からトンネルのほうに向かうと、携帯電話の電波が接続した状態で進みますと、その1キロぐらい先のスノーシェッドの先までエリアとなっています。砥石工場前のチェーン着脱所、ナナシ沢、金龍橋、銀龍橋、中山トンネル、舘岩地域に行っては三角平周辺までが、携帯電話エリア不感地帯というふうに認識しております。

携帯電話基地局は、一般的に鉄塔タイプで30メートルから50メートルの高さで、そこにアンテナ設置のとき、数キロメートルから、障害物がない場合には十数キロまでカバーできると聞いております。

そこで、以下5点についてお聞きします。

- 1点目、設置場所、箇所数等をお示しいただきたいというふうに思います。
- 2点目、この事業のカバーエリアをお示しください。
- 3点目、I工区からⅢ工区の事業内容及び進捗状況をお示しください。

4点目、今議会で工事請負費1,390万8,000円の減額補正が記載されています。減額理由をお示しください。

5点目、今回設置の基地局運営事業者及び開始時期をお示しください。 以上であります。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 おはようございます。

15番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、灯油高騰対策に関する1点目であります。

所得割住民税非課税世帯、先ほど議員、「等」とおっしゃいました、等世帯数を示せとのおただしでありますが、令和3年12月7日現在で2,607世帯となっております。これは「等」は入らない。

次に、2点目、所得割住民税非課税世帯に1万円の福祉灯油補助(仮称)給付の考えを示せ とのおただしでありますが、灯油価格高騰対策については、10月以降の原油価格高騰が高止ま りの状況を受けまして、町内の灯油価格の推移などを注視しておりましたが、このたび、国に おいて、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策とする補正予算案が閣議決定され、自治体 が実施する生活困窮者への灯油購入費助成などに対して特別交付税を措置することとされまし た。これを受けまして、町といたしましても、灯油購入費に対する支援の実施に向けまして、 早急に対象者や支援額について検討することといたしました。それで、今検討しております。

次に、国道352号中山峠携帯電話基地局整備事業に関する1点目であります。

この事業につきまして、これまで町としても、10年ぐらいかかりましたけれども、東北通信局、それから県の危機管理部にも、ずっと要望してまいりました。それで、2年、3年ぐらい前になりますかね、私たちの水道事業の中で、管理システム、全国で非常に先進的だということで、通信局から実は表彰を受けました。その際に、東北通信局の局長さんとお会いしまして、いろいろ事情を説明して、我々の地域、非常に厳しい、そういう環境の中で、中山峠もこういう状況になっているというようなことを要望しました。それで、すぐその2日ぐらい後ですかね、局長さんから報告がありまして、ここのところの現地調査をしますということになって、今の現実のこの対応になってきたと、そのように記憶しています。

そのようなことで、1点目の設置場所、それから2点目のこの事業のカバーエリアとのおただしについては、関連ありますので、一括してお答えさせていただきます。

この事業は、銀龍橋から中山トンネルに向かう際の途中にあるチェーン着脱所に隣接する荒

海財産区所有の土地を借用し、携帯電話基地局を設置するものであります。地形の状況もよりますが、カバーエリアは、田島地域側は金龍橋付近、舘岩地域側は中山トンネル手前約200メートルのカーブ付近までの範囲、約1キロメートルの計画となっています。

次に、3点目、I工区からⅢ工区の事業内容及び進捗状況、5点目、この基地局の運営事業者及び開始時期とのおただしについては、関連がありますので、一括してお答えをさせていただきます。

中山峠携帯電話基地局整備につきましては、不感地帯解消に向けて基地局を4か所整備する計画となっておりまして、うち1か所は本事業で整備し、残り3か所は携帯電話事業者が独自に整備すること、そのような計画になっています。本町が実施する事業では、1本の鉄塔に携帯電話事業者3社が相乗りしまして運営することになっております。

工区ごとの事業内容につきましては、I工区は、鉄塔や敷地内の共有部分とドコモの基地局の整備であります。鉄塔の高さは約15メートル、敷地面積は約124平方メートルとなっています。Ⅲ工区は、KDDIの基地局の整備であります。Ⅲ工区は、ソフトバンクの基地局の整備として実施しております。

進捗状況につきましては、11月に工事請負契約を締結しておりまして、本事業以外で携帯電話事業者が独自に実施する3か所の基地局整備や事業者による光ケーブルの整備があることを 鑑み、令和4年度中の供用開始を目指しているところであります。

次に、4点目でありますが、工事請負費1,390万8,000円の減額の理由とのおただしでありますが、当初、県有地に携帯電話事業者がそれぞれ1本、合計3本の鉄塔を設置する計画となっておりました。電柱の新設が規制されていたため、引込線の地下埋設費などを見込んでおりました。これまで、関係者協議の実施設計の結果、建設地を荒海財産区有地にすることで、鉄塔の本数を1本にし、さらに、引込線の地下埋設費が不要となったための減額であります。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますの で、よろしくお願いいたします。

- ○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。
- ○15番 楠 正次議員 1点目から再質問させていただきます。

2,607世帯ということで、9月の2年度の決算のときに見た均等割課税世帯、所得割住民税 非課税世帯というふうに認識した数字は、これより大分少なかったように記憶しているんです けれども、これより、先ほど質問の中では話しましたけれども、均等割も当然、困窮者として は、所得割非課税世帯よりも低い大変な世帯だというふうに思います。それは、今のところ制 度設計に入っているんだと思うんですけれども、総予算としては、人数ですね、1万円という ことでやっていただけるんであれば、掛け算になるんですけれども、どのくらいになると想定 されていますか。

- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

支給額については、今まだ検討中でございまして、過去の同種の事業がございました。過去に、5,000円だったり1万円という支給のときもございました。そういったことも考えまして、今、支給額については検討しておりますので、総予算額についてもそれが出てからということになります。

- ○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。
- ○15番 楠 正次議員 分かりました。

昨年の12月定例議会、また今年の9月定例議会においても、高齢者の健康づくり対応というような形で、同様の質問をさせていただきました。9月議会で町長は、現段階では給付の考えはないが、今後支援が必要となった場合には、改めて検討するとの答弁でありました。答弁のとおりご検討いただき、制度設計に入ったというふうに理解いたしました。

通告においては、所得割町民税非課税世帯と示しましたが、今、均等割世帯等も当然、支給の対象になるというふうに考えておりますが、このコロナ禍で生活が著しく困難となられた方、この把握はなかなか難しいかもしれませんけれども、そういう方にも支援が届くように、制度設計の中で検討する考えはあるか、伺いたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

コロナ禍の中の現状と、それから社会の諸事情を踏まえた中で、対象者をどのようにするか ということも併せて今検討しています。私としては、やはりいろいろな手当て、コロナであっ たり経済対策であったり、やってきたんですが、やはりどうしても、言葉はちょっと適切でな いかもしれませんけれども、どうしても行き届かない部分もあると、そのようにも実際感じて います。

今回そういう意味で、一定のそういうことも考慮した中での範囲の、範囲といいますかね、 対象者を今、それも検討しておりますので、そういうことも含めて、できるだけ皆さん方に、 本当に大変な中、頑張っていただいたことに対しても、これからも頑張っていただくためにも、 町としてできる限りのことをしたいと、そのように考えております。 ですから、当然その範囲も考えていますし、今、金額もいろいろ検討中でございますので、 いずれ、ある程度固まっていますが、総額というか、全体像が明確になっていないもんですか ら、申し訳ありませんが、今はっきり言えませんが、そんなようなことも含めて、ある程度網 羅できるように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。
- ○15番 楠 正次議員 おおむね満額的な回答というというふうに考えます。

この問題について最後に、先ほど、給付の細かな点はこれからという話でありましたけれど も、時期についてと、現金給付を考えるのか、その辺も検討中であるのかどうか、もしお答え できる状態であれば、時期と給付の内容ですね、伺いたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これも10万円のとき、話もしましたけれども、できるだけ早くということで、できれば年内 にやりたいんですが、そのようなことも含めて、できるだけ早くということでご理解願いたい と思います。

- ○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。
- ○15番 楠 正次議員 了解しました。

続きまして、2点目にいかせていただきますが、10年ぐらい前からこの部分について考えていたということでありますが、水道監視システムって、水道の水源地の水位が下がった、どのくらい出ているとかというのを携帯で把握できるというシステム、以前説明いただきました。そういうことへの取組が評価されたというようなことがありました。

設置場所は銀龍橋からトンネル方向に向かった機械室の、機械室はトンネルの手前と銀龍橋から四、五百メートル上がったところと2つあるわけですけれども、その四、五百メートル上がったところの電気室横に、今、ピンクのリボンがついたピンが結構たくさん打ってあるんですけれども、そこに交換型鉄塔が1基建てられるということでしょうか。再確認させていただきます。

- ○室井嘉吉議長 総合政策課長。
- ○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

今ほど話のありましたピンクのテープの貼られている箇所が予定地ということでございます。 ○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 そこには、先ほど町長が答弁された中では3本、それぞれの、キャ

リア会社とネット等には出ていますけれども、携帯の運営会社、ドコモ、KDDI、ソフトバンク、これら、それぞれに鉄塔、それぞれの分として鉄塔を建てる予定だったものが、1本を建てて、1本にそれぞれアンテナ3社の分がつくという理解でよろしいですか。

- ○室井嘉吉議長 総合政策課長。
- ○星 良栄総合政策課長 そのように工事を進めていきたいというふうに考えています。
- ○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。
- ○15番 楠 正次議員 トンネルの手前100メートルとか、先ほどありましたけれども、そこから金龍橋までの間は携帯電話の通信エリアになると、そこの金龍橋から砥石工場のほうに向かっては届かない、これは先ほど、舘岩側の分も将来的にはというような答弁があったかと思うんですけれども、この部分については、4年度中、3年度中にこの1基の部分は竣工される、そして、他のキャリア会社に建てていただこうというところは4年度にというような計画、お約束ができているのでしょうか。
- ○室井嘉吉議長 総合政策課長。
- ○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

町が本年度実施する分については、本年度工事完了を目指しているところでございます。ただ、工事が完了したとしても、光ケーブルが引かれないと通話可能エリアにはならないため、その光ケーブルの工事につきましては、来年度以降実施されるということでございます。今のところの計画としては、光ケーブルを来年度引いていただいて、今年度の工事事業部分についての供用開始は令和4年度というふうな予定をしております。

さらに、携帯事業者が建てる部分については、福島県さんの事業との兼ね合いもあったりするものですから、それらを含めて、4年度以降に舘岩地域側、あとトンネル内の不通話解消分については、4年度以降の予定をしているところでございます。

以上です。

- ○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。
- ○15番 楠 正次議員 今回町で設置する基地局は、2月28日が竣工というふうになっておりましたけれども、その基地局は完成するけれども、基地局で電波を受けて、それをつなぐためには光ケーブルが必要、光ケーブルは舘岩、三角平のところにWi-Fi 通信エリアとなっていますから、あそこまで来ている。あそこから、ドコモさんですか、光ケーブルを4年度になってから敷設するということなんでしょうか。
- ○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

光ケーブルにつきましては、現在町が実施している鉄塔のところから舘岩地域側に向かいまして、番屋の辺までNTTか、または別なところかもしれませんが、光ケーブルを引いていくというような予定になっております。

- ○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。
- ○15番 楠 正次議員 分かりました。

9月の定例議会の一般行政報告書には、携帯電話エリア整備事業管理委託業務第Ⅰ工区、第 Ⅲ工区というふうに2段になって書いてあるんですけれども、Ⅱ工区については全くないわけ ですけれども、設計もしなかった、必要なかった、先ほど、町長答弁の中にありましたように、 3本電柱を建てる予定だったけれども1本につけるということで、Ⅱ工区の分というのがない のか、それとも別の理由があるのか、この辺ちょっとお聞きしたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 建設課長。
- ○月田 啓建設課長 お答えいたします。

Ⅲ工区のほうも設計の監理委託はしております。ただ、契約額が51万7,000円ということで、一般行政報告の工事の報告につきましては100万円以上ということになっておりまして、そういったことから資料に載っていないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。
- ○15番 楠 正次議員 51万7,000円という内容を、もう一度お願いしたいと思います。
- ○室井嘉吉議長 建設課長。
- ○月田 啓建設課長 お答えいたします。

51万7,000円の内訳を、今ちょっと手元には持っていないんですけれども、大きくは先ほどのとおり、NTTドコモさんの鉄柱が建ったり、いろんな工事が、メインの工事がNTTさんの部分に発注されておりますので、その附属ということで設計の量も少なかったということで、51万7,000円で済んだということでございます。すみません、手元に内訳がございませんので、今の段階では、そのような説明でご理解いただきたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。
- ○15番 楠 正次議員 分かりました。

先ほど全体の答弁もありましたけれども、番屋から光ケーブルを引くということの説明があったと思うんですけれども、三角平って、第60回の南会津地方植樹祭30年ですか、開催された

場所の真向かいにあるチェーン着脱所、そこがWi-Fiが通じるエリアになっているんですけれども、そこまで光ケーブルというのは来ていないんですか。

- ○室井嘉吉議長 総合政策課長。
- ○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

光ケーブルにつきましては、町の光ケーブルが今、数間沢の旧鉱山跡地に行くところまでは引いてあります。ただ、それは町の光ケーブルになっておりまして、そこが新しく携帯事業者の携帯の電波を引くための許容をオーバーしてしまうというようなことが計算されていることから、新たにケーブルを引く必要があるということです。ですので、今あるケーブルとはまた別に、事業者独自に光ケーブルを番屋のほうまで引いていくというような計画としております。〇室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

- ○15番 楠 正次議員 今町で敷設してある部分は容量が不足、これから3社が通信エリア として使うためにはケーブルが細いのか、我々の認識からすると、容量がないために新しいの を敷設するということでよろしいんですね。
- ○室井嘉吉議長 総合政策課長。
- ○星 良栄総合政策課長 そのとおりです。
- ○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。
- ○15番 楠 正次議員 中山峠を携帯電話エリアにすることは非常に難しい問題があるというふうに、以前伺ったことがあります。今回の基地局設置に踏み切り、令和4年度中に先ほど示されたような工事完了して、不感地帯が相当数解消できるというふうに思うわけでありますが、町長が、来年度中までかかるのに、今年度当初では6,000万円以上の予算をかけてやろうという決断できた大きな理由というか、その辺、1点お聞きしたいというふうに思います。
- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も町長に就任しましてから、南会津地域には限らないんですが、特に私たちのこの地域、 災害が非常に多く発生してまいりました。そういうことも含め、そして度々、352号中山峠地 内で雪崩とか、あるいは大雨による通行止めとか発生しましたし、立木の倒木とかそういうこ ともありました。その間に挟まったときに、27年の豪雨災害もございますけれども、そのよう なことが結構続いたもんですから、人の命をどういうふうに守るかということは、やはり携帯 電話、今の世の中必要だと思いました。

もちろんその前にも、救急車とかそういう移動に関し、やっぱり衛星電話はありましたけれ

ども、天候によって影響されるというようなこともあったり、それから、携帯電話では、やっぱり8キロ区間がどうしても不通話になると、非常にその間の対応がしにくいと、そういうこともありまして、本当に県のほうにも、そういう災害の事情も訴えながらやってきたわけであります。

タイミングは、水道の電波の利用というか、そういうことで認めていただいて、通信局のほうにも逆にアピールできたのかなとは思いますが、国土強靭化、国のほうの政策の中にも、やはり命を守るという部分も重要視された、そういうようなことの中で、ここの訴えが認めていただいたのかなと思います。

実際県のほうも、そのほうは受け止めていただいていまして、そして、できるだけ早くこれを事業化したいと、そのような意向も聞いておりましたけれども、やはり県の財政的な事情とか、町単独ではなかなか難しい面もありましたもんですから、そのようなことの中で協議にもかかりましたし、また国のほうの、携帯3社のほうの考え方もございました。

ですから、なかなか人家のないところ、新しい加入者のないところでの新規事業というのは、 非常に難しい事業でありましたけれども、全国的にやっぱり命を守ることの対応という中で、 この事業が改めてまた認めていただいたものと、そのようにも理解しております。ですから、 一日も早く、道路は本当に何十万人という方が通行するわけでございますので、そんなことで、 県のほうにもまた国のほうにも、一日も早くできるようなことを町の考えを伝えながら、一日 も早く携帯の不通話区間の解消に、町としても努めていければなと思います。

そういう意味で、いろいろな諸事情の中でこの事業を認めていただいたことは、非常にあり がたいことだと思っています。

- ○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。
- ○15番 楠 正次議員 以上で私の一般質問を終わります。
- ○室井嘉吉議長 以上で、15番、楠正次君の一般質問を終わります。

◇ 馬 場 浩 議員

- ○室井嘉吉議長 次に、2番、馬場浩君の登壇を許します。 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 議席番号2番、馬場浩です。

通告に従い、一般質問させていただきます。

私の質問は、大きく分けて3点であります。

まず、1番目、県立南会津高校存続の交渉は。

県立南会津高校と県立田島高校の統合が令和5年(2023年)4月となっており、タイムリミットが迫ってきています。さきの定例会において、町長から、県の教育長の考えは変わらないとの説明はあったが、南会津高校存続の今後の交渉はどのようにしていくのかお聞きします。

なお、先日の伊南地域の区長行政連絡会において、いろいろ今までの経過、交渉の経過が町 長からありました。町民は、町が今どのような交渉をしているのかということがよく分かって いない、分からない、その中で、タイムリミットが迫っていますので、不安が募っています。 ぜひ、今までの経過と今後どのような交渉をしていくのか、町長からご答弁いただきたいです。 2番目、災害に対する備えの政策はです。

昨今、全国では、豪雨災害や土砂災害または地震災害が頻繁に起きています。その状況を踏まえて、以下の質問をします。

なお、この質問は、町が策定しています南会津町地域防災計画や南会津国土強靭化計画、この中に記されていることについて質問をいたします。

- ①町の災害時備蓄計画の状況は。現状ですよね、お聞きします。
- ②町内の治山ダム、砂防ダムの状況は把握しているかどうか。
- ③災害時の協定の締結状況は。
- ④災害時のDX(デジタルトランスフォーメーション)の活用の考えはとなっていますが、 どのように推進していくか、具体的にお聞かせください。
- ⑤各行政区の避難行動要支援者の把握と対応は。強靭化計画では、名簿の作成というふうに 明記されています。今、どこまで進んでいるかお聞きします。お答えください。
- ⑥さきの定例議会の一般質問で、議席番号12番議員から、広域消防施設出張所の新築予定の計画の質問がありました。その中で、広域消防施設伊南出張所が新築予定と答弁されましたが、新築するにも土地の確保が必要だと思います。これは、その施設がある各自治体が準備しなければならないはずです。その状況はどうなっているでしょうか。
 - 3番目、健康福祉政策についてであります。

南会津町における健康福祉政策の状況についてお伺いします。

①町内における視覚に障害がある方への町の広報誌やお知らせ文書の伝達方法はどうしているでしょうか、具体的にお聞かせください。

②近年の若年層、俗に言うAYA世代ですよね、アドレセント・アンド・ヤングアダルトという世代の方々のがんの発症が多くなっています。それらの早期発見のためのがん検診の今の町の現状と課題はどうなっているかお伺いします。

③ケアラーと呼ばれる人が今増えています。家族等無償の介護・看護者の人たちですよね。 町は、その方々への支援というか、フォローですね、その現状と課題はどうなっているでしょ うか。これらの質問は町長に求めます。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。

なお、引き続き、時間の範囲で再質問をさせていただきます。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 2番、馬場浩議員のご質問にお答えいたします。

初めに、南会津高校存続の今後の交渉はどのようにしていくのかとのおただしでありますが、 令和2年第3回議会定例会において、議員から南会津高校存続に向けた取組についての一般質 問があった以降も、様々な要望活動を実施してまいりました。

直近では11月29日、福島県町村会といたしまして、これは県の町村会です。田島高等学校、 それから南会津高等学校の2校存続を含めた統合予定校の存続要望書を県に提出いたしまして、 県教育長との面談の席上において、改めて両校の存続を強く要望したところであります。また、 12月3日には、南会津高等学校の同窓会長、それから同校湧雲会長、同校PTA会長、南会津 中学校PTA会長が連名で、田島・南会津高等学校の統合計画の見直しについて、書面により 県議会議員全員に対して要望したと、そのようにも聞いております。

今後も引き続き、地元関係者と協力し合いながら、知事はじめ関係機関との話合いや要望活動等に、田島高等学校、南会津高等学校の2校存続を粘り強く、根気強く要望してまいりたいと考えております。

次に、災害に対する備えの政策はに関する1点目であります。

町の災害時備蓄計画の状況はとのおただしでありますが、本町では災害発生時における備蓄 用品として、水やお湯を入れることで食べられる非常食やペットボトル飲料水を計画的に購入 し、各地域の指定避難所に備蓄しているところであります。また、食料品以外では、段ボール ベッドや毛布、屋内で使用できるテント型の避難ルームを備蓄しております。

次に、2点目であります。

町内の治山ダム、砂防ダムの状況は把握しているかとのおただしでありますが、治山ダム及び砂防ダムについては、国や福島県が整備し、設置者として計画的に定期点検や維持管理業務

を実施していると、そのように県は実施しております。そのため、各施設の状況などについて、 県と町とで必要に応じ、情報共有を図っているところであります。

次に、3点目、災害時の協定の締結状況はとのおただしでありますが、まず自治体との協定 につきましては、東京都台東区や栃木県日光市、西白河郡の4町村、さらには新潟県三条市災 害時総合応援協定を締結しております。

また、民間事業者との協定につきましては、株式会社ダイユーエイト及びNPO法人コメリ 災害対策センターとの災害時における物資供給に関する協定をはじめ、ALSOK福島株式会 社との災害時等における無人航空機による協力に関する協定や、東北電力ネットワーク株式会 社田島電力センターとの災害時の協力に関する協定などを締結しているところであります。

さらに、町内の建設協議会と消防団との間で、災害時等における応急活動の協力に関する協 定を3者協定として締結しておりまして、災害発生時に迅速な応急活動ができるよう、協力体 制を構築しているところであります。

次に、4点目、災害時のDXの活用の考えはとのおただしでありますが、災害時において、情報収集と状況に応じ迅速な情報の発信が、住民の生命・財産を守る上で重要であると認識しております。このため、町では、従来からの防災無線やホームページに加え、本年度から登録制メールやLINEによる防災情報の発信システムを導入し、災害時における情報の伝達に努めております。

一方、消防団においては、団員間の情報共有を図るため、専用のスマホアプリの導入や福島 県が設置している河川の水位計など、デジタル技術の活用が進んでおります。また、今後の技 術革新に応じて、関係各所が収集する情報を円滑に共有し、迅速な判断と適切な対応ができる ようなシステムの導入や、土砂災害などで人が立ち入れない災害現場でのドローンの活用など、 新たなデジタル技術の導入も状況に応じて進めたいと思います。

これらに対しては、町がいろいろ、これから整備したいと考えているわけでありますけれども、やはり町民の皆さんにも、できるだけそれらの情報がきちんと伝わるような、町民の皆さんの利用の状況ですかね、そういう理解、その運用が活用できるような対策も必要かなと、そのようにも考えております。全てがこれらを活用できるような状況にはなっていないということでありますけれども、まずは今申し上げたようなことから対応していきたいと考えております。

次に、5点目であります。

各行政区の避難行動要支援者の把握と対応はとのおただしでありますが、本町の地域防災計

画においては、避難行動要支援者を、65歳以上の独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害者や要介護認定者などと定義しております。町では、地区の民生委員の皆様の協力により避難行動要支援者を把握しており、あわせて、避難を支援する方や緊急連絡先等を定めた個別計画の作成を進めているところであります。今後も、各行政区における避難行動要支援者をしっかりと把握し、一人一人の実情に沿ったきめ細かな個別避難計画を作成し、災害から地域を守る体制づくりをしていく考えであります。

次に、6点目、さきの定例会の一般質問で、広域消防施設伊南出張所が新築予定と答弁されましたが、土地の確保はどうなっているかとのおただしでありますが、伊南出張所の建て替え予定地につきましては、事業主体である南会津地方広域市町村圏組合と協議中でありますが、現在の場所に改築する方向で検討中であります。今後も伊南出張所の改築に当たっては、広域圏組合の意向を踏まえて事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、健康福祉政策の状況についてに関する1点目、町内における視覚に障害がある方たちへの町民の広報誌やお知らせ文書の伝達方法はとのおただしでありますが、町では在宅で生活する重度の身体障害者の方に対し、日常生活の便宜を図るため、重度身体障害者日常生活用具給付等事業を行っております。この事業では、文字を読み上げる機能や文字を拡大し見やすくする音声拡大読書器を給付しており、視覚障害者の方が町の広報誌やお知らせなどを理解できるよう支援を行っているところであります。

なお、視覚障害の程度や生活環境によっては、この事業を利用することなく、同居家族の支援を受け、文章を理解したり、また居宅介護サービスのホームヘルパーを活用するなど、その 方に合った方法で対応している事例もございます。

次に、2点目、近年の若年層(20代~30代)のがんの発症が多くなっているが、早期発見のためのがん検診の現状と課題はとのおただしでありますが、国立がん研究センターの調査によりますと、20代から30代を中心とした若年層のがん発症につきましては、女性の乳がん及び子宮がんが多くを占めております。また、がんは、生涯のうち約2人に1人が罹患すると推計されておりまして、若年に限らず早期発見のためには、がん検診の受診が必要なことであると、そのようにも思っています。しかしながら、町が実施しておりますがん検診受診率を見てみますと、例年50%に満たない状況となっております。

町といたしましては、若年層に限らず、がんの早期発見・早期治療をできるよう、がん検診 実施のための指針に基づいた検診を実施することによりまして、受診率の向上を図ることが重 要であると考えております。今後も、より一層の受診勧奨や受診指導、受診していただける環 境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目、ケアラーへの支援の現状と課題はとのおただしでありますが、家族等の介護者及び看護者につきましては、地域包括支援センターが中心となり、家族介護交流会や脳元気カフェ等を開催し、在宅で介護されている方々への集いの場をつくることで、地域での孤立を防ぐ支援を行っております。

また、町では、要介護4以上の重度者を在宅で介護され、1年間サービスを使わなかった家族に対し、慰労金を支給する制度を設けております。今後も、これらの取組みを強化しながら、介護者及び看護者の支援に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、 よろしくお願いいたします。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 順次再質問をさせていただきます。

まず、高校の問題ですよね。これ町長も、いろいろ頑張っているということは機会あるごと に説明されておりますんで、十分把握しています。そして、要望活動もやっているというのも 把握しています。ところが、県は全然方向性が変わらない。そうなった場合に、このままでい く可能性が強く住民は感じられ、諦めムードにもなっているふうにも感じられます。

そこで、お尋ねします。

南会津高校がもし田島高校と統合された場合、南郷地域、伊南地域、舘岩地域、要は西部地域ですよね、振興政策における影響というのは莫大だと思うんですけれども、そこら辺の認識はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私もこれまで、町の考えといいますか、私の考えとして、やはり学校の存在というものは、 地域の振興の大きな拠点になる大切な施設だと、そのように思っています。そこに仕事がある からでなくて、仕事も教育も医療もあってこそ、その地域としての、やっぱり生活圏の安全・ 安心が保てるものと思っています。

ですから、私は高等学校の統合、それは基本的には理解できないわけではないんですが、やっぱりやり方と、それから考え方といいますか、これだけ広い福島県土の中で、どのような今後高等学校の設置をしていくのか、高等学校の教育を実施していくのか、そこが全く明確でな

い、ただ子供が減るからということであります。

ですから、それは我々のような地域にとって、我々の地域ばかりじゃなくて、県内各所にありますけれども、そのようなことが一切説明されていない。我々のところも、もちろん同じ状況にあります。ですから、基本的に福島県の中で、若い人たちから、赤ちゃんから高齢者まで住めるような地域づくりを県がどのように考えているのか全く見えない。そのようなことを基本的に示してくださいと、そういう上で、高等学校の統合の計画も説明してくださいと、そう言っています。それはずっと一貫しています。ですから、そのようなことで、非常に大切な拠点の一つと思っています。

ですから、私としては、南会津高等学校、これだけ県内でも、同じ1町2校にはなりますけれども、これだけの通学の範囲が広い、そして豪雪地帯、これだけの多くのハンディのある地域は県内でもないと思っています。ですから、1町2校の判断ばかりでなくて、子供たちの数が少なくなるばかりじゃなくて、総合的な判断の中で県立高校の統合を考え直してほしいと、1町2校の存続をぜひ堅持してほしいと、そのようなお願いをしているところであります。

ですから、非常に私たちのこの地域にとっては大きな痛手になるものと、そのように思っています。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 今町長の言われたことは十分理解できます。私もそのように思っています。

ところが、今町長が言われたことに対して、県の答えが明確化していない。例えば、子育てから一貫した政策ですね、その中の町長の今言われたことに対しての問いに対して、県はどのように言っているんですかね。何か、どうもそこら辺が私たちのほうに伝わってこないんですよね。ですから、いろんな要望しても何しても、一方通行的なものになってしまっているんですよ。

実際、県はどのように考えているか、交渉の一番の窓口である町長から、説明があればお願いします。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私は当然、南会津町の首長でありますから、先頭に立ってこれらのことに対して、いろいろ 県のほうに要望したり、対策したりするのは当たり前だと思っていますが、私としては、やは り南会津町の議会としてもやってほしいですよ。今まで議長、副議長とか、そういう方のいろ んな要望活動は聞いたことありますけれども、議会としての考え方が見えてこない。ですから、私としては、南会津議会として、全員賛同かどうか分かりませんけれども、やはりその辺の活動も必要ではないのかなと私は感じます。ですから、私も当然一緒になって、先頭に立ってやりたいと思いますが、そんなようなことで考えています。

県のほうの考え方は、依然として、高等学校の理想的な教育は1学年4学級から6学級だと。 それに満たないところは特別対応として、1学級でも認めるというのがなっていますけれども、 その1学級を特別として認めるものの中にも、南会津高等学校が入っていないと。ですから、 そのようなことで、南会津高等学校が今、会津管内にも大沼高校、それから坂下高校と、それ から耶麻農高と会津農林と統合の計画はありますけれども、私どものこれだけ広いエリアの中 で、何で南会津高等学校と田島高等学校が統合されるのかということが意味不明です。

ですから、その辺も含めて、県のほうは一定の中で、子供が減るからというようなことが前面には立っていますが、私としては、やはり1町2校が一つの大きな県の判断になったのかなと。

その検討委員会の内容も、何でそういうふうに判断したのかということが全く明らかにされていない。ですから、その辺が物すごく不透明なんですね。それらも含めて言っているんですけれども、回答につきましては、これまでも皆さん方に報告しているように、それ以上の説明はできませんし、我々もそれに問いかけても、それ以上の返事が、回答がないという状況にあります。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 今、町長から、議会のほうでも積極的にやっていただきたいという答 弁がありました。以前、私が4番議員と一緒に議長に、議会でもすべきじゃないか、やるべき じゃないかといったときに、議長はやっているというふうに言われました。だけど、町長の認 識では、まだ足りないというふうに私、感じました

それでは、次の質問の再質問をさせていただきます。

まず、備蓄計画について、いろいろお答えがありましたが、災害時に一番必要なものというのは、どうしてもトイレットペーパーや生理用品、そういうものが必要になってくると思うんですよ。確かに食料もすごい大事です。水も大事です。そういうものに対しての計画というのはどういうふうになっているでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○渡部秀介住民生活課長 お答えします。

生理用品等々の生活用品等は、実際には町としては備蓄はしておりません。ただ、災害協定の中で、南会津町ですと、ホームセンター、コメリさんですとかダイユーエイトさんとの協定を結んでおりますので、そういう中で、もしもそういう、短期的には十分、家庭内で対応はできると思うんですけれども、中長期的な避難になりますと、そういった部分が問題視されてきますので、そういう部分ではホームセンターとの協定を生かしながら、そういう生理用品を優先的に物資供給するような形で対応しておりますので、ご理解ください。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 今の課長の答弁だと、田島地域ですね、それは可能だと思います。も し災害時に駒止峠、中山峠が寸断された場合、地震で。西部地域において供給できますか。私 は、そういうところにも目を配る、気を回す、心を配るというところが大事だと思うんですよ。 なかなかそういう点において、おむつもそうです。高齢者のおむつ、確かに老人ホームにあ るかもしれない。だけど、本当にこれ必要ですよ。今、地域での高齢化が盛んに言われていま す。その中で、高齢者の紙おむつをされている方も増えています、在宅で。そうした場合に、 コメリと結んでいます、ダイユーエイトと結んでいる、確かに、だけど、これだけ広い町の中 で、特に西部の各メイン道路じゃない方々にお住まいの方々、その人たちの生活様式を考える と、どうしてもある程度、各支所に、そういうものの備蓄というのは必要じゃないかなと私は 思うんですけれども、どうでしょうか。
- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

議員おっしゃられるとおりだと、それは私も思います。実際、新潟・福島豪雨災害といいますかね、そういうのとか、あと地震のときとかそういうときも、白河の人たちが私のほうに買いに来られました。ですから、そういうことも含めて、同じ町内ですけれども、やはりそのようなこと、ある一定のことだけは一定期間対応できる、取りあえずの期間だけは対応できるような、地区によってはそのようなことも必要だと思います。

これは、それに限らず、いろんなことが発生するかと思います。災害というのは本当に、予期しないような、予期しないことが災害なんで、そういう中で、また予期しないことが起こる可能性があると。ですから、そういう意味で、考えられる範囲のことは精いっぱい努力をして、そして、それで、もしもそれに及ばなかった場合には、またしっかり対応する、当然それはありますけれども、またどんどん、ドローンとかそういうのもできていますし、通信の仕方もあ

りますので、ですから、そんなことも含めた中で、現状をしっかり把握して、そして、それらに対しての対応に備えたいと思っています。

ですから、我々は新潟・福島豪雨災害、それから、27年の関東・東北の豪雨災害がありました。このとき、同じように共通したのが、まず通信が遮断された、電気が駄目になった、そして、やっぱり道路が駄目になった。27年災には、本当に駒止峠と中山峠が同時期に通行止めになったということはなかったです。

ですから、そういうことが現実に、これからまだまだ、災害はどういうふうに起こるか分かりませんので、今おっしゃられたようなことは町としてもしっかり検討しながら、対応できるような対策を講じてまいりたいと思いますので、ぜひいろんな情報をまたいただきまして、町としての対策がしっかりできるようにご協力をお願いしたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 今町長が言われたとおり、いろんな各地区の条件があります。その条件を聞く場合に、やはり職員が、なかなか各戸々を回ることというのは厳しいですよね。ですから、各区長や行政連絡委員、または民生委員の集まりがあるわけですよ。ぜひそういう中で、災害に対しての情報収集、課題として話合いをしたらどうかなと私は考えるんですけれども、どうでしょうか。
- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

本当に、今ほども申し上げましたけれども、私どもの地域、この10年間、ほぼほぼ毎年のように、今年は幸い、まだ分かりませんが、大きな災害がなかったかなと思います、コロナは別にしてね。ですけれども、過去の10年というか11年というのは、ほぼほぼ毎年のように大きな災害がございました。

そういう中でいろいろ、この後も避難のこともあるんでしょうけれども、これらに対しても、全て行政が対応できるかというと、いろんな計画をしても、やはり人的なこともあり、あとは物理的なこともあり、なかなか正直言って100%できないと思っています。国のほうでもいろいろ、その対応として、一番、今後重要視していかなければならないというのは、やはり自主防災ということ、これを前面に出すべきだと、そのようにも、我々が行ったときにも、いろいろ砂防大会なんかにも行っても言われます。これは本当に実感しています。

実際には、もう10年もたちますけれども、新潟・福島豪雨災害のときに、ここは本当に、何 回も言いましたけれども霧雨状況、そして、伊南地区はバケツをひっくり返したような雨だと 言われました。それで、伊南支所、それから大桃地域、あの地域の様子が、そこでも全く違ったということでありますので、これはやっぱり自分の命は自分で守るというようなことも踏まえ、それから防災の備品に対しても、ある一定のことは皆さん方に協力していただくような形の中でやっていかないと、これだけ広い町で、なかなかすぐに対応できないと。命に関わることになれば、ましてやそのような状況になりますので、町としては、その辺を皆さん方にご協力、ご理解をお願いしていく必要があるだろうと思っています。

そういう意味で、協議をしたり、皆さん方のご意見を聞いて、そして対策を図るということ は非常に大事だと思っています。

新潟・福島豪雨災害のその後も、私は正直、今のような話を地区の役員の方々にしました。 実際には、7月29日から31日にかけての3日間ぐらい豪雨があったわけでありますけれども、 そのときの直後は本当にすさまじい状況だったんですが、地域の区長さんにも言って、全く状 況がつかめなかったから、地域の皆さんの命を守ることを区長さん、先頭に立ってやってくだ さいとお願いしました。そうしたところ、9月16日にまた台風が来たんですよ。そのときは、 一部の地域では自主的に避難していただきました。町はその状況も分からなかったです。はっ きり言って、分からなかったです。ですから、申し訳なかったです、そのような状況になりま した、現実にね。

ですから、そのようなことがいつどこで何が起こるか分からない。そういう意味で、コロナ 禍の中で、また皆さん方の避難に対しての難しい避難の対応も迫られていますが、これはやる しかないんですが、そういう中で、できるだけ住民の皆さん、地域の皆さんにもそういう協力 を求めてお願いすることが一番だと思いますので、それらに対しての、それぞれの地域の役員 の方々であったり関係者の方々と、町はしっかり情報の交換ができるように、そしてまた、そ のような話合いを進めていきたいと考えております。

そういう意味で、ハザードマップも、全体に最初は、正直言って作成して、町全体のハザードマップを配布させてもらったんですが、これではやっぱり現実的じゃないということで、あるエリアの中で、皆さん方に情報を、考え方を共有していただきたいということで、そのような対応も取らせていただきました。

また、ちょっと時間が過ぎていますので、その辺も確認しながら、町としてもご理解をお願いしながら、やる必要があると考えておりますので、やはりその辺は、適切に皆さん方に呼びかけながらやっていければなと、そのように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。 ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。 ○2番 馬場 浩議員 分かりました。

では、次、町内の治山施設ですね、砂防ダム、治山ダム、この現状はどうなっているでしょうか。というのは、南会津町国土強靭化計画の中には、大分劣化していると、こういうふうにうたっています。

じゃ、現在、県とどのように進めているのか、具体的にお聞かせください。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 現場での詳しい話は、今、課長のほうから答弁させますが、私は県の砂防協会の会長として、今、その任をやらせてもらっています。そうした中で、これまでも説明させていただきましたけれども、災害が各地で起こっています。そういう中で、砂防ダムがあってよかったというようなことがいろいろ聞こえてまいります。

そういう中で、今、劣化とか、そういうことの心配がございましたもんですから、私も新 潟・福島豪雨災害から、ずっと県のほうにもそういう話をしまして、あるごとに、再検査して くださいと、そういうことを言っています。そういう結果、一つ、伊南地域でありますけれど も、内川の糸沢ダムに亀裂が入っていたということで、かさ上げと補強工事をやっていただき ました。

もう一つは、砂防ダムはほぼほぼ、みんな満砂になっていると。その件も含めて、土砂の撤去をして、また元に復旧して、そしてやっていただくようなことを県のほうにもやってもらっているんですが、県のほうは災害がずっと続いていて、取りあえずの対策ということに追われているというような状況を聞いています。ですから、なかなかそこの撤去、土砂の撤去まではいっていませんが、そのようなことは認識の中でやっているものと、私はそのように考えています。

町としても、新しく砂防ダムを造っていただいていますし、そのような活動は、町としても やっていきたいと思います。ですから、あと治山ダムとか、そういうあるわけでありますけれ ども、砂防ダムの役割、治山ダムの役割、それを踏まえた中で、県のほうに町としても話をし ていっていますので、ご理解願いたいと思います。

あとは、課長のほうから、現場での話をさせていただきたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

まず、治山ダムにつきましては、治山ダムについては、ほぼ県の施設ということになってございます。こちらにつきましては、インフラ長寿命化計画、これは県でつくっておるものでございますが、そちらに基づきまして、個別施設計画の調査業務や、知事が認定をしました山地防災ヘルパー、こちらは町内に10人いらっしゃいますが、そういった方々が被害状況を確認して、施設の状況に応じて整備を進めているというところでございます。

また、こういった情報につきましては、当然県から同じように情報が流れてきまして、市町村も町も情報を共有しているというような状況でございます。また、災害警戒情報が発令された場合等につきましても、同じように県と町とで施設の巡回、災害時はなかなかできませんが、災害後には施設の巡回等をするなど、同じような行動をしていると、共通の行動をしているということになっています。

さらには、そういった施設の整備につきましては、翌年度、翌年の分については、例えば令和4年分の事業要望については、令和3年5月いっぱいに事業要望というのがございまして、 そちらの中で、県と同じく現地の調査をしているというような状況でございます。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 何で私がこういう質問するかというと、やはり町内における、そういう施設の現状を踏まえて、予算も伴いますから、なかなかうまくいかないこともある、現状が進まないこともある。その中で、議会としてどう動くべきかということが、今度は出てくるんですよ。

町側の執行部だけじゃなくて、議会としての要望活動、いろんなことができるはずです。どうしても命に関わる問題ですから、そういう現状をはっきりお聞かせ願いたかったですね。例えば、幾つあって、どんな状況なのか、早急に必要なものは何か所あるのか、そういうことは把握していますか。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

今現在、ダムの個数でございますが、そちらにつきましては、民有林ということで、国有林 を除かせていただきますが、1,066基ございます。その中の個別の状況につきましては、今現 在、手持ちの資料がございませんので、ご回答できません。

- ○室井嘉吉議長 建設課長。
- ○月田 啓建設課長 すみません、あわせまして、砂防ダムの関係でございます。砂防ダムに つきましては、町内164施設ございます。こちらの施設につきましては、砂防法に基づきまし

て、県のほうで設置をしております。県も、その重要度ですとか健全度、あとその辺で、全てのものを定期点検しております。その中で重要度とか、そういった位置づけによって、1年ですとか、10年以内ですとか、そういった中で定期的な点検をしております。

町としましても、異常に堆砂している、そういった状況が確認できれば、撤去の要望をして おりますし、亀裂等の状況が分かれば、町のほうに情報をいただいているという状況でござい ますので、その辺、情報共有しながら、今後とも進めていきたいというふうに考えております。 以上です。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 分かりました。

では、次の質問に移らせていただきます。

災害時のデジタルトランスフォーメーション、DXですね、この活用法についてなんですけれども、これ、私からの提案なんですけれども、こういうふうにつくってありますが、私は災害時に、例えば各区長様とか消防団員、その人たちが、この間の区長会、これは伊南地域の区長会のときですが、大半の人がスマホを持っていますよ。

いかにもDX(デジタルトランスフォーメーション)なんていうと、すごく敷居が高いよう に思いますが、実はスマホで、SNSとかそういうもので情報提供できるじゃないですか。写 真の提供、今道路こんなふうになっているよと、写真撮って支所に送れるじゃないですか。そ ういうシステムというのは可能じゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 総合政策課長。
- ○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

先ほど町長答弁にもありましたとおり、新たなシステムの導入というような答弁をしたと思いますが、その中で新しいシステムと言われるものが、先日民友新聞のほうで、デジタル庁において、避難状況をスマホ伝達というようなことにこれから取り組むということがあります。

こういったシステムを取り入れていきたい、さらに、今ほど馬場議員のおっしゃられたそういったことが、どう対応できるのかというようなことも必要ですので、今後、国が進めるシステムであったりを、状況を見ながら検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 ぜひ、町長も言われましたが、町でやることには限りがあると。だったらば、やはり各行政なり民間の情報収集という、そういうのも検討されてもらいたいと思い

ます。

では、近年、私、ちょっと気になっているのが、地震が多いですよね。その中で町が、これは公共施設管理計画、これつくっている中で、維持管理していくという施設が何個かあります。 私が見た中で、相当劣化している建物も、この計画の中では維持・継続となっています。

例えば、この後ろのあたご会館、あれ、コンクリートの軒が落ちていたり、規制線が張られていますよね、トラロープで。そういう状況の中で仕事をされている。例えば地震が起きた場合、避難の基準という、震度が幾らになったら避難してくださいよとか、そういう基準というのは設けていますか。

- ○室井嘉吉議長 総務課長。
- ○小寺俊和総務課長 あたご館についてということであれば、所管の総務課長のほうから…… [「例えばです」と言う者あり]

○小寺俊和総務課長 あたご館につきましては、議員おただしのように、大分老朽化が進んでおりまして、外壁のほうも剝がれているという状況があります。したがいまして、今おっしゃられたように規制線を張って、近づかないようにということにさせていただいております。

震度何によって避難するとか、そういう基準は特にありませんが、あの建物は耐震化をされておりません。昭和40年代の建築のものでありますので、未耐震化の建物というふうに認識しております。

しかしながら、それを改築するとなると、当然、大規模な予算が必要になってくるし、さらに、あそこの建物の活用をこれからどうするんだということも含めて、検討、多額の費用を投じてやるんであれば必要になってくると。しかしながら、今、既に中に入って使用されている方がいるという現状もありますので、今後どのようにしていくかということは、公共施設整備計画個別計画の中で、さらに議論を進めていく必要があるというふうに感じております。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 実は、伊南の消防署、出張所に行った場合に、震度3になったら救急 車や消防車みんな外に出して、職員も避難しますという具体的なマニュアルがありました。

あたご館、例えば、田島体育館も大分劣化がひどいですよね。万が一、地震が起きた場合、確かに自分の個人の判断かもしれない。だけれども、私が見た限り、相当、震度3以上の地震が来たら、中にいる人もちょっと危ないんじゃないかなと思うような状況ですよ。それを全然何もないというのは、どうなんでしょうかね。

私は別に、改築しろとか新しくしろとは言っていないんです。まず、町がその中で仕事して

いる人の生命をどう守っていくかということが大事だと思うんですよ。その点について、どう考えていますか。

- ○室井嘉吉議長 総務課長。
- ○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

あたご館に限らず、町の施設、同じような状況の施設たくさんあります。その中で個別に、 震度3になったら避難するとか、そういうものは特に設けておりませんが、地震が来て揺れた ときに、これ今、震度何かというのはすぐ分かりませんので、そこで基準を設けたところで、 特にそれは意味をなしていないというふうに思っております。取りあえず建物の状況を見て、 地震が来たら、中にとどまるのか外に出るのかというのは、そのときの判断になるのかなとい うふうに思っております。

しかしながら、そういう施設がたくさんあるということは、やはりよくない状況だということは十分認識しておりますが、今申し上げましたように、町内にそういう施設たくさんあります。それを今後、改修というか、耐震化をしていくというのは、なかなか難しいところがありますので、先ほど申し上げましたように、公共施設の整備計画の個別計画の中で、重要度を考えながら、優先順位を考えながら整備をしていく。廃止、それから継続等の対応をしていくということで進めているということでございます。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 課長、別に数字で表して判断しろと言っているんじゃないです。例えば、防災の基準として、震度2は大体これぐらいの程度、震度3は立っていられない程度、こういうことがちゃんと明記されているんですよ。それに従って、判断基準ですね。そうしていかないと、実際そこで今仕事をしているわけですから、その人たちの安全確保ということもぜひ検討していただきたいと思います。

では、次に移ります。

消防施設の伊南出張所、現在のところに建てるということでよろしいんですか。もう一度聞きます。現在のところで建て替えるということですね。

- ○室井嘉吉議長 総務課長。
- ○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

町長答弁にありましたように、現在の場所に改築する方向で検討中であります。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 ということは、現在の建物を一回壊して、そこに建てるということと

いうふうに認識してしまうんですけれども、どうなんでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

広域の管理者会の中で、今それを検討しているところであります。それは、実は緊防災、あと4年だということの中で、緊防災の借入れの期限が決まっているという中で、本来、只見町さんのほうが先にやることになっています。いろいろ只見町さんも、土地のこととかいろいろがあって、すぐにはできないような状況に今なっていますけれども、でも、方向性としては、まず優先度は只見町の分です。その次に伊南です。それから、あと、下郷さんの話も実際ありました。しかし、あそこは緊防災が該当にならないということで、あとは、それぞれの各町村の財政計画もあって、その辺が今課題になっていますので、そういうことを総合的に検討した中で、建て替え、あるいは、建て替えというのか、新しく更新するというようなことで考えて、今検討しています。

ですから、そこをどうするかということは、今のそういうような状況は皆さん共有している わけですけれども、財源のこともあったり、そういうことで、話はいっていますので、今もう 少しその辺のことは、しっかり対応できるようになるまで、方向性はそういうことということ でご理解願いたいと思います。

あともう一つは、やはり我々としても、まだそこをやっても、舘岩分遣所をどうするんだとか、いろいろあるわけですよ。あとは消防車のいろんな更新とかね。ですから、そういうことを考えると、やはりあんまり、この4年間でやるということは本当に正直言って厳しい、中でも、やれることはやるしかないんですが、でも、やっぱりそこら辺も含めて、国のほうにも緊防災の延長とか、そういうことを要望していく必要があるだろうと思っています。

実際に今回、また1期先延べしたというのも、南会津の広域として総務省のほうに要望したからだけではないんでしょうけれども、やはりこれだけ全国で災害が発生する中で、このような対策が必要だということで、国のほうの判断の中で緊防災がまた生き延びたということだと、そのようにも思っていますので、また、国土強靭化の中で、どのように国が対応されるのかということも一つありますから、その辺も踏まえた中で、やはりこの地域としても、国のほうに緊防災のまた延長をお願いしていく、そういう中で、ある程度期間を設けながらやったほうがいい計画になっていくと、私はそのように考えておりますので、その辺も含めた中でこの計画を進められたらなと、そのように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 もっといろいろ、防災に関しては聞きたいことがあるんですけれども、 時間も迫っていますので、次の質問に移らせていただきます。

介護とか、がんにかかって、不幸にもかかってしまった場合、先ほど町長も言われたとおり、 2人に1人がなる時代、こういうのが来ます。そうした場合に、不幸にもかかった人が、治療 しながら社会復帰しなくちゃならない場合も出てきます。そうした場合に必要なのが、医療用 補装具ですよ。多分これ、これから相当こういう問題が出てくると思います。

医療で経費が大分かかってきています。ところが、やはり社会、仕事しながら治療する人たちが増えてくると思うんです。そうした場合に、医療用補装具という、ちょっと聞き慣れない言葉かもしれませんが、その必需性というのが必要になってくると思います。これについての支援というかケアというのは、どんなふうに考えていますか。

[「医療用補装具」と言う者あり]

○2番 馬場 浩議員 すみません、議長、いいですか。

じゃ、簡単に言います。例えばウィッグですよ。副作用によって髪の毛が抜けてしまった。 そうした場合に、やはり治療しながら仕事しなくちゃならない場合もあります。そうしたとき に、そういう、結構高いんですよ、あれ。町としての解見をお聞かせください。

- ○室井嘉吉議長 だから、若干、馬場議員、がんの関係では現状と課題だから、質問の趣旨は。 ○2番 馬場 浩議員 だから、現状と課題で、そういう現状が、これから課題ですよ。こう いうことも考えたいんだけれどもどうかと。今のところは、なかったらなかったでいいですよ。 ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私の記憶ですけれども、いろいろそういう、がんに限らずですけれども、そういう疾病とか何かで身体が動きづらいとか、あるいは保護が必要だとか、そういうものに対しては、どの範囲までやれるか、やっているのかはちょっと、私としても分かりませんが、そういう対応というのはした経緯がございます。

ですから、かつらが該当しているかどうかというのが私も分かりませんが、いずれ、確かに そういう話も聞きます。今後いろいろ、その辺も情報も集めながら、町としてどれだけできる のか、行政としてどういうふうになるのか、そういう方々との意見聴取といいますか、聞かせ ていただいて、そのようなことも必要になれば、ある程度、町として対応できるものは対応し ていく必要があるのかなと、そのように考えております。

現状、はっきり分からない部分もあるもんですから、これ以上の答弁はできませんけれども、

私としては、サポーターとか、そういう補助的なものは支援した経緯はございますし、何人かの方が実際使われています。これは補助具をやるよりも、お金の支援だったのかな、購入に対しての。そんなことだと思います。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 分かる範囲での答弁、ありがとうございます。

ぜひ、やはりこれからは、そういう2人に1人ががんにかかるというふうに言っていますので、これからどういうものが必要になる、どういう支援が必要かということを、やはり近未来を見据えた検討というのも必要だと思いますので、私、この質問をさせていただきました。

時間ですので、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 以上で、2番、馬場浩君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。昼食休憩にします。

なお、再開時刻は午後1時とします。

休憩 午前11時32分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇ 山 内 政 議員

- ○室井嘉吉議長 次に、12番、山内政君の登壇を許します。 12番、山内政君。
- \bigcirc 1 2番 山内 政議員 ただいまから一般質問を行います。 質問は1点であります。

質問事項、子供の貧困対策・就学援助費入学前支給を。

子供の貧困対策で、国は子供の貧困対策に関する大綱(令和元年11月29日閣議決定)で、次のように述べております。「就学援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町村の入学前支給の実施を促す」としております。これを受けまして、本町も実施に向けて取り

組むべきではないかというふうに考えます。

それで、質問です。

1つ、本町の就学援助費支給要綱を改正し、入学前支給の実施をする考えはないか。

2つ目、同じく小学校6年生、中学3年生に支給をしております修学旅行費の援助支給、それを旅行前支給の実施をする考えはないか。

3つ目、特に入学前支給については、コロナ禍の現状も踏まえて、入学準備の援助は緊急を要すると思います。来年の2月、遅くても3月に支給するべきと考えますが、実施する考えはありませんか。

以上であります。

- ○室井嘉吉議長 教育長。
- ○星 英雄教育長 12番、山内政議員のご質問にお答えいたします。

初めに、就学援助費入学前支給についての1点目、本町の就学援助費支給要綱を改正し、入学前支給の実施をする考えはないか。3点目、入学前支給については、コロナ禍の現状も踏まえて、入学準備の援助は緊急を要する。来年の2月、遅くても3月に支給すべきであると考えるが、実施する考えはとのおただしについては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

現在の町の要綱では、入学前の支給ができないため、議員おただしのとおり、入学前に支給 可能となるよう要綱を改正し、来年3月から入学前に支給できるよう検討をしておりますので、 ご理解願います。

次に、2点目、小学校6年生、中学校3年生に支給している修学旅行費の旅行前支給を実施する考えはないかとのおただしでありますが、現在町では、就学援助費支給対象家庭に対し、交通費、宿泊費、見学料等、実際にかかった1人当たりの費用全額を支給対象として、旅行後に支給しております。そのため、経費が確定していない旅行前に支給する考えは、現在のところありませんので、ご理解願いたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

- ○室井嘉吉議長 12番、山内政君。
- ○12番 山内 政議員 ①、③、まとめてご答弁いただきました。

ちょっと確認します。来年の3月というのは、いわゆる来年度という意味じゃなくて、平成 4年3月に支給をしたいと、そういうご答弁でよろしいですか。

- ○室井嘉吉議長 学校教育課長。
- ○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

本年度、来年の2月ないし3月には支給したいというような考えで、今、要綱の改正を進めているところでございます。

- ○室井嘉吉議長 12番、山内政君。
- ○12番 山内 政議員 普通、議会では、ありがとうとは言わないんですけれども、よく決断をされたと思います。

この質問は、私が平成29年3月定例議会で、やはり一般質問をいたしました。その当時は、 全国的にも支給の例は少なかったんですが、次の年、平成30年3月の定例議会で、今議場にお られる丸山陽子議員も同様の質問をいたしました。そのときには、前年度の私の質問より一歩 踏み込まれまして、検討したいという旨の答弁があったように記憶をしております。

それから、29、30、令和元年、2年、4年経過して、令和3年度に支給をしていただくというような方向になったことは、非常に教育委員会の真摯なる取組に評価をしたいと思います。 全国的に今どのくらい支給をされているか、掌握されておられましたらば。

- ○室井嘉吉議長 学校教育課長。
- ○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

国のほうで調査した結果がございまして、令和2年度におきまして、小学校においては82.3%、あと、中学校においては83.8%が、入学前の支給をしているという状況でございます。 〇室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 ある意味、私が質問しなくても、おやりになったのかなとは思うんですけれども、82%やっておられたと。南会津町はその82%には入らなかったけれども、これからやれるということで、限りなく、全国的にも進むのかなというふうに思いました。ぜひ該当する方がいらっしゃいましたらば、速やかな支給をしていただきたいというふうに思います。

それから、修学旅行の支給については、文科省も特に言っていないというふうに私も認識しております。それで、結果として、かかった費用は後で全額払うよという答弁だったかと思うんですけども、これは教育長の29年度のご答弁の中で、取り組まれる姿勢というものについて、こういうふうに言っておられましたので、再度その考えについて、私なりに申し上げたいというふうに思います。

これは、修学旅行費等はもともと分かっていることなので、そういう前段がありまして、入 学するということが、生まれたときから、ある程度把握できるものということがあれば、ある 程度の準備段階を踏んでいただくとか、そのようなご協力があってもいいのかなというふうに ちょっと思っていますと、ぜひ制度ですので、町民の方の理解というのも大切だと思いますと いうふうに答弁をされております。

これは、修学旅行の前の支給とか、あるいは、今回はやられるということでありましたけれども、入学前に支給するということは、ある程度分かっているので、ちゃんと自分で準備をしてくださいよというふうに、私はこの答弁で感じておりました。

でも、実際の現実は、それさえもできない人がおられたので、こういう支給制度があるのかなというふうに思いましたので、今も教育長はそういう考えでおられるのか、ちょっとお考えを聞きたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 教育長。
- ○星 英雄教育長 それでは、私の考えということでお話ししたいと思います。

やはり私は、今でもその考えに、全く100%じゃないですけれども、近いものがあります。 やはり親として子供を持った時点では、そのようなことを親御さんは考えるんじゃないかなと。 この子が学校に上がるときはとか、この子が修学旅行に上がるときは、こんなランドセル買っ てあげたいなとか、こういうものを準備してあげたいな、それは親として願うことかなという ふうに思いますので、ぜひそれを頑張っていただければという気持ちは変わりません。

ただ、今、議員おただしのとおり、頑張ろうとしても難しい方がいるんだということについても、ご理解を申し上げたいなというふうに思っています。ぜひそのような方は、強く声を発していただければありがたいかな。ただ、強く発してといっても、なかなか、発する仕方はどうするんだとか、いろいろあると思いますんで、ぜひその辺は支援していきたいなというふうに思いますけれども、やはり子供が成長するのは、親の一番の楽しみだと思うんです。その成長の中に親御さんの姿がしっかり表れるということは、子供さんにとっても大事なことかなと。ああ、父ちゃん、母ちゃんが頑張って、自分のためにこういうことしてくれたんだなという思いも大事なことかなというふうに思いますので、そのようなお考えを申し上げたところですので、ご理解願います。

- ○室井嘉吉議長 12番、山内政君。
- ○12番 山内 政議員 前回よりは、ちょっと違うニュアンスにも取れますけれども、ほとんどの親はそういうことだと思います。まして、教育長のようなお宅でしたら、当然そのようなことで、前もって備えることもできると思います。

ですけれども、実際にこういう、このような状況に置かれる、あるいは支援を求められてい

る、お母さんが独りで子供を育てられる家庭というのが、意外と支給の対象になっているのかなというふうに、これ私の想像ですけれども、個人的なことでありますので、細かい話は聞きませんけれども、そういった方は、備えたくても備えられないという、それだから手を挙げるわけでありますので、ぜひとも、教育長の親としての考えは分かりましたけれども、教育長としてはそうでない考えで、ぜひ臨んでいただきたいなというふうに私は思います。いかがですか。

- ○室井嘉吉議長 教育長。
- ○星 英雄教育長 それじゃ、お答えしたいと思います。

先ほど私も申し上げましたけれども、本当にそのような備えをしたくても、できない家庭があるということは理解しているつもりでおります。ぜひそういう方は、いろんな方に助けを求めたりなんかするかなというふうに思いますので、ぜひ町のほうにも声を上げていただければ、町のほうとしても支援を、できる範囲内ですけれども、していきたいなという考えはありますので、ご理解願いたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 12番、山内政君。
- ○12番 山内 政議員 一つの項目につきましては、一歩進みましたので、修学旅行費、ほかはあんまりやっていないんですけれども、前段に、ある程度定額なやつがあるんですけれども、それを支給するということは、私はある意味可能ではないかな。これは、準要保護者の決定がされていると思いますし、前年度の所得もあれも把握されると思いますので、やる気があればできるのかなというふうに思いますので、どうか、ある意味、行政の方が、行政の技術力といいますか、どうやったら支給してあげられるかなとか、どういうことをしたらばクリアできるか、私はこういう用語があるかどうか分かりません、行政力の技術力を持って、一つでも前に進めていただきたいなと思うんですが、いかがですか。
- ○室井嘉吉議長 教育長。
- ○星 英雄教育長 それでは、お答えしたいと思います。

確かに、困っている方がいらしたら、それをどうにかして解決しなきゃいけないというのは、 やはり町の役目でもあるかなというふうに思います。ぜひその辺のところは、今後十分に、ど ういう方法がいいかという相談していきたいと思います。

この給付についても、いろんなやり方でやっている自治体ありますので、そちらのほうも参 考にしていきたいなというふうに考えています。

ただ、考え方としては、修学旅行費は、あくまでもかかった実費というか、必要経費に対し

てやるもんですから、事前な準備金のようなものでは、性質がちょっと違うかなというふうに 思いますので、そうすると、定額ですと、個人差も結構、学校によって修学旅行の経費も違い ますので、定額よりは、やはり実質的なかかった費用に対する支援のほうが、家庭にとっては ありがたいかなというふうに感じています。

- ○室井嘉吉議長 12番、山内政君。
- ○12番 山内 政議員 その議論も前回、29年と変わりませんので、次回機会がありました ら、教育委員会の検討がどのくらい進むか、確認をしたいなというふうに思っております。

それでも、来年4月までには支給したいという、大変、一歩進んだ取組でやられるということで、本当にほっとしました。

私の一般質問はこれで終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、12番、山内政君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

明17日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時21分

開議 午前10時00分

◎発言の申出

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードの設定をお願いをいたします。 ここで、2番議員、馬場浩君より発言をしたい旨の申出があります。これを許可します。 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 議席番号2番、馬場浩であります。

昨日の私の一般質問において、不適切な発言があり、皆様に誤解を招くような発言がありま したので、ここでおわび申し上げます。

まず1点目、私の一般質問で、高校統合に関わる質問で、町長との質問のやり取りで、議長に進言するとの発言は、議会としての本事案に対する取組に誤った認識を受けるような、私が進言しますと、いろいろ町長のやり取りやりました。これは、すごく誤解を招くおそれがありますので、発言を取消しさせていただきます。

2、また、防災政策の質疑において、国土強靭化計画について、産建の皆さん、または議員 の皆さんに十分認識していますよねってやった行為がありました。これは、議員の皆さんに不 審を抱く行為になりますので、これもまた撤回させていただきます。

私の不徳の致すところで、大変皆様にご迷惑をおかけしたこと、ここで壇上においておわび 申し上げます。どうも申し訳ありませんでした。

以上で終わります。

0	開議の宣告
○室井嘉吉議長	それでは、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

令和3年第4回南会津町議会定例会 第4日

議事日程(第4号)

令和3年12月17日(金曜日)午前10時開議

日程第 1 報告第 6号 専決処分の報告について 専決第17号 工事請負契約の一部変更について(南会津町防災行政無線設備 更新工事)

日程第 2 議案第82号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第83号 南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の 一部を改正する条例

日程第 4 議案第84号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例

日程第 5 議案第85号 みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例

日程第 6 議案第86号 南会津町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する 条例

日程第 7 議案第87号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第88号 南会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第89号 工事請負契約の一部変更について(南会津町防災行政無線設備 更新工事)

日程第10 議案第90号 字の区域の変更について

日程第11 議案第91号 字の区域の変更について

日程第12 議案第92号 令和3年度南会津町一般会計補正予算(第6号)

日程第13 議案第93号 令和3年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第14 議案第94号 令和3年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第15 議案第95号 令和3年度南会津町水道事業会計補正予算(第2号)

追加日程第1 議案第96号 令和3年度南会津町一般会計補正予算(第7号)

追加日程第2 議員派遣の件について

追加日程第3 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

	1番	五十	上嵐	芳	道	議員	2番	馬	場		浩	議員
	3番	Ш	島		進	議員	4番	湯	田	芳	博	議員
	5番	室	井	英	雄	議員	6番	渡	部	訓	正	議員
	7番	丸	Щ	陽	子	議員	8番	湯	田	良	_	議員
	9番	大	桃	英	樹	議員	10番	湯	田		哲	議員
1	1番	高	野	精	_	議員	12番	Щ	内		政	議員
1	3番	菅	家	幸	弘	議員	14番	星		光	久	議員
1	5番	楠		正	次	議員	16番	室	井	嘉	吉	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大 宅	宗 吉	町	長	渡 部	正義	副 町 長
星	英 雄	教 育	長	小 寺	俊 和	総 務 課 長
星	良栄	総合政策課	!長	鈴木	秀 和	税務課長
渡 部	秀介	住民生活課	長	阿久津	勝英	健康福祉課長
室井	利 和	農林課	長	星	博文	商工観光課長
月 田	啓	建設課	長	遠藤	知 樹	環境水道課長
渡 部	さつき	会 計 室	長	菅 家	康夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長
渡 部	浩 明	学校教育課	長	廣 野	友一郎	生涯学習課長
阿久津	正 人	舘岩総合支列	斤長	馬場	誠	伊南総合支所長
酒 井	浩 哉	南郷総合支列	 長			

事務局職員出席者

星 貴夫 事務局長 星 彰 議事係長

開議 午前10時00分

◎発言の申出

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードの設定をお願いをいたします。 ここで、2番議員、馬場浩君より発言をしたい旨の申出があります。これを許可します。 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 議席番号2番、馬場浩であります。

昨日の私の一般質問において、不適切な発言があり、皆様に誤解を招くような発言がありま したので、ここでおわび申し上げます。

まず1点目、私の一般質問で、高校統合に関わる質問で、町長との質問のやり取りで、

との発言は、議会としての本事案に対する取組に誤った認識を受けるような、

いろいろ町長のやり取りやりました。これは、すごく誤解を招くおそれがありますので、発言を取消しさせていただきます。

2、また、防災政策の質疑において、国土強靭化計画について、

がありました。これは、議員の皆さんに不

審を抱く行為になりますので、これもまた撤回させていただきます。

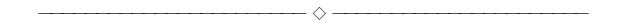
私の不徳の致すところで、大変皆様にご迷惑をおかけしたこと、ここで壇上においておわび 申し上げます。どうも申し訳ありませんでした。

以上で終わります。

|--|--|

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

ここで議長から申し上げます。

これから課題となります議題等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡単明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたり、また、その範囲を超えては ならないことになっておりますので、ご留意願います。

----- ♦ *-----*

◎報告第6号の質疑

○室井嘉吉議長 日程第1、報告第6号 専決処分の報告について、専決第17号 工事請負契約の一部変更について(南会津町防災行政無線設備更新工事)を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号 専決処分の報告についてを終わります。

───

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第2、議案第82号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第3、議案第83号 南会津町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第4、議案第84号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に 関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

- ○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。
 - これで質疑を終わります。
 - これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

- ○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。
 - これで討論を終わります。
 - これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第5、議案第85号 みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例 を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

それでは、6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 どうも、おはようございます。

一応、今回、今建築が進められております正式な名称がみなみあいづ森と木の情報・活動ステーションというような形で一応条例として今回提案をされたということで、一般の町民の方なり、あとは、PRというのは、十分に、まだまだこれからちゃんとやっていくことが必要じゃないかというふうに考えておりますので、一応、今後どのようなPR活動をやって、そして、町民への周知、そして、周辺の林業関係というか、周辺への影響力というか、郡内唯一の施設にもなりますから、やはりそこのところをどのようにこれからPR活動を展開して、広めていく考えなのか、それらについて、考え等ありましたら、この条例だけではちょっと分からないものですから、よろしくお願いしたいなというふうに思いますが、どうですか。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回のこの情報・活動ステーションに係りましては、既に広報等において2回の周知をしているところでございます。さらには、今回この条例が可決されたときには、1月、2月ぐらいに広報紙の中で再度町民に対してPR活動を行いたいと考えてございます。さらには、3月いっぱいで今のところ完成を見込んでございますので、3月の完成の後にはオープニング式という形で、その中と、あと、一般町民のオープンという、公開ということで、そういった形で町民のほうにも知らせていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

- ○室井嘉吉議長 次に、4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 この件については、所管委員会の事項でありますが、委員会において 政策的な知見を深めることができませんでした。したがいまして、ここで改めて質疑をさせて いただきたいというふうに思います。

委員会で確認をいたしましたが、いわゆる投資効果についてただしました。すると、国のほうは、これは国の補助金を用いていますが、いわゆる費用対価は求めないと、こういうふうに説明がありました。代わりといってはなんですが、いわゆるB/C(ビーバイシー)、benefite とcost、つまり費用対便益ということで考えているんだと。じゃ、費用対便益はどの指標で判断するのかということを聞きましたら、1を上回ればいいんだと、つまり、1とはコストです。かけたコストに対して、便益がそれだけの見合うものがあればいいと。

そこでお聞きしたいんですが、この便益は、どういうふうにコストに対して、この便益をど ういうふうに算定しようとしているか、お伺いをいたします。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回の情報・活動ステーションの費用対効果の算出の件でございますが、こちらにつきましては、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の事業評価実施要綱に基づきまして、費用対効果については算出をしているというところでございまして、その中には、地域資源利用効果であったり、地域コミュニティー維持形成効果であったり、炭素貯留効果、炭素排出抑制効果、その他の地域活性化効果ということがございますが、その中の地域コミュニティー維持形成効果、こちらを採用させていただきまして、地域コミュニティーの維持形成が期待される効果につきまして、当該施設を地域活動の場として利用する住民の人数等につきまして、今回、情報・活動ステーションについては、おおむね年間の利用人数でございますが、1万4,000人で利用効果のほうを算出しているところでございます。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 私が前から言っているように、今、数字として出たのは年間の1万 4,000人という数字だけで、あとはほとんどが抽象的な言葉の羅列。仮に効果が便益に代わっ たとして、国からの補助金は投入していますが、町からの財源もここには投資されている。つ まり、町民として、それだけの期待をどのようにして私たちに供給できるのか、関心を持って いるのは事実です。

ですから、何を言いたいかといいますと、国の基準額、国のお金を使うわけですから、それは当然正しく理解しなければいけません。だけれども、コミュニティーって言ったから、コミュニティーに制限がありますよね、いわゆる農林水産省の事業ですから、その枠組みの中でしかできない。その中で、例えばの話ですが、じゃ、林業を経営する林業経営者がどのような状態で便益を受け、さらに、加工業者、製材業者は、あるいは素材生産業者は、どのような状態になっていくんですかということを、ここはしっかり町民に知らせる、そういう手だてが欲しいと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回の活動ステーションに、情報の活動ステーションにつきましては、地域の林業、さらには木材産業の収入を増加させるという大きな一番の目的がございます。そういった目的を達成することによりまして、今回の情報・活動ステーションに係る波及効果はかなり大きなものになってくるかというふうに考えてございます。

実際その効果につきましては、なかなか今現在まだ算出されるものではございませんが、その中で木材、林業に関心を持っていただきまして、今現在、いろんな様々な問題がございます、森林に関心がないとか、境界が難しいとか、いろんな問題がございますが、そういったことに、さらには木材価格が価値が上がりまして、さらに森林に興味を持っていただくということが大きな目的でございます。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 目的を私は聞いているんではないんです。目的があるから、それに基づいてこの施設を建設したわけですよ。その目的を達成するためにどういう手順で行うのかということを聞いているんですね。何年後にどうなっているという、例えば年次計画は持っていますか。
- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回の情報・活動ステーションにつきましては、今現在、素材生産の増加ということが一番 大きな課題かなということで考えてございまして、その中では、広葉樹市場というところで、 広葉樹のステーションを今現在考えてございます。そちらにつきましては、まず、1段目の段 階といたしまして、岩手県の盛岡市にございます市売りがございます。そちらのほうに素材生 産業者が2月ぐらいではございますが、丸太を運んで、価格を上げていくと、そういったもの を今回経験しながら、森林消費者に還元をしていくというふうに考えてございますので、ご理 解願いたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 ただいまご説明ありました盛岡に行くということですが、とてもチャレンジする一つの手だてとしてはいいと思いますが、この拠点がないとできないんですか。
- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

今回の活動ステーションにつきましては、やはりこの木材産業の拠点ということで確かに考えてございます。その中の森林組合については素材生産の関係、森林ネットワークにつきましては、やはり川中、川下の販売等に資する関係、やはりこちらのところが両方集まって、素材生産といいますか、の効果を上げていくと、そういう相乗効果があるというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 相乗効果を上げる方法は、この時代ですね、いろんな方法がありますよ。あそこにあれだけの建物がなければ、相乗効果が上げられないとは私は考えにくいです。ですから、ぜひ、ここまで来たんですから、しっかりと便益とは何かということを具体的に、しかもその目標を達成するための、いわゆる戦略を考えて、有効な建物になることを望みますよ。

前にも言いましたが、私たちのやり取りは1対1じゃないんです。それぞれ町民が関心を持って、あるいは注視をして、行方を見守っているんです。このことをもう一回、お互いに考えながら、これだけ投資したんだから、しっかりと便益を考えて、国に物を申すべきことがあれば、それを申しながら、この施設が本当にこの町にとって必要な手段だったねと言われるような、そういう施策展開にぜひなることを希望して、私の質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

何か回答する。農林課長。

○室井利和農林課長 今回の情報・活動ステーションにつきましては、平成29年に林業成長産業化地域創出モデル事業に採用されまして、その前から計画的に進めてきたところでございます。その中で、今回、コミュニティ館の機能ということで、拠点機能、情報発信機能、木育研修、展示販売機能ということで、大きくこちらの4つの機能につきまして考えてございます。

その中で、今回、事業費でございますが、約6億8,000万かかってございます。その中の国の補助金、さらには国の譲与税、さらには起債、一般財源という形で財源の内訳になっておりますが、一般財源につきましては、起債等を活用しながら、かなり少ない額というふうに認識をしてございます。

以上でございます。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 質問を終わろうと思ったんですが、今説明があったので関連して言いますが、そういうことは、もう既に何回も説明受けているので、私自身は理解しているんです。ただ、これが現実的にどういうふうな形で、あるいは数量にはなかなか出しにくいのかもしれないけれども、便益として、町民がその施設から恩恵を受けるかということですよ。しかも、特定の業者に特化して造られた施設ですから、いわゆる林業という、成長化させていこうという狙いはどこでどういうふうに達成していくんですかということを聞きたかった。

結局、繰り返し話しされるんで話しますけれども、じゃ、ここね、指定管理料を払うという お話がありましたね。この指定管理料というのはコストに入りますか。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 今回の費用対効果のコストの中には入ってございません。
- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 今回のという言葉なんですけれども、これ、国土交通委員会の調査会のほうに照会しましたら、指定管理料についてはコストとしてみなしますとはっきり文章に書いてありますから、確認をしていただきたい。今後ずっとこれコストになるんですよ。今6億8,000万って言いましたけれども、ここまでのコストには当然入っていないですね。ここから先の運営のコストには、当然指定管理料はコストに入るんです。これ、国道交通の調査会の事務局に尋ねてみてください。

ですから、もう少し自分たちの仕事に誇りを持ってください。そのためには、やはり専門職なんだから、しっかりと確認を取りながら、そうして、自分なりの、いわゆる業務の能力に積み重ねていってほしいと思いますよ。ぜひ、もし分からないところがあったら、一緒にやりましょうよ。

以上で終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今4番議員の質問、また、6番議員の質問、そして、先日行われた全 員協議会のやり取りの中で、いろいろ私なりに理解しようと思いました。ですが、どうもはっ きり分からない点があります。私がかねがね言っていたこのランニングコスト、年間、この維 持管理費が、以前500万と言われていましたよね。その維持管理費の負担をどういうふうにす るかということなんです。

実は、私が町内、特に田島地区を歩いてみると、あの建物がまだどういうものかって分からない人たちがいっぱいいます。そして、今後、あの維持管理費の負担、誰が負うんだと。また、いろんな、一般質問の中でもありましたが、祇園会館とかいろいろ建物があります、この維持管理が大分大きい額を占めているんじゃないか。または、それに対して、今度維持管理の負担が増えんじゃないかと、こういう質問をされます。そのときに、どうしても私は具体的に答弁ができないんですよ。いや、大丈夫だよって言えないんですよ。ぜひそこら辺を具体的にお聞かせください。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

維持管理費につきましては、今現在精査中でございまして、明確に幾らかかるということは ちょっとお答えはできませんが、維持管理費に係る経費につきましては、今回、情報・活動ス テーションについては、目的が森林整備であったり、素材生産量の増加であったり、さらには 人材育成、担い手の確保、さらには木材利用の促進や普及啓発活動と、そういった情報・活動 に関する部分がございます。そういったところにつきましては、国の森林環境譲与税、こちら の譲与税についても目的はほぼほぼ一緒の部分がございますので、そういった森林環境譲与税 も一部活用しながら考えていきたいと思っています。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 今の答弁で、人材育成とか、推進とか、そういうふうにありました。 例えば先ほど年1万4,000人入館を見込んでいると、これ間違いないですよね。間違っていた ら言ってください、正確な入館、収容人数ですよね。これが1万4,000人、月1,000人の利用を 見込んでいると。具体的にどんな人たちですか。
- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回1万4,000人の年間利用者数を見込んで、費用対効果の中で算出をしてございます。その1万4,000については、年間約300日、情報・活動ステーション開館をする予定でございます。そうしますと、1日当たり約47人ぐらいの人数の見込みということになっていきます。その中には、一般町民の利用、さらには林業関係業者さん、その中には、素材生産業者さんであったり、製材屋さんであったり、そのほか販売している業者さん、そういった人たちの様々な活動の関係の人数、こちらのほうを見込んでございます。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 いま一つはっきりしない、1日47人、相当の人数ですよ。例えば林業関係者、従事者の促進ということで、研修会とかそういうのやる、大体その人たちが何人か。例えば木育ということで子供たちの利用の場としてそれを使う。大体町内の子供が何人いて、町外でやるのか、町外の人も呼ばって、そういうふうにやるのかということも関係していますが、何ていうのかな、大まかな数字の積み上げには、その下に細かな積み上げが大事なんですよ。こういう職種の人たちが、今、例えば素材生産者、これが年何回、講習会やら会議をやっているか、だから、これだけのあれが必要だと、そういう積み上げが必要だと思うんです、私はね。そういう実態を踏まえているかどうかなんですよ、どうでしょうか。
- ○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

拠点機能と言われる部分で、まず、この素材生産業者さんの説明会等でございましたり、総会や理事会等、さらには商談等、そういったものを含めまして、大体600人ぐらいを見込んでございます。

情報発信機能といたしましては、就業相談の窓口でありましたり、各種講演会でありましたり、渉外課の視察・研修等、さらには木材玩具、おもちゃでございますが、そちらの展示をさせていただきまして、そちらに来ていただくというお客さんもいらっしゃるということで、こちらについては、主に800人程度見込んでございます。

木育研修機能につきましては、森林環境学習であったり、小学生や中学生にあそこコミュニティ館を森林環境学習ということで活用していただくというところと、あと、林業安全衛生講習会、さらには刈り払い機の取扱い安全講習会、さらにはチェーンソーの従事者特別教育とか、そういった安全衛生に関わるものが全体で、これだけではございませんが、4,000人程度を見込んでいると。

展示販売機能では、アロマ関係の製造体験であったり、販売であったり、さらにはアロマ祭り等もございますので、さらには近隣ではございますが、そば祭りとか、商工祭とか、そういった部分もございますので、そういった利用が見込めるというふうに考えてございまして、そちらが8,700人程度を見込んでいるというところでございます。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 今、安全講習会とか、説明会といろいろありました。そういう方々には、例えば会議室ですね、シェアオフィスとか、いろいろ会議室ありますよね、この料金を取るということなんですか、それとも減免にするのか。例えばこういう場合が減免になります、こういう場合が使用料取ります。結局ここに書いてあるんですけれども、この減免というものが生じてきた場合に、この料金設定があってなきものになってしまうおそれがあるんじゃないかなと思うんですよ。その点はどういうふうに考えていますか。
- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

林業関係者が使用する場合につきましては使用料金は取らないと、一般町民についても取らないという方向で考えてございまして、ただ、占用する場合、占用というものは、販売等に係る占用等を、ある程度営利が目的の場合につきましては、占用料という形で取らせていただくという考えでございます。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 前回の全員協議会でもその営業に関してのことを言っていましたよね。例えば展示会とか、そういうものも、販売促進の営業ですよね。今現在、そこでは物を売れないかもしれない。例えば私が二、三日前、農林課に聞きに行きました。ペレットストーブ、これどこで売ってんのって、売っているところないかって聞いた。工務店で売っていますというようなお話でした。だけど、もしこういうところでペレットストーブの展示、説明会があったら、そこでは売れないかもしれないかもしれないけれども、行く行くは販売に、営業になりますよね。だけど、今のお話だと、そういう営業活動だから、そこからお金を取るということになりますよね、当然。そうした場合に、本当にそこ使いますかね。負担がかかってくるわけですよね、ただの展示、説明会でも。その費用対効果として、実際に販売店がお金を払ってまでそういうそれをやるかということと、あと、もう1点、販売に関してお聞きします。

ショップが入っています。これ、林業関係の補助金で使っていますよね。ということは、こ こ肝心なので確認しておきたいんですよ。飲食店、例えばあそこでコーヒー飲みたい、そうい う展覧会の展覧したものを見ながらコーヒー飲みたい、ここの下にもありますが、そういうカ フェとか、そういう軽食関係の、そういう販売は可能ですか。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

情報・活動ステーションの施設の中では、の中では、建物の中では、飲食店等の販売はできないということにしたいと考えてございます。ただ、駐車場等広いスペースがございますので、そちらについては、例えばイベント等を開催した場合に、キッチンカーであったり、まちの駅によく来ているんですけれども、軽トラみたいなやつで販売する場合もございます。そういったものについては、当然占有料取りながら、販売のほうをさせることを許可するということで考えてございます。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 冬はそこで、例えば車、外に出して、屋台的なものでできるかどうか というのはすごく疑問に思うんですけれども、そういうことも考えているということで、それ はそれで評価したいと思います。

まだ時間ありますね。それで、核心に迫ります。

例えば建物が森林組合におけるメリットとして、当然、安全講習会の場、いろんな講習会の 場、就労の場の情報発信となる。森林ネットワークも素材生産者の集まり、そういう関係者の 集まりですよね。そうした場合に、この森林ネットワークもシェアオフィス、これが1月当たり2万、家賃としてなると思うんですけれども、そういう団体が本当にメリットがあるかどうかということなんですよ、2万を払いながら、そこに入っていく。私は、この月々2万の使用料が会員の方々の負担になるんじゃないか、行く行くは、もうその団体は経費ばかりかかってもうやめたという、その元にならないかどうかが私すごく心配しているんですけれども、その点は、例えば、いいです、森林ネットワークがここでシェアオフィスを使うメリットを具体的に教えてください。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 森林ネットワークがシェアオフィスを使うメリットというところでございますが、今回、森林ネットワークについては、素材生産業者でありましたり、製材屋さんでありましたり、一般住宅を建てている工務店等がございまして、そこが加盟しているような状況でございます。さらには、ほかに森林組合も今回の情報・活動ステーションの中には入居する予定でございまして、そこと一緒に森林・林業関係の情報につきまして、例えばここにこういう山があるとか、そういった情報を伝えることによって、素材生産業者の素材生産量のアップにつながったり、さらにはいろんな効果があるとは思うんですが、そういった効果を発揮できるんではないかなというふうに考えてございます。
- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 最後の確認させてください。

この建物で、例えば県の林業関係、または国の営林署関係、林野庁ですね、それとのコミュ ニケーションというのはどういうふうに考えていますか、この場を利用しての。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今現在も国のほうとも、森林管理署のほうでございますが、南会津支署であったり、田島の 支署であったり、さらには県の農林事務所であったり、とは定期的に、年三、四回の会議を開催してございます。その中でもやはり素材生産の出し方であったり、特に森林管理署でございましたらば、かなりの面積がございまして、年間の計画等ございますので、そういったことも 話合いをさせていただいております。そういうのを今度はコミュニティ館の中で実施できていければなというふうに考えているところでございます。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 私としては、会議もそうですが、例えば県でやっている林業のイベン

ト、国がやっているイベント、そういうのも連携してここでやりたいですというような答えがいただければいいなと思ったんですけれども、いろんな角度からのこの施設の盛り上げ方ってあると思います。ぜひそこを多方面において検討していただければいいなと思います。

最終的には、この建物がよかったと、林業の関係者がよかったと思われるような建物にしなければなりません。これは私たちも一緒にやらなければならないことだと思います。ぜひそういう面で、多角的面から意見を求めて、この運営に当たっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決します。

◎議案第86号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第6、議案第86号 南会津町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部 を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第7、議案第87号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を 議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の質疑、討論、採決
○室井嘉吉議長 日程第8、議案第88号 南会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
を議題とします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕
○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕
○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う者あり〕
○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第9、議案第89号 工事請負契約の一部変更について(南会津町防災行政無線設備更新工事)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第10、議案第90号 字の区域の変更についてを議題とします。 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

- ○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。
 - これで質疑を終わります。
 - これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

- ○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。
 - これで討論を終わります。
 - これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第11、議案第91号 字の区域の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第12、議案第92号 令和3年度南会津町一般会計補正予算(第6号)を 議題とします。 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 これから5つの項目について質問をさせていただきます。その中には、 先ほど申し上げましたが、所管の委員会に関する事項も含まれておりますが、私たちが政策を しっかりと見定める、そういう意味で、その委員会では残念ながら知見を得られなかったので、 改めて質問させていただきたいと思います。

まず、1つは、ページー般補正の18ページです。

款が民生費、項が社会福祉費、目が障害者福祉費、節が扶助費についてであります。

2つ目が、同じページでありまして、目が老人福祉費、節が負担金、補助金及び交付金のことでございます。

3つ目が、ページ19ページになります。民生費、項が児童福祉費、目が保育所費、節が委託料、ここの項目になります。

4つ目、一般補正の20ページで、款項目については一緒ですが、節が負担金、補助金及び交付金のことについてであります。

最後になりますが、一般補正の22ページ、款が農林水産業費、項が農業費、目が農業振興費、 節が負担金、補助金及び交付金、これらについて順次お尋ねをしたいと思います。

まず初めに、ページ18ページの扶助費、申し上げました扶助費についてですが、1,510万5,000円、これの説明をお願いしたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

扶助費1,510万5,000円でございますが、内訳としまして、このうち約1,200万円につきましては、下郷町に昨年度開設されました放課後等デイサービスの事業所に対する給付費の増額分になります。その他、同じような、町内にありますひかり園に対する給付費の増額分になります。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 この給付費というのは、事務を取られている方々は分かるでしょうけれども、私たちはその内容が知りたいので、どういう目的の給付費なのか教えてください。
- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

放課後等デイサービスにつきましては、対象者が小学生以上になっております。おおむね小学生が大半でございますけれども、そちらのお子さんが通われまして、お一人通うごとに単価が決まってございます。そういったことで、定員が10名と決まっている施設であれば、1日に10人来れば、1日当たり幾らという、そういうふうに給付費が決まってございます。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 この給付金を支出することで、保護者はどういう負担を、あるいはど ういう利便性を得られるか、もう少し詳しく教えてください。
- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

保護者の利便性ということでございますけれども、本来ですと、小学校のお子さんですと、 3時頃にご自宅に帰るか、もしくは一般の学童保育のほうに行かれることがあると思います。 ただし、今回、この放課後等デイサービスを利用されているお子さんについては、発達支援の 必要のあるお子さんでございますので、そういったお子さんに対して必要な支援を行っており ます。週に一、二度の利用ではありますけれども、ほかの、ご自宅に行ったり、一般の学童保 育に行くよりも、発達支援に特化した支援が受けられるというメリットがございます。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 そうしますと、この施設は南会津に1か所ですか。いわゆる下郷ということは、私が承知しているのであれば、多分桧原にある施設でしょうか。
- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。 そのとおりでございます。
- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 この場所の選定について、いわゆる郡内が対象になると思うんですが、 なぜ下郷になったか、その理由などは聞いていますか。
- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

そちらの合同会社のほうから、設置に当たりまして、場所の選定についても相談が事前にございました。結果として下郷町のところになったわけなんですが、当初は町内、田島地域に設置を考えていらっしゃったそうです。ですが、それが結果的には、施設の建設に当たる経費の問題、そういったところで断念されたというふうにお伺いしております。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 経緯については、一応私が聞き及んでいる内容とは若干の食い違いがありますが、おおむねそういう経緯があったんだろうと思います。

実は、こういう施設の設置条件といいますか、環境というのは、早くから、いわゆる行政の ほうに多分相談をされていると思うんです。そういうときに先手を打つというか、つまり、こ ういう課題があるから、多分こういう施設が、あるいはこういう行政サービスが必要だろうと いう、そういう展開性を考えながら、これから空き家や空き店舗や、そういうものをぜひ見つ めていくべきではないかと、こういうふうに考えます。

それでは、次に移りますが、同じページの老人福祉費について、これも、まず負担金、補助 金及び交付金の1,083万5,000円、これについてご説明をお願いします。

- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

こちらの1,083万5,000円につきましては、田島ホームに併設されておりますデイサービスセンター愛宕に関する補助金ということになります。

具体的な、金額的なところからお話しさせていただきますと、令和2年度、昨年度なんですが、運営を行っていたところ、新型コロナの影響で1月の半ばから3月半ばぐらいまでの約2か月間、施設を休止せざるを得なかった、そういったことが一番の大きな要因で、約700万円の収入のマイナスが、事業収支のマイナスが出ました。結果的には、その2年度決算については、田島ホーム会計からの借入れというような形で収支を合わせた形の調整を図って、決算をされたというふうに聞いております。

さらに令和3年度に入りましても感染拡大がさらに続いておりまして、保健所のほうから複数の介護施設を利用している方については、同じ系列の施設に統一しなさいというような指示がございまして、例えば愛宕を使っていた方が利用できなくなったりしたこともございました、で、利用者が減少した。また、これも、感染拡大地域からお盆やお正月にご家族が帰ってきた場合に2週間ほど利用を制限される、そういったこともございました。

あと、もう一つが、田島ホームのほうでクラスターが発生しまして、入所者の入替えといいますか、がございました、そういったところでデイサービス利用者が長期入所のほうに移られた方も多くいらっしゃいまして、当初見込んでいたよりも、ここまでの間で約400万円のマイナスが出ることが分かりました。

そうしますと、昨年度の700万と今年度の400万、合わせて約1,100万なんですが、そういっ

たマイナス面がございまして、これに対しての補助金を給付するという内容でございます。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 私は産業建設委員会なのでそういう話を聞く機会がございません。今 回質問をして、内容が、要旨がしっかり見えてきましたので、理解をいたします。

続いて、19ページですが、保育所費、これは減額になっておりますが、これの理由をちょっとまた説明していただきたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

大きな減額が田島保育園の運営委託料1,765万8,000円ということになります。こちらについては、当初ゼロ歳児の入所を月15人程度、平均月15人程度と見込んで計算をしておりました。 それが実際のところ、一、二名の入所者になってしまっているというのが現状でございます。

特にゼロ歳児については、保育単価といいまして、国・県から給付される給付費が一番高い世代になります。保育所側からいいますと、その高い委託料がもらえる世代が激減してしまうと、運営のほうもなかなか思うようにいかないことにもつながります。そういったこともありますが、現実的に今のところ、平均15人を想定して、予算を町としては取っていたんですが、一、二名の入所者という現状になっているということでございます。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 その一、二名の入所になってしまったということで理解をいたしますが、その理由というか、その原因というか、それは把握していますか。
- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

明確なところはちょっと分かりかねますけれども、1つとしては、今、育児休暇が長期で取れる方も多く出てこられた、働き方改革の一つだと思うんですが、例えば今までは、田島保育園の保護者によく多いパターンだったんですが、お生まれになって、産休期間が過ぎますと、すぐにお子さんを預けて、すぐに仕事のほうに復帰される方が多かったと思います。それが今は、最低1年ですね、1年取られて、その後保育所に預けて、仕事に復帰される方が出てきました。それが、今はさらに1年以上ご自宅で見られている、そういったところもあるのかなというふうには感じております。

それと、もう一つ、恐らくこれも直接聞いたわけではないんですが、今現在の保育料といいますのは、3歳児、4歳児、5歳児、年少、年中、年長、こちらについては無償化になってお

ります。そうしますと、2歳児以下の未満児については、そこから考えると、すごく保育料を 払わなければいけない。そういった現実になっておりまして、その差が大きく感じていらっし ゃって、それならば、2歳、3歳になるまでは自宅で育てようかと、そういった方もいらっし ゃるのかなというふうに認識しております。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 やっぱり人間というのは、何ていうんですかね、状況変化に適応する 能力がありますから、片方が無償であるというふうになると、有償であるほうが非常に都合の 悪いもののように受け止められる、これは一般的にそうかもしれません。

しかし、私は、状況をつかんでいるかどうか分かりませんが、このコロナ禍で仕事を失って、あるいは仕事を失うまでもいかないんですが、仕事を変わらなきゃならないと、そういう状況の変化があって、実は預けられないというようなことも起きているやに聞いておりますので、そこのところの今はお話がなかったんですが、そういうところも機会があったら、今後しっかり受け止めていただいて、それは、要は今度雇用関係ですね、雇用とか、いろいろなものにつながって連動していく、それが総合政策ですから、そういうことを考えながら、ちょっと状況をつかんでいただければという、お答えはよろしいです。

次に、一般補正の20ページになりますが、ここで言う、これも保育所費になるんですけれど も、負担金、補助金及び交付金の内容ですね、658万6,000円ですか、これについて説明をして いただけますか。

- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

まず、上段の地域子育で支援拠点事業補助金30万円でございます。こちらについては、新型コロナの感染対策支援事業ということで特例措置されたものでございまして、各、こちらは、子育で支援センターの消耗品、例えばアルコール消毒液、マスク、加湿清浄機、そういったものの購入費でございまして、国2分の1、町2分の1の補助ということで実施するものでございます。

続きまして、下段の保育対策総合支援事業費補助金追加628万6,000円でございます。ちょっと内容が長くなってしまうんですが、1つは、保育士資格を有しない方、その方を雇って、保育士業務をしていただくということに対する補助金。そして、同じようなところでありますけれども、短時間で働く、週30時間以内で働ける方を保育補助者として雇うための補助金、そして、あと、保育環境の整備ということで、2歳児未満の睡眠中の事故の防止のための備品購入、

例えば監視カメラとか、そういったものを購入する補助金。そういったものを合わせまして、 この金額になっております。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 内容を細かく理解をいたしました。

どうしても私たちが政務活動をしていきますと、声の大きいほうに引かれていく、声が出るほうに出るほうに行動が移ってしまう、これはやむを得ないのかもしれません。それでも、保育所の方々については、厳しい運営の中でお子さんを預かる、いってみれば自分の命を自分で守れない、あるいは守りにくい、そういう立場の人を預かり、これについては、国も今度は保育所で働く方々の給与を上げようという動きがある。それはなぜかというと、実はそこはあまり私たちがこれまで強調して見てこなかったと、ここのところについてそういう手当てをしていただける、これはとてもありがたいことで、その人たちにとったら、当事者にとったら、とても頼もしい政策になってくると思います。

それでも、まだ十分に現場を知らないところがあるので、ここについてもこれから機会をつくって、一層現場の人たちの声を聞いて、そこに向き合っていただければ、私は、とてもいい関係、信頼関係が生まれるんではないかなというふうに思います。

そこで、最後になりますが、一般補正の23ページですが、これは何回も議論といいますか、 尽くしておりますけれども、最後に、農業振興費の節は18の負担金、補助金及び交付金の中の 稲作経営緊急支援事業補助金についてお尋ねをしたいと思いますが、これまでの説明を聞いて いますと、いわゆる2ヘクタール未満と、2ヘクタール以上との区分けがあって、私的には、 2ヘクタール以上の人たちというのは、担い手として位置づけられた人たちのほうが多いんで はないかなと。いわゆる自作だけではなくて、小作を引き受けている、それをしている人たち が多いと思うんですが、この担い手として規模拡大をしていった人たちの現状、あるいはその 担い手になるプロセスの中でどういう特徴があるか、もし分かっていたら教えてください。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

担い手になるまでのプロセスといいますか、そちらにつきましては、やはり地域の人・農地プランというのを作成してございます。まず、そこの中で、地域の中で話合いをしていただきまして、人・農地プランの中で担い手として名簿に記載をすると、搭載をするというのが担い手の考え方でございます。

ただ、担い手につきましては、大小担い手がございますが、小さい2へクタール以下の農家

の方につきましても、名簿といいますか、人・農地プランの中には入っている場合もございます。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 今の説明は事務手続といいますか、形式的な流れなんです。そうではなくて、私が聞きたいのは、いわゆるもう自分の農地を自分で耕作することができないから、担い手という制度を利用しながらその方にお願いしているのか、それとも、担い手の人たちが規模を拡大したいから、そういう、いわゆる自作農の人たちに声をかけているのか、これらについてちょっと分かれば。
- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

やはりその人・農地プランの中で担い手として作成をするに当たりましての一部農家の方についてはやめたいと、やめる場合については、担い手の方に面積を拡大、規模を拡大したい方については、辞めた方の農地につきましては担い手のほうへ貸出しをすると。さらには、担い手の中でもやはりどうしても受け入れない場合もございますので、そこについては、新たな担い手といいますか、例えばでございますが、入作という形の担い手の場合もございます。

以上です。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 私の認識がまだまだ狭い領域だとは思いますけれども、いろんな地域の事情を聞いて回りますと、どうしても農業を続けることができなくなってしまった、その原因、理由は幾つかありますよ。そのときに、担い手さんがいて、担い手さんがそれを引き受けてくれる、とてもありがたい。先祖からずっと続いてきた田んぼが、特に稲作が続いていくというのは、やっぱり自分でできないからといって放棄はしたくない、そういう思いがある。それを引き受けてくれるという担い手さんは、実は引き受けた時点でその地域の原風景を守っているんですよ、環境を維持しているんですよ。ここにこれから着目して、稲作の減収も当然大事ですが、それと併せて考えていかないと、環境すら、豊かな水田、実り、これが失われていく可能性がある。ここのところを、私は執行者じゃないので、これ以上のことは申しませんが、できれば現場で、いろんなその原因というか、理由を把握していただくことを望んで、私の質問は終わります。
- ○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今の4番議員の質問と継続、関連性があります。

補正予算の22ページ、目が農業振興費の米価下落に対しての、反当たり4,000円、200ヘクタール以上は6,000円というこのことなんですけれども、実は去年、同じ時期に反当たり5,000円の、やはりコロナの影響でお米が売れないから、5,000円ということでやって、全員協議会でも私やりました。だけれども、今年4,000円になったその、根拠が農家さんにうまく説明できないんです、何でなったのって言われている、去年5,000円だったよねって、何で今年4,000円なのって、うまく説明ができないんですよ。

簡潔でいいです。確かに収入保険いろいろあります。町長が言われました、赤字補塡じゃないと。去年は、種苗とか肥料代の支援にしたい、補助にしてもらいたいと、そういう理由でした。この点をはっきり、今年はどういう目的かと、それをはっきり、具体的にお願いします。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

全員協議会でも説明しましたけれども、どうしても大面積の人たちは、やはり地域からお願いされて作っている人が多いということであります。そして、2~クタール以下、これ、全部では、全てではない、それは理解していますけれども、そういう人は比較的、自分の農地プラス若干の引受けはあるかもしれません。

そういう方の中で、それで、1つは、米の価格、JAさんに出荷している割合が多い人は、やっぱりどうしても大規模の農家が多い。そうすれば、その影響は、受ける人が、その影響を受ける農家が多いということで、去年は一律5,000円でしたけれども、今年は去年よりもまたより厳しい価格だとは、それは私も承知しておりますけれども、そうした中で、そのウエートを少し大面積の人に配分したということで、そして、もう一つ、本来ならば、1俵幾らで売っているか申告していただいて、減収になった分、少しでも手助け、赤字補塡ではないですけれども、少しでもそのような還元ができればいいかなとそう思ったんですが、それはできません。期間もあります、ですから、それはできないです。

ですから、本来、減収しない人には補塡する必要はないと私は思っていますが、ですけれども、それをやっているいとまがないということもひとつあります。区別できません、はっきり言って。ちゃんと申告されていればいいですけれども、出荷された、どのくらいの収量取れたか取れないか分からない、把握できません。これ税務申告でもできないと私は思っています。

ですから、そういうことも含めた中で、ある一定の、我々としては、判断しては、そのような判断をせざるを得ない、そういう中での、結局はいろいろな状況の中で全て的確な対応とい

うことはできていないと、それは承知しておりますが、そのようなことで、今回は制度設計といいますかね、そのようなことを考えて、大まかに2ヘクタール以上、2ヘクタール以下ということでこのような案を出させていただきました。

これ、決して、担い手の人には、こればかりじゃなくて、いろいろな機械の設備とか、そういうものでもずっと投資といいますか、それらに対して町なり国の支援もございます。ですから、そういう意味では、2~クタール以上の人は、もっともっと、何ていいますかね、赤字幅が広がると思うんですが、そういう中で収入保険に入っている人、入っていない人もいますけれども、そういうことである程度圧縮できるというようなことで、ですから、比率からすると、私は、この2~クタール以下の4,000円というよりも、2~クタール以上の6,000円のほうがまだまだ支援が足りないとは思っています。

ですから、そのようなこともあるんですが、今のできる限りの、考えられる範囲の中で、私 としてはこのような提案をさせていただきましたものですから、ご理解願いたいなと、そのよ うに思っています。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 すみません、ちょっと基本的な流れで、この事業の流れ、これ、申請、請求って書いてありますよね。南会津町農業再生協議会に稲作農家が申請、そして請求と書いてある、なっていますよね。これ、前回はその手続がなく、一般的に全部、稲作農家に5,000円渡ったはずと私は考えています、認識しています。

今、町長が言われたとおり、数量に対しての支援だったらば、もう俗に言う供米ですよ、供 米にされている人は、JAなり特約店、お店屋さんですね、お米屋さん、もうデータ出ている はずですよ、これから供米する人はいないと思うんですよ。ちなみにこの申請の期限っていつ ですか。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 期限については課長のほうから答弁させていただきますが、米屋さんに売っているとかそういう人、すみません、いろいろ個人的な事情の中で個人的に明らかにできない人っていると思うんです。例えば個人的にこのくらいの値段で売っていますという人、それ、ちゃんとなっているのか、それを把握できないです、町ね。ですから、そういう意味で、反別で2町歩以下、2町歩以上ということで、簡便法にはなりますけれども、そんなことで町としては判断させていただきたい。ですから、本当に私はいいですと言われれば、それはそれで結構だと私は思うんですよ。ですから、そういう意味で、本来ならば、本当に減収している人た

ちに少しでも支援になるようなやり方したいんです。減収していない人は、減収していないんですから、本来ならば対象にならなくても私はいいと思うんです。ですから、ただ、私たちとしては、それを判別するのに、出す出さないってやっているのに、できるだけ緊急的なこともあります。ですから、そういう意味で、ある一定の分かりやすい基準の中で町としては定めたほうが皆さん方も受け止めやすいというようなことの中でこの制度設計はしましたものですから、そんなようなことでご理解願いたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回の申請の期限でございますが、期限につきましては、まず、年度内の支払いをしたいと、 年度内でございますので、3月いっぱいに支払いをしたいというふうに考えてございますので、 期限につきましては3月の上旬ぐらいを考えてございます。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 どうもちょっと町長と意見が合わない、私の質問に対しての認識が合わないんですけれども、私、この米価下落しているのは供米ですよね、俗に言う。JAさんに出荷したり、米屋さんを通してやっている、その供米と言われる人たちですよね。その人たちの米価、個人販売も下落しているという認識なのか。例えば米屋さんに売る場合、ちゃんと標準価格って来ているはずなんですよ。だから、JAさんに出す供米だけじゃなくて、米屋さんに出すお米も米価が下落していると、私は認識しています。

個人販売で、またこんなこと言うとちょっとあれですが、私みたいに個人で個人に売っている人なんかはこの対象にならなくてもいいかもしれません、ちゃんと個人との契約で米価決めていますから。ところが、農家が価格を決められない人たちに対してのこれは支援ですよね、どうでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 本来、今回のことをそのような意味合いを込めた制度だと私は思っています。ですけれども、町ではそれを把握できません。ですから、町で把握しているのは、稲作農家がどのくらいの反別を作っているかだけです。どこで何をどのくらいの値段で売っているか分かりません。ですから、去年と同じに売っている人、去年よりも、個人で販売しても、全体的に米価が下がったからこのくらい下げますよとか、そういうことまで把握できていません。そこまで把握したら、今課長が言ったように、幾ら申請の原則であっても、なかなか審査とか、本当にそうですかとか、いいえ、実は申請したけれども、あれ本当は、ああいう申告しとったけ

れども、実際はこれだけで売っていると、それはちょっと違法じゃないかとかね、あまりちょっと微細な話になってきますけれども、ですから、そこまでできないので、町としては、ある程度そこは皆さん方の報告の中で、そして、もちろんデータは持っていますよ、基本的な作付のね。ですから、そういう中で、皆さん方に申告してもらったほうがより適切、何ていいますかね、皆さん方に沿ったこれらの対応ができるんじゃないかなというようなことでやらせていただきたいと、そういうわけであります。

ですから、本当に個々の農家では、去年よりも上がった人はいないかもしれませんけれども、若干、JAとか、米屋さん、どのくらいで買い受けたか分かりませんが、そういうような中でいずれ、何ていいますかね、なかなか価格が難しい、決定が、判断が難しい。昨日も川島議員からあのような話ありました。いずれ米価が決定するには、普通にそれでぼっきりで勘定すればそれで終わるんですが、JAさんとか米屋さんとかに出荷した人は、令和5年、再来年度までかかるんですよ、そういうようなことになるんで、町としては、そこまではなかなか決定を待って、支援ということはできない。ですから、そういう意味で、今考えられる範囲の中でできるということをまずはやらなきゃなんない。ですから、そういう意味で、今回の支援の方法を設定したということでありますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 その実態が分からないと言われればそれまでですが、出荷伝票という ものが、コピーして添付すれば、そんなの把握できるわけですよ。お店屋さんに売ってもJA にやっても出荷伝票ってつくはずですよ。自己申告で適当な申告なんかできないはずですよ、 私はそう思ったから今の質問をしました。

私の趣旨としては、先ほども言われたとおり、地域の担い手、小作でできないからといって、小作でやっている人たちを払ってやっている人たちが大半ですよ、大きくやっている。年末に小作料を払えないという人がいっぱいいます、話を聞いています、苦情を。その支援になれば、私はこれいいなと思っているんですよ。いろいろ言うよりも、南会津の最低のやつは、大体反当たり4,000円なんです、小作料、これ見てみますと。その支援にしてくださいという意味でいいんじゃないかなと私は考えたんですね。当然大きく作っていれば、その負担が増えてきます。南会津の場合だと、1万2,000円の小作料を払っているところもあるようですよね、これホームページ見てみますと。だから、そういうふうに、大農家ほどその小作料の負担がいっぱいかかる、だから、この支援ということでやればそれでいいじゃないかなと思ったんですけれども、私これ、4,000円というのが反対はしません。やはり今、町ができる精いっぱいのこと

だと思います。ですが、この後、去年も私5,000円の際に質問しました、これ、来年も起きますよって、その際にどうしますというときに、そのときにちゃんと対応しますというふうに町 長の答弁があったと思います。

私が危惧しているのは、この後、大幅な作付制限来ますよ、新聞にも載っていました。そうした場合に転作、例えば喜多方市の例を見ますと、1~クタール、転作、飼料米にした農家に対して支援しています、来年度の、そういう計画があるかどうか。このまま食糧の稲作を続けていっても国から制限がかかってきます。この転作の政策というのが、意思がどういうふうに考えているか、そこだけ確認させて質問終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 何かどんどん方向が違ってくると私は思うんですが、販売の方法を自分のうちでストックして、そして、順次必要なものから出していくという販売法はありますから、出荷伝票を出せば分かるでしょうというのは私は分からないと思います、1つね。それから小作料、これもいろいろあります。4,000円が平均かどうかは分かりませんが、それ以下の人もありますし、ただの人もいます。誰がどうだとかはここでは言えませんが、ですから、それもいずれ一律じゃないですよ。だから、そういうことももろもろの状況を踏まえた中でこのような制度設計をさせてもらったということなんで、ご理解願いたいと思います。

来年度のことは来年度で考えればいい話だと私は思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場議員に申し上げます。

この会議冒頭でも申し上げましたように、質問等については簡潔明瞭ということでやっていますので、趣旨の件も含めて、十分そのことは踏まえて発言をお願いします。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 忠告よく理解しました。

私たち議員は、こういう町が政策したときに農家さんに説明しなければならないんです。これどうしてなのって、じゃ、来年どうしてなのという説明しなくちゃなんない、これ、議会で議決しますから。そのときに附属として、じゃ、来年大きな作付制限が来たときにどうしたらいいのかと、今回4,000円出すけれども、じゃ、来年どうなのって言ったときに、私たちちょっと来年なってみないと分からないと答えるしかなくなりますので、附属として、そういう政策があるかないか、どう考えているかをお聞きしたかったんです。

○室井嘉吉議長 いや、それは答弁いいです、そういう話だから、またやります、一応。 はい、町長。 ○大宅宗吉町長 先ほどお答えしましたけれども、来年のことは来年で考えると。今から予断を持って考えるものはできないと。ですから、来年がどのような政策になるか、この間転作といいますか、食糧米の作付の面積は県のほうから、新聞にも出ましたよね。ですから、そこら辺のところは当然そうなるんでしょうけれども、それなりのもっと厳しい作付になってきていますから、それなりのいろんな方法で、こういう支援の仕方になるのか、あるいはまた別のやり方になるのか、全く今白紙でございます。ですから、具体的な答弁はできません。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 ぜひ、また来年になってこういう状況が予想されます。私たちも農家 に赴いて、現状、何が必要かというのを十分調査したいと思います。それで、何とかこの南会 津の農家を維持していかなければならないと思いますので、ぜひお互いに情報交換しながらやっていけたらいいなと思います。

以上で私の質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 一般補正の21、新型コロナウイルスワクチン接種に関する予算全般から質問をいたします。

予算の中身については、所属委員会で調査をしましたので承知はしました。ただ、接種の方法について、町長の見解をお聞きしたいと思います。町長は、本年6月定例会の私の一般質問の答弁で、他の自治体では、年齢区分、地区別等に接種日を指定して、ワクチン接種の成果を上げている、そのような自治体もございますと。今後、年齢区分、地域別等に接種日を指定した方法を含めまして、町民の皆さんに負担をかけないワクチン接種のしやすさ、受付の取りやすい環境を整えていけるよう、検討してまいりますというふうにご答弁をされております。

しかしながら、今回3回目の接種に当たりまして、ワクチン接種の仕方は全く従前どおりであります。答弁にあった年齢区分、地区別等に接種日を指定しての取組はしないと、これ課長さんの答弁にありましたけれども、そういう答弁でありましたが、答弁にあった検討というものはどういうふうなことでされたのか、その点を伺います。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も、いろいろ話題になりました、地区を決めてやったらどうだとかって、そういうこの郡 内でもやられたところあります。しかし、いろいろそういう判断の中で、当初、町民の方から インターネットで申し込むのを大変なかなか難しい人がいると。それから、一方、電話では申込みが殺到するだろうと、そのようになりました。現実そういう話も聞きました。その結果ですが、確かにいろいろな方法を、いろいろな方法といいますかね、主にインターネットと電話ですけれども、そのようなことでやらせてもらいましたが、電話の場合、1日目がかなり混雑したことはこれ事実です。実際に皆さん方に申し上げましたように、2万回ぐらい電話にアクセスあったというと、同じ人が何回もかけたということですよね。現実には、後で結果を見てみますと、インターネットで、何ていいますか、申し込まれた人がかなりのウエートを占めてきているということであります。これは、一つの、ある意味、いろんな人が手助けがあったり何なりして、そのような結果になったのかなと、改めてまた思いましたし、実際に地域的なことできないかと、そういう話もしながら進めました。これは、皆さん方の、利用者の皆さん方と相談したわけじゃなくて、課内の中でどうしたらいいだろうと、そういう話をしました。先生方も、全員ではないですけれども、先生方にも相談させていただきました。

やはり南会津として、これだけの人数のいる自治体の中で、この地域性も考えたときに、やはり大きな病院が1つあって、そこでみんな集団接種できたり、あるいは先生がそこで集中的にできるような体制を取れればいいんですが、南会津の場合は、やはり開業医の先生方、それぞれの地域の先生方の応援がなければできない、そのような地域でありますので、なかなか地域割に割り振って、集団接種というか、そのようなことをやるというのは厳しいと、そういう判断に至りました。

そのようなこともあるものですから、今回も、その辺も含めて、その意味合いも皆さん方に 説明させていただいた中で、従来と同じような方法にはなりますが、そのようなことで対応す るのが一番いいの、やっぱり逆に混乱を招かないいい方法なのかなと、そのように判断しまし たので、従来どおりとは言いますけれども、それはそれなりの学習の中で対応できるものかな と、そのように思っています。

実際には、2回目になると、今度、何ていいますかね、国のほうのワクチンの供給状況もまだ分かっていません。ですから、そんなようなことも含めまして、なかなか地域の限定の中でやるというものと、そこら辺のところがうまくイメージ、正直できなかった分もあるものですから、そんなことで、皆さん方には、また、一日、二日は確かにそういうこと予想されますが、そんなことのできるだけ避けられるような方法の中で、この間のベースもありますから、そういうことも念頭に置いた中で対応していきたいと、皆さん方にご理解願いたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 2回目接種を終わって、私は時間があったなというふうに思っています。そのときから実証的なものをやるべきだったんじゃないのかなというふうに思っていたんですが、そのことは起こらないで、今回12月議会で従前どおりやりますという委員会での説明でしたので、ここはちょっと6月の一般質問での答弁と随分違うなという思いがしました。これは、委員会でお聞きしても、これは町長が決断されたことだという思いで今質問しているんですけれども、結局また高齢者の方は非常に不安を感じられて、また同じようなことが想定されるわけですね。

ここで提案なんですけれども、西部3地区だけでもおやりになるということはできないですかね。ちょっと待ってください。4回目の接種も将来的に想定されるというようなことで、ファイザーの方もおっしゃっていました。では、これは、コロナは少し長い闘いになるんではないかなというふうに私は思っていますので、ぜひここは検討していただきたいと思うんですよ。よろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 実際いろいろ、1回目の、1回目といいますか、最初のね、コロナでの接種を考えたときに、先生方に対応していただける人数とかそういうことがあるんですよ。そうすると、この地域のことはやってくだいって言っても、それぞれの先生方の自分の診療スケジュールというものもあるもんですから、そしてまた、一方では、これは希望者で、町内でない人もいます、町外の人も来ています。いろいろなそういう入り乱れた部分も実際ありました。それは、南会津町は、地域限定というか、そういう中でやりますよと言えば、そのように従ってもらえるのかもしれませんが、でも、やっぱり皆さん方のある一定の希望を添えた中でやったほうが現実に皆さん方の意向に沿ったやり方じゃないかなと、私はそのように、いろいろ第1回目の検証の中で、課内でもしゃべったんです、話ししたんですが、そのようなことに感じました。

ですから、それは確かにまとまってやったほうが受付しなくてもいいという人もそれはいると思うんですが、やはりそのようなことも含めまして、この地域のこと考え、そして、開業医の先生方の状況を考え、大きな病院といっても南会津病院しかない、その先生方も本当に全部受け入れることができない。実際にクラスター起これば、全県下から南会津病院だって来られる、入院患者が来られる。そういう対応の中で南会津病院もしなければならないという中ですと、よそのそういうふうにやられた大きなところは、やっぱり大きな基幹病院があって、そこ

で全部賄えるというようなその地域の事情もございますので、ですから、そんなことも含めて、 やはり先生方とも相談して、ただ、やっぱり南会津のやり方が、受付は本当に皆さん方にご迷 惑かけるけれども、これが一番いいんじゃないですかって、そのような話もいただきました。 ですから、そんなようなことも含めて、いろいろな課題はあると思っています。ですから、そ ういうことも含めて、その辺も少しでも解消できるような対応の中でやれたらいいかなと思い ます。

これから4回目、5回目とどうあるのか分かりませんが、コロナの感染症としてのこれからの認定もどういうふうになるか、変化も来ると思いますので、それは、国の指導といいますか、考え方の中で対応していくしかないのかなと思っていますので、今回はそのようなことで、少しでも緩和できるような努力をしていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 ほかに。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 私からは、今、12番議員と同じく、一般補正20、衛生費ワクチンに関する予算全て含めて質問します。

昨日、第3回目のワクチン接種、モデルナ社が厚生労働省で追加承認されたと発表されました。それはもう事前に情報としては把握されていたことでしょうし、来月1月から始まる接種、今もうファイザー6、モデルナ4で供給されます。そのときに保管ね、ファイザーとモデルナ保管の仕方が違うでしょう、温度が。その冷凍庫ですか、フリーザー、冷凍庫ももう予定されてこの予算内に入っているのかどうか、確認いたします。

- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

こちらの備品購入費のほうには592万9,000円ということで計上されておりますけれども、そのディープフリーザー、冷凍庫につきましては、この中には入ってございません。国から、その冷凍庫2台、一応要望しておりますが、そちらについては支給されることになってございます。

- ○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。
- ○5番 室井英雄議員 多分万全を期して接種事業を行うとは思うんですが、もうシミュレーションはしていると思うんですが、ファイザーとモデルナ社、今朝もちょっと知人のほうから電話来て、俺はモデルナ社打つなという、ファイザー、ファイザーできたけれども、抗体の量

がかなり上がるということで俺はモデルナ社を打つという、そういうふうに言ってきた方もいるんで、明らかに接種に関して、同時に行うのか、ファイザーとモデルナを1日で接種するような状況を考えているのかどうか。また、ファイザーはファイザー日、モデルナの日はモデルナの日という、そこまで考えているのかどうか、ちょっとお聞かせください。

- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

今ほどの議員のご質問では、恐らく2つのワクチンが交互に接種されると間違いが起こる可能性があるという危惧をされてのご質問とお伺いします。

今のところ、国から配送されるワクチンが、今決まっているのがファイザーが1月24日の週に届くということで、その後のモデルナが何日頃届くかというのが、まだ、ごめんなさい、1月24日にモデルナが来るであろうということだけが示されておりまして、何箱届くのかということまでは決まってございません。

その管理の仕方については、先ほど言ったように別々の冷凍庫で保管するんですが、できるだけそういった同じ、1つの医院で2つの薬剤が存在することができるだけないような形にはしたいというふうには考えております。それは、先ほど言いましたように、間違いが起こらないようにできるだけしたいということで。

そうしますと、例えば今の段階では、本町にはファイザーのワクチンがございます。当初はファイザーのほうの予約をしていって、ワクチンが続いて入ってくるのがモデルナになりますので、ある一定の日からモデルナに変更になるというようなことになるんではないかというふうに考えております。ただ、それがそのままいくかどうか、ちょっと再度検討しまして、お示しはしたいというふうに考えております。

- ○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。
- ○5番 室井英雄議員 ちょっと一般質問でもお尋ねしたことなんですが、やっぱり8月に本当に単純なミスで、町のホームページ見ますと、勘違いなんて表現になっていますけれども、これはちょっといかがなものかなとは思いますけれども、そういうミスを起こさない、安全で安心に町民の皆さんにワクチンを打ってもらいたいという、そういう老婆心から今回質問をしたわけで、どうか万全の体制で、本当に、中にはモデルナ打って、10代20代の男性、モデルナ打って心臓のほうが副反応を起こしたという事例もあるんで、そういうことの起こらないように、万全を期して、接種事業を進めていただきたいと思います。

質問は以上で終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

失礼しました、ちょっとお待ちください。

失礼をいたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

───

◎議案第93号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第13、議案第93号 令和3年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

- ○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。
 - これで討論を終わります。
 - これから採決をします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第14、議案第94号 令和3年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

- ○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。
 - これで質疑を終わります。
 - これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

- ○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。
 - これで討論を終わります。
 - これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第15、議案第95号 令和3年度南会津町水道事業会計補正予算(第2号) を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩といたします。

再開は午後1時よりとしますので、お集まりをお願いします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時25分

○室井嘉吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○室井嘉吉議長 先ほど町長提出議案1件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長並びに特別委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをいたします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議案日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、 議題とすることに決定いたしました。

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第1、議案第96号 令和3年度南会津町一般会計補正予算(第7号) を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、追加して提案をさせていただきます。

議案第96号 令和3年度南会津町一般会計補正予算(第7号)をご説明申し上げます。

本補正予算は、国において先月閣議決定されたコロナ克服新時代開拓のための経済対策に基づき、子育て世帯等への臨時特別給付金が支給されることとなったことから、関連する予算を計上するもので、歳入歳出それぞれ8,949万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ137億8,601万8,000円とするものであります。

その主な内容は、子育て世帯を支援する観点から、平均的な世帯で児童を養育している者の 年収が960万円以上の世帯を除き、ゼロ歳から高校3年生までの子供1人当たり10万円の現金 の給付を行うものであります。歳出予算には、支給対象数を1,765人と見込み、子育て世帯等 臨時特別支援給付金1億7,650万円のほか、給付に係る事務費124万円を計上するものでありま す。歳入には、その財源として、子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金8,949万円を計 上し、残り不足する分、8,825万円については、予備費を組み替えて充てるものといたします。 なお、予備費を充用した分には、今後国の通知を待って国庫補助金を申請し、交付決定となった後、次の補正予算に計上する予定であります。

つきましては、慎重審議を賜り、ご議決いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろ しくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 これまで、2番、馬場浩議員が発言をしてきたとおり、私たちは、審議をし、議決をする立場であり、その一員として、支持者、あるいは町民の方々に細部を問われたとき、曖昧な返事をするわけにもいきませんし、予想で話を進めるわけにもいかないんで、ここで幾つか、確認の質問をさせていただきます。

まず1つは、先ほどの提案理由の説明にありましたが、所得制限をつけたと、その判断の基準は何でしょうか。

- ○室井嘉吉議長 副町長。
- ○渡部正義副町長 私のほうからお答えを申し上げます。

今回、国の制度によって、この給付金の事業の組立てが行われております。国の給付金の中では、一定金額の所得制限をもって給付するということでございますので、本町も同様の取扱いをしたということでございます。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 国の基準というのは、当初はクーポン券の支給が現金と、方法として 2つ分かれていました。しかし、全国の自治体の中から、それぞれの理由によって、様々な審 議経過を経て、現在の姿をつくり出しました。つまり、国は地方自治体に選択肢を与えた。そ の選択肢を自分の町の実態に合わせてどのように判断したか、ここのところを伺いたい。

その一つとして、なぜクーポン券ではなかったのかと、その経過を説明ください。

- ○室井嘉吉議長 副町長。
- ○渡部正義副町長 私のほうからお答え申し上げます。

先週から今週にかけて、国会のほうでこの問題随分議論されました。当初は、所得制限をつけた上で現金5万円、クーポン券5万ということで、クーポン券5万については、経済対策の意味も含まれていたのかなというふうに想定をいたしますが、国会の議論の中では、やっぱり困っている人に早くすべきだろうというご意見、さらには各市町村の事務負担ということも考

慮してということで、今週の頭あたりから大きく審議の流れが変わってまいりました。最終的には現金10万円を一括給付でもいいです。それから、5万円を2回に分けて現金給付することでも結構です。5万円を現金給付して、後からクーポン券で配っても結構ですと、このようになりました。

本町の判断としては、必要な世帯に必要な給付をなるべく早くしたいということで、今回、一括10万円を交付するという判断に至ったところでございます。ですから、クーポンでやるという方法はあるんですが、それをやることによる事務負担ですね、健康福祉課が所管することになりますけれども、ワクチン接種の3回目の対応、それから、併せてこの事務、さらに福祉灯油のことも今後入ってくれば、相当事務が煩雑になってまいりますので、できる限り早めの判断ということで、今回は、今月末までに一括で給付できるような選択をしたところでございます。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 まず、1つお聞きしたいんですが、所得制限で該当しないという世帯 はありますか。
- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。 該当しない世帯は10世帯ございます。
- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 確かに国の経過、いきさつを見てこられたのかもしれませんが、私の知る限りでは、それぞれの自治体から国に、私の町ではこういう状態、あるいはこういうことを考えれば、10万円一括現金支給が望ましい、国に提言しています。その提言する過程はいろいろあると思う。提言されましたか。
- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 国に直接ということじゃなくて、国からの情報として、内閣府のほうからの情報もいただきました。そういう中で、今副町長が、基準としては答弁したとおりでございます。実際には、国としては、いろいろな、何ていいますかね、変遷はあるにしても、所得制限も設けなくて、自治体でやってもいいよと、そういう話もございました。しかし、町としては、もろもろの観点から、いろんなほかの政策とかその辺のことも加味しまして、所得制限は、先ほど説明申し上げましたように960万以下の家庭に10万円を支給したいと、そのように判断いたしましたので、ご理解願いたいと思います。

いろいろな考え方は当然あると思っています。そういう中で、町としては、今回10世帯が漏れるからというようなことではございますけれども、町としては、一定の、何ていいますかね、 基準の中でやったほうがいいだろうという判断であります。

また、いろいろな福祉灯油も、いろいろな、何ていいますか、国のほうからもやって、交付税措置もあるみたいですけれども、これらに対しても町としての判断は当然必要になってくると思いますし、いろいろ国の指導もあろうかと思いますが、そういうことも含めた中で、今の状況の中で町としてそのように判断したものですから、ぜひご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 ちょっと勇み足になってほしくないんですが、私はこの結論をどうこうということではないですね。毎回言っていますように、国がどういう施策を打ってこようが、それがこの町にとって妥当性が高いのかどうか。あるいは、この町に住んでいる人たちが、それは様々な障害があって、様々な立場の人がいるんですが、そこは、町長が言うように、ある一定の線引きをしないといけない、事が前に進まない。そのときに、それぞれ執行部側がどこまで考えられたかということを聞きたい。つまり、なぜクーポン券になったか、最初。いろいろな意見があるんでしょうけれども、要は支給した国税を貯蓄に回らないように、つまり、子育て育成という狙いははっきりしいていますが、同時に、地域経済を回そうという狙いがあって、こういうスタンスを取られたんですね。クーポン券でない支給、これの、例えば町内でクーポン券を期待してきた町の経済というのは、どういうふうに捉えていますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

クーポン券というのは、ある一定の目的を持って、使用の、何ていいますかね、その目的に 沿った利用の仕方をしていただくためにクーポン券を発行するものだと思います。現金は、こ の地域ばかりでなくて、どこでも使える、あるいは貯蓄にも回る可能性あります。

でありますけれども、そういうことも十分含めた中で、町としては、一日も早く、このような状況の中で皆さん方の手元に届いて、そして、皆さん方に年末年始のお役に立てていただきたい、もちろん子育てもそうです。ですから、そういう中で、町としては、そのように一括してやったほうが皆さん方の手元に早く行く、そして早く利用していただいて、有効に活用できるんじゃないかなと、そう判断しました。

クーポンの場合は、やはり、いろいろですね、国でも言われて、それはマスコミでも話題になったと思うんですけれども、発行まで手続かかるし、経費もかかるし、その後の換金もある

し、いろいろな複雑な過程を経なければなりません。ですから、そういうことも含めて、町としては現金が、それは100%思うような趣旨にならない部分もあるかもしれませんけれども、そんな形の中で町としては判断いたしましたので、国のほうも自由裁量でいいよというものもありましたし、町としてはそのような判断をいたしました。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 それでは、そういう決断、判断をされる過程には、判断材料となるデータがあると思います。仮に5万円を現金で支給して、後にクーポン券で5万円を支給しようとした場合の経費の算定はしてみましたか。
- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

今から1か月近く前だとは思うんですけれども、ざっと計算はさせていただいて、例えば印刷費が幾らかかるという形で計算は一度してみました。今回、後半部分の5万円も現金給付できるということで、今回ご提案のところには、そういったところ、印刷経費等は入ってございませんけれども、少なくなっておりますが、その時点では一度計算はしてみました。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 その計算、概算でいいんだけれども、計算した額は分かりますか。
- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。今手元に、その数字については持ち合わせてございません。
- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 今、副町長から話があったように、いろいろこの時期ですと、業務が重なって、大変なこと、あるいは来年になったらなったで、いわゆるワクチンのこととか大変なことがそれは重なってきます、当然です。そこは、私、体制をしっかりと増強しながらやるべき、やって、少なくともおおよそこのくらいの持ち出しになってしまうので、これはやっぱり、これは一括やることが望ましいと、こういう判断をしましたということを、私たちも支持者からいろなこと聞かれたときに言えるようにしておきたいんですよ。後からでいいです、分かったら教えてください。もし、議長を通さなければ駄目だというんだったら、それは議長に判断を任せますが、そういうことを私たちは一つ一つ丁寧に、自分の主観が入らないようにして、町民にお伝えをしたい、こう思っております。

そこで、もう一つだけお聞きしたいと思いますが、例えば印刷をするとなれば、町内の業者

ができるような内容なんでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

当初国から示されたクーポン券の内容としましては、ホログラムをつけなければいけないという指定がございました。そうしますと、町内業者が直接できるのではないとは思いますが、町内業者を経由して、町内業者がほかの業者に委託をして、作成することは可能であると認識しております。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 これから時代が大きく変わっていく。特に気候変動や何かの問題で、 私たちは想定している以外の業務も増えてくる可能性もあると思います。そこは、だから、健 康に注意しながらですが、ぜひ自信を持って、自信を持って判断をしたと、あるいはこういう 積み上げをもってこういう結論を出しましたと言えるような業務をぜひ積み上げてほしい。

以上申し上げて、質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 1点お伺いさせていただきます。

対象者の方が1,765人ということなんですけれども、それについての支払いの方法について、 どのような形で行われていくのか、教えていただきたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

1,765人の内訳を簡単にご説明申し上げます。まず、中学生以下でございますが、9月分の 児童手当の対象児童、簡単に言えば、児童手当の対象児童が1,077人、そして公務員、こちら については、公務員は、役場から支給ではなくて、各所属長から支給になっていますので、別 途支給になっています。それを、実数は、実は把握できないんですが、前例等も含めまして、 323人と見積もっております。

さらに、基準日が9月30日を基準日と今回するわけなんですけれども、10月1日以降に生まれるであろう新生児、それを25人としております。さらに、今回は高校生も含めたところになりますので、高校生世代を340名としまして、合計で1,765人です。

このうち、申請が必要な方と申請が不要な方というふうに分かれます。まず、申請が不要な 方というのが、一番最初に言いました児童手当の受給者でございます。さらに新生児の方、実 際のところは、新生児生まれますと、出生届をお出しになりますので、結果的に私どものほうで出生されたというのが確認できましたら、お振込をするようになります。この児童手当の方と新生児については、こちらから直接的に、申請が不要として、お振込をすることになります。さらにそれ以外の公務員と高校生世代しかいない方につきましては、申請を受け付けて、確認をさせていただいた上で給付をするという流れになります。そういった流れで、申請の必要の方と申請が不要の方というふうに分かれるということでご理解ください。

- ○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。
- ○7番 丸山陽子議員 そうしますと、新生児ということですと、来年の4月1日生まれまで の方が対象になるという考え方でよかったですか。
- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

基本的に国で定めている、指示されているのは、令和4年3月31日までに生まれた新生児というふうになっておりますが、こちら民法の関係で、実質は4月1日生まれが3月31日という考え方でなっているものと理解しておりますので、いわゆる同級生年齢、ゼロ歳児の同級生年齢全ての方に支給の対象がなるというふうに理解しております。

- ○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。
- ○7番 丸山陽子議員 そうしますと、今の段階では3月31日ということですけれども、それまでに生まれる方の人数というのはもう把握されているということで、この中にその数字が入っているということでよろしかったでしょうか。
- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

母子手帳の発行等も含めまして、ただ、早産になる場合もあったり、遅れる場合もあるのかもしれませんが、おおむね10月1日以降、3月31日までに25人のお子さんがお生まれになるというふうに推計をさせていただいております。

- ○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。ないですか。
 - 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 ちょっと今の新生児関係のお話も聞いて、実は児童手当が現在もらえている、高校生もそうなんですけれども、転校したり、例えばですよ、高校に行かないで就労されている方もいますよね。そういう方に対しても一律これを支給するという認識でよろしいんでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

対象者については、ゼロ歳から高校生までいう記載がある場合もありますが、実際には高校 生世代というような表現がありまして、高校生ではなくても、就労されている方も含めて、18 歳までの方に対する給付ということでございます。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 あと、確認なんですけれども、例えば年明けで転入してきた、ここに 転出届を出して住まうことになったと、そういう場合の方に対してはどのようなことになるん でしょうか。
- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

国で定める基準日が9月30日ということになりますので、9月30日現在の住所地が支給をするところになりますので、転入前のところから給付されることになります。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 すみません。ということは、以前いた自治体から、南会津に移り住んだとしても、その自治体から来るということでいいんですよね、そういう認識で。
- ○室井嘉吉議長 健康福祉課長。
- ○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

そのとおりでございます。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 いろんな場合が考えられます。例えば申請という必要性も出てくるかもしれません。ぜひ、これ、取りこぼしのないように、ぜひお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件について

○室井嘉吉議長 追加日程第2、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続調査について

○室井嘉吉議長 追加日程第3、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査、特別委員長から特定事件の調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○室井嘉吉議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

ここで町長より発言したい旨の申出がありますので、これを許可します。

町長。

○大宅宗吉町長 令和3年第4回議会定例会に提案いたしました全議案につきまして、慎重審議の上ご議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、令和3年度も残り僅かとなりました。新型コロナウイルス感染症は、落ち着いてきておりますが、新たな変異株・オミクロン株の感染例が確認され、地域経済や石油需給に及ぼす影響は予断を許さない状況にあります。

現在、町では、灯油価格の高騰を受けまして、生活困窮世帯を対象に値上がりしている灯油の購入費の支援策を検討しているところであります。具体的には、住民税所得割の非課税世帯、1世帯当たり1万円を支給するもので、想定される世帯数は約2,700世帯と、このように思っています。支援総額は、事務経費と合わせまして、約2,800万円程度を見込んでおります。財源は、特別交付税措置及び県からの補助金が一部交付される見込みでありますが、詳細につきましては、現在のところ未定であります。このため、取りあえず関連経費について、一般会計予備費を活用することにより、対象者の把握、申請手続等が整い次第、一日も早く対象者へ支給したいと、そのように考えているところであります。

これから年末年始を挟み、議会を招集する時間的な余裕がないことから、ただいま申し上げました予備費充当による灯油高騰に伴う生活困窮者支援について、議員各位のご理解をお願いするものであります。

議員各位には何かとご多忙のことと存じます。くれぐれもお体にご自愛されまして、今後と も町政進展のため、ご指導、ご支援賜りますようお願い申し上げて挨拶とさせていただきます。 ありがとうございました。 **─**

◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で会議を閉じます。

令和3年第4回南会津町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉

署 名 議 員 室 井 英 雄

署名議員 星 光 久